

プロバイダ責任制限法 逐条解説

2023年3月

総務省総合通信基盤局消費者行政第二課

※本稿の無断複製・転載はご遠慮ください。

目次

■ 凡例	1
■ プロバイダ責任制限法の逐条解説	3
■ 本法律の構成	3
■ 第一章 総則(第一条・第二条)	3
第1条(趣旨)	3
第2条(定義)	6
■ 第二章 損害賠償責任の制限(第三条・第四条)	12
第3条(損害賠償責任の制限)	12
第4条(公職の候補者等に係る特例)	23
■ 第三章 発信者情報の開示請求等(第五条―第七条)	29
第5条(発信者情報の開示請求)	31
第6条(開示関係役務提供者の義務等)	45
第7条(発信者情報の開示を受けた者の義務)	53
■ 第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続	55
第8条(開示命令)	60
第9条(国際裁判管轄)	62
第10条(国内裁判管轄)	73
第11条(発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等)	88
第12条(発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等)	90
第13条(開示命令の申立ての取下げ)	92
第14条(異議の訴え)	95
第15条(提供命令)	101
第16条(消去禁止命令)	115
第17条(非訟事件手続法の適用除外)	120
第18条(最高裁判所規則)	122

■	令和3年改正法附則.....	123
	第1条 施行期日.....	123
	第2条 経過措置.....	124
	第3条 検討.....	125
■	（補論）・プロバイダ責任制限法と非訟事件手続法の規定の適用関係について....	126
■	（参考） 渉外的法律関係における本法律の適用及び裁判管轄	143
■	第3 プロバイダ責任制限法施行規則の逐条解説.....	146

凡例

1) 法令名等略語

本法律	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号） ※第2～第3の「逐条解説」においては原則、令和3年改正法による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）を指す。
令和3年改正法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）
旧法	令和3年改正法による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
施行規則	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則（令和4年総務省令第39号）
旧省令	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14年総務省令第57号）
開示命令事件手続規則	発信者情報開示命令事件手続規則（令和4年最高裁判所規則第11号）
開示命令	発信者情報開示命令
開示命令事件	発信者情報開示命令事件
開示命令の申立てについての決定	発信者情報開示命令の申立てについての決定
開示請求訴訟	発信者情報開示請求訴訟
開示仮処分	発信者情報開示仮処分

※解説本文中の数字はアラビア数字に改めた。

2) 判例出典略語

民集 最高裁板書民事判例集

民録 大審院民事判決録

判時 判例時報

判タ 判例タイムズ

プロバイダ責任制限法の逐条解説

本法律の構成

令和3年における法改正により新たに章が設けられ、旧法第一条(趣旨)及び第二条(定義)が「第一章 総則」と、旧法第三条(損害賠償責任の制限)及び第三条の2(公職の候補者等に係る特例)が「第二章 損害賠償責任の制限」と、旧法第四条(発信者情報の開示請求)が「第三章 発信者情報の開示請求等」とされるとともに、新たに定められた発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について「第四章」が設けられた。

第一章 総則(第一条・第二条)

第1条(趣旨)

(趣旨)
第一条 この法律は、①特定電気通信による②情報の流通によって③権利の侵害があった場合について、④⑤特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び⑥発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、⑦発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の趣旨を定めるものである。令和3年における法改正により、新たに発信者情報開示命令事件に関する裁判手続が定められたことから、その旨が趣旨に追加された。

【解説】

1 本法律で規定する事項

本法律では、特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害された場合について、(ア)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、(イ)(被害を受けた者の)発信者情報の開示請求権、(ウ)発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について規定する。

2 用語の説明

①「特定電気通信」

「特定電気通信」とは、インターネットでのウェブページやSNS、電子掲示板等の不特定の者により受信されることを目的とするような電気通信の送信のことである。第2条第1号において定義される。

②「情報の流通によって」

情報の「流通」とは、情報を「送り、伝え、受けること」の3面を併せて表現したものである。なお、情報の「送信」とは、情報の「流通」のうち「送ること」という一側面を捉えて表現するものである。

ここで、権利を侵害したとされるのは、あくまでも「情報の流通」であり、「情報」自体で

はない。すなわち、当該情報を作成したこと等が問題とされるのではなく、当該情報を特定電気通信により不特定の者が受信し得る状態に置いたことが問題とされるものである。

また、権利の侵害が「情報の流通」自体によって生じたものである場合を対象とするものである。すなわち、流通している情報を閲覧したことにより詐欺の被害に遭った場合などは、通常、情報の流通と権利の侵害との間に相当の因果関係があるものとは考えられないため、本法律の対象とはならない。

③「権利の侵害」

「権利の侵害」とは、本法律で独自に定義されるものではなく、個人法益の侵害として、民事上の不法行為等の要件としての権利侵害に該当するものである。ここで、侵害されることとなる「権利」については、著作権侵害、名誉毀損、プライバシー侵害等様々なものが想定され、特に限定をすることなく、それらについて、横断的に対象とするものである。これは、一般不法行為等の場合と同様である。

なお、刑法上のわいせつに該当する情報、児童ポルノに該当する情報などは、当該情報の流通により、社会的法益が侵害されることとなるものであるが、同時に特定個人の権利が侵害されるものでなければ、本法律の対象とはならない。また、暴力的な表現を内容とする情報等、有害ではあるが法令には違反しないような情報についても、当該情報の流通によって特定個人の権利が侵害されることとはならないため、本法律の対象とはならない。

④「特定電気通信役務提供者」

「特定電気通信役務提供者」とは、ウェブホスティングを行う者や SNS の運営者、電子掲示板の管理者など、特定電気通信の用に供される電気通信設備を用いて他人の通信を媒介している者等である。第2条第3号において定義される。

⑤「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限」

「損害賠償責任の制限」とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限に関する第3条及び第4条の規定のことである。

なお、制限されることとなる責任は、情報の送信を防止する措置を講じなかったことによる権利を侵害された者に対する責任及び情報の送信を防止する措置を誤って講じたことによる発信者に対する責任の両方である。

⑥「発信者情報の開示を請求する権利」

「発信者情報の開示を請求する権利」とは、権利を侵害されたとする者による特定電気通信役務提供者に対する発信者情報の開示を請求する権利に関する第5条の規定のことである。

権利を侵害されたとする者には、本法律の制定時までは、特定電気通信役務提供者に対して、発信者情報の開示を請求する権利は存在していなかったところ、本法律によって、その請求権を創設的に認めることとするものである。

なお、「発信者情報」とは、ある情報の発信者を特定するために役に立つ情報のことである。第2条第6号で規定される。

⑦「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定める」

「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」とは、開示命令事件に関する裁判管轄のほか、当該事件の申立て、審理、不服申立て(開示命令の申立てについての決定

に対する異議の訴えを含む。)等の方法に関する手続を指すものである(第4章)。

第2条(定義)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 ①不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第五条第三項において同じ。)の送信(②公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。
- 二 特定電気通信設備 ①特定電気通信の用に供される電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。第五条第二項において同じ。)をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 ①特定電気通信役務(特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。)をいう。同条第三項において同じ。)を提供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の①記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の②送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。
- 五 侵害情報 ①特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報をいう。
- 六 発信者情報 ①氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。
- 七 開示関係役務提供者 ①第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者及び同条第二項に規定する関連電気通信役務提供者をいう。
- 八 発信者情報開示命令 ①第八条の規定による命令をいう。
- 九 発信者情報開示命令事件 ①発信者情報開示命令の申立てに係る事件をいう。

【趣旨】

本条は、本法律における主要な用語について、その定義を行っているものである。

【解説】

1 特定電気通信(第1号)

(1) 概要

本号は、本法律の規律の対象となる通信を定めるものである。現在、インターネット上のウェブページや SNS、電子掲示板等の不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信において、他人の権利を侵害する情報の流通の問題が生じていることから、このような形態で行われる通信を「特定電気通信」として定義し、本法律において必要な措置を講ずることとしている。

(2) 用語の説明

①「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信……の送信」

インターネット上のウェブページや SNS、電子掲示板等は、電気通信の一形態ではあるが、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号))の送信であることから、このような形態で送信される電気通信を通信概念から切り出し、「特定電気通信」としたものである。電子メール等の1対1の通信は、「特定電気通信」には含まれない。なお、多数の者に宛て

て同時に送信される形態での電子メールの送信も、1対1の通信が多数集合したものにすぎず、「特定電気通信」には含まれない。

特定電気通信は、特定電気通信設備(第2号:特定電気通信の用に供される電気通信設備)の記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信される形態で行われるもの(蓄積型)と特定電気通信設備の送信装置に入力された情報が不特定の者に送信される形態で行われるもの(非蓄積型)がある。蓄積型に該当するものは、ウェブページや SNS、電子掲示板、いわゆるインターネット放送(オンデマンド型のもの)など、非蓄積型に該当するものは、いわゆるインターネット放送(リアルタイム型のもの)などが考えられる。

「不特定の者によって受信されることを目的」とするか否かについては、送信に関与する者の主観とかかわりなく、その態様から客観的、外形的に判断されるものである。

② 「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」

「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とは、放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号で定義される放送¹のことである。放送に該当する電気通信の送信については、放送法において、別途の規律が図られており、本法律の対象とする必要はないことから、本法律において対象とする通信から除くこととしている。

2 特定電気通信設備(第2号)

(1) 概要

本号は、特定電気通信の用に供される電気通信設備を「特定電気通信設備」として定義したものである。

(2) 用語の説明

① 「特定電気通信の用に供される電気通信設備」

「用に供される」とは、何々の用途に充てられる、何々のために用いられるの意味であり、「特定電気通信の用に供される電気通信設備」とは、特定電気通信を行うに当たり用いられる電気通信設備をいう。具体的には、蓄積型の特定電気通信において用いられるウェブサーバや非蓄積型の特定電気通信において用いられるストリームサーバ等が該当する。

3 特定電気通信役務提供者(第3号)

(1) 概要

本号は、本法律の規定の対象となる者を定めたものである²。特定電気通信役務を提供する者を「特定電気通信役務提供者」としている。

プロバイダは、自らが提供する特定電気通信役務において用いる特定電気通信設備

¹ 放送につき、放送法第2条第1号は、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する伝記通信をいう。)の送信(他人の電気通信設備(同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を用いて行われるものを含む。)」と規定している。

² 旧法においては、「特定電気通信役務提供者」は「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」(旧法第2条第3号)と定義されていたが、本法律第5条第3項において「侵害関連通信」を定義するに当たって「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する」という「役務を提供する行為」に着目する形で規定したことに伴い、当該行為が初出する本号の条文を「特定電気通信役務」という語を用いる形に変更した。

が特定電気通信の用に供された場合に、当該特定電気通信によって他人の権利を侵害する情報が流通しているときは、(a)当該情報の送信を防止するための措置をとる、(b)発信者の特定に資する情報(発信者情報)を開示する、という対応をとることが可能な場合があるため、本法律では、このようなプロバイダを対象とし、特定電気通信による情報の流通によって権利が侵害された場合について、(i)適切かつ迅速な対応を促進するための損害賠償責任の制限、(ii)権利の侵害を受けた者が当該情報の発信者情報の開示を受けることができるための権利を規定することとしている。

企業・大学等は、特定電気通信設備を設置して、企業の従業員、大学の職員・学生に外部の者との通信のために当該設備を使用させている場合がある。このような場合、企業・大学等は、プロバイダと同様の役務を営利を目的とせず提供しているものと考えられ、上記(a)、(b)の対応をとることのできる者という意味では、プロバイダと何ら異なるものではない。そこで、本法律においては、役務を提供する者を営利目的で限定することとはせず、企業・大学等を含めた特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供しているすべての者を対象者とするとしている。具体的には、ウェブホスティング等を行ったり、第三者が自由に書き込みのできる SNS や電子掲示板を運用したりしている者であれば、電気通信事業法の規律の対象となる電気通信事業者だけでなく、例えば、企業、大学、地方公共団体や、SNS や電子掲示板を管理する個人等も特定電気通信役務提供者に該当し得るものである。

なお、「最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダ³との間の通信を媒介する経由プロバイダ⁴」につき、最高裁は「特定電気通信役務提供者」に該当すると判示している(最一小判平成 22 年4月8日民集 64 卷3号 676 頁)。

(2) 用語の説明

① 「特定電気通信役務」

「特定電気通信役務」とは、特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務をいい、例えば、インターネット上のウェブページや SNS、電子掲示板等の不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信を行う電気通信役務が該当する。

4 発信者(第4号)

(1) 趣旨

本号は、発信者として特定電気通信において情報を流通過程に置いた者を定めるものである。

本法律は、他人の権利を侵害する情報を流通過程に置いた者(一義的に私法上の責任を負うべき者)以外の者で情報の流通に関与したものである特定電気通信役務提供者の私法上の責任が制限される場合を明確にするものであり、また他人の権利を侵害する情報を流通過程に置いた者の特定に資する情報を開示するための権利や手続を定めるものであることから、特定電気通信においてどのような行為をした者が情報を流通過程に置いた者であるかを明確に定めておく必要がある。

当該情報の流通によって他人の権利が侵害された場合、その責任を一義的に負うべき者は、当該情報を流通過程に置いた者であり、特定電気通信においては、特定電気通

³ SNS や電子掲示板等を運営するプロバイダをいう。

⁴ 本書においては、以下、「最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介するプロバイダ」に加えて、「発信者とコンテンツプロバイダとの間の侵害関連通信を媒介するプロバイダ」を総称する用語として「経由プロバイダ」を用いる。

信役務提供者の特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録される情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録した者又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力される情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者がこれに該当することから、これらの者を「発信者」として定義するものである。

なお、誰が情報を流通過程に置いた者に該当するかは、当該情報を流通過程に置く意思を有していた者が誰かということにかかわる。したがって、法人の従業員が業務上送信行為をしたに過ぎないような場合は、発信者は当該法人であるが、受委託の関係があるものの委託先の業者が委託元とは独立して情報流通に関与しているような場合は、委託先の業者が発信者となるものと考えられる。

(2) 用語の説明

① 「記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録」

蓄積型の特定電気通信における発信者の行為をとらえたものである。蓄積型の特定電気通信(ウェブページ等)においては、情報を発信しようとする者は、特定電気通信設備(ウェブサーバ等)の記録媒体(ハードディスク等)に自己の発信しようとする情報を記録することによって、当該情報を流通過程に置いている。特定電気通信設備の記録媒体には、記録された情報が不特定の者に送信されるもの以外にも様々なものがある。特定電気通信における情報の発信者は、不特定の者に情報を送信する目的で情報を流通過程に置いた者であるため、「記録された情報が不特定の者に送信される記録媒体」に情報を記録した者のみを発信者としてしている。

② 「送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力」

非蓄積型の特定電気通信における発信者の行為をとらえたものである。非蓄積型の特定電気通信(リアルタイムのストリーミング送信等)においては、情報を発信しようとする者は、特定電気通信設備(ストリームサーバ等)の送信装置に自己の発信しようとする情報を入力することによって、当該情報を流通過程に置いている。

特定電気通信設備の送信装置には、入力された情報を不特定の者に送信するもの以外の送信装置もあるが、特定電気通信における情報の発信者は、不特定の者に情報を送信する目的で情報を流通過程に置いた者であるため、「入力された情報が不特定の者に送信される送信装置」に情報を入力した者のみを発信者としてしている。

5 侵害情報(第5号)

(1) 趣旨

本号は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報を「侵害情報」として定義したものである。

(2) 用語の説明

① 「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報」

特定電気通信による情報の流通によって自らの権利が侵害されたと主張する者が、その権利を侵害すると主張する情報を指すものである。ここで、「権利を侵害されたとする」と規定されているのは、この者が本当に権利を侵害されたのかどうか不明であるためであり、「侵害したとする」と規定されているのは、この情報がまだ本当に「権利を侵害した」の

かどうか不明であるためである。

6 発信者情報(第6号)

(1)趣旨

本号は、発信者情報開示請求の対象となる発信者情報を定めるものである。

(2)用語の説明

- ①「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるもの」

「発信者情報」とは、ある情報の発信者の特定に資する情報のことである。これは、発信者を特定するために参考となる情報一般を意味し、このうち、開示請求をする者の損害賠償請求等を可能とするという観点から、その相手方を特定し、何らかの連絡を行うのに合理的に有用と認められる情報が、総務省令において限定列举されている。

7 開示関係役務提供者(第7号)

(1)趣旨

本号は、発信者情報の開示請求の相手方となる者を定めたものである。

(2)用語の説明

- ①「第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者及び同条第二項に規定する関連電気通信役務提供者」

開示関係役務提供者に該当する者として、第5条第1項に規定する「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」⁵及び第5条第2項に規定する「関連電気通信役務提供者」を定めたものである。

8 発信者情報開示命令(第8号)

(1)趣旨

本号は、発信者情報開示命令を定めるものである。

(2)用語の説明

- ①「第八条の規定による命令」

第8条の規定による命令を発信者情報開示命令として定めるものである。

9 発信者情報開示命令事件(第9号)

(1)趣旨

本号は、発信者情報開示命令事件を定めるものである。

(2)用語の説明

- ①「発信者情報開示命令の申立てに係る事件」

発信者情報開示命令の申立てに係る事件を発信者情報開示命令事件として定めるものであり、提供命令の申立てに係る事件及び消去禁止命令の申立てに係る事件を含むものではない。

なお、「事件」とは、問題となっている事項、事実又は関係を意味し、訴訟や審判手続

⁵ 旧法においては、「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」のみが開示関係役務提供者とされていた(旧法第4条第1項)。

においてはその対象となっている事柄を表す用語である⁶。

⁶ 角田禮次郎ほか編「法令用語辞典」〈第10次改訂版〉学陽書房(2016年)345頁以下

第二章 損害賠償責任の制限(第三条・第四条)

第3条(損害賠償責任の制限)

(損害賠償責任の制限)

第三条 ①特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、②当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、③これによって生じた損害については、④権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、⑤賠償の責めに任じない。ただし、⑥当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 ⑦当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 ⑦当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による①情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により②送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、③当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、④賠償の責めに任じない。

一 ⑤当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 ⑥特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

【趣旨】

本条は、特定電気通信による情報の流通に関し、当該情報の流通によって他人の権利が侵害された場合の特定電気通信役務提供者の不作为を理由とする権利を侵害された者に対する損害賠償責任(第1項)及び特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合の特定電気通信役務提供者の作為を理由とする発信者に対する損害賠償責任(第2項)の制限について規定するものである。

【解説】

1 第1項

(1) 概要

本項は、特定電気通信役務提供者が、自ら提供する特定電気通信による他人の権利を侵害する情報の送信を防止するための措置を講じなかったことに関し、特定電気通信役務提供者に作為義務が生ずるのかどうかは明確ではない中で、当該情報の流通により権利を侵害されたとする者との関係での損害賠償責任(不作为責任)が生じない場合を

可能な範囲で明確にするために規定するものである。

本項の規定により、特定電気通信役務提供者が不作為責任を負い得る場合が一定の範囲で明確化されることとなり、問題とされる情報に対して特定電気通信役務提供者による適切な対応が促されることになるものと期待される。また、逆に、特定電気通信役務提供者が、問題とされる情報の送信を防止する措置を講じないことにより不作為責任を問われることをおそれるあまり、過度に送信を防止する措置を行って発信者の表現の自由を不当に侵害することを抑止する効果も有するものと考えられる。

(2) 用語の説明等

①「特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたとき」

本項の対象とするのは、「特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたとき」であり、本項は、関係役務提供者が、他人の権利を侵害する情報であるにもかかわらず送信を防止する措置を講じなかったときの損害賠償責任の制限について規定したものである。

ここで、「情報の流通により」としているのは、権利の侵害が「情報の流通」自体によって生じたものである場合を対象とするものであることを示すためであり、例えば詐欺に関する情報の場合には、権利の侵害が「情報の流通」自体によって生じたものとはいえないので、対象とならない。

また、「他人の権利が侵害された」としているのは、本項は、情報の流通によって実際に損害が発生した場合について、当該情報の発信者ではなく、その流通に関与した関係役務提供者の事後的な損害賠償責任の有無の判断に当たっての規範であり、「権利が侵害された」ことが前提となるためである。

なお、ここにいう「権利が侵害された」とは、不法行為を規定する民法(明治29年法律第89号)第709条の「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」⁷と同趣旨であり、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害等、保護される法益の範囲に限定はない。

しかし、問題とされる情報に違法性が認められる場合であっても、およそ人の権利利益との関連がなく、不法行為が成立する可能性がないような場合には、これに含まれない。

②「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」

本項の対象となる特定電気通信役務提供者を規定しているものである。すなわち、本項で対象とするのは、特定電気通信により情報が流通している場合に、問題とされる情報が記録されているウェブサーバを提供している者など当該情報の流通に関する特定電気通信設備を提供している者である。

③「これによって生じた損害」

本項の対象となる損害は、特定電気通信による情報の流通によって他人の権利の侵害が生じた場合に、それによって現実に生じた損害である。これは、問題とされる情報の流通自体によって現実に損害が発生している場合でなければ損害賠償責任を問われることはないためである。そのため、例えば、ある情報が特定電気通信設備に記録されたが、他の誰かが受信する前に被害を受ける者がそれに気付き、発信者に連絡する等して、それ以降の流通が防止されたような場合等、現実の損害が生じていない場

⁷ 民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)による改正前は、「権利ヲ侵害シタ」とされていた。

合には、本項の適用はないこととなる。逆に、関係役務提供者がある時点で情報の送信を防止するための措置を講じた場合であっても、それまでの間に当該情報の流通によって損害が生じていれば、関係役務提供者は、その損害についての責任を問われる可能性があり、本項で制限されることとなる責任には、そのような損害についての責任も含まれるものである。

なお、本項では、権利侵害の態様について特に制限を加えていないことから、安全配慮義務違反等の契約上の義務違反が問われることがあれば、不法行為のみならず、そのような義務違反による権利の侵害により生じた損害をも含むことになる。

④「権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合」

そもそも当該情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能でない場合には、結果回避可能性がなく、関係役務提供者に作為義務が生じることはないことから、それを明確化するものである。

ここで、関係役務提供者に期待される措置は、あくまで権利の侵害を防止するために必要な限度にとどまるものである。例えば、問題とされる情報の送信を防止するためには他の関係ない大量の情報の送信を停止しなければならないような場合や、インターネットへの接続自体をさせない等、当該情報の発信者の情報発信のすべてを停止するしかない場合には、関係役務提供者がその措置を講ずることが「技術的に可能」とは言えないものと解される。

また、技術的に可能かどうかは客観的に判断されるべきものであり、通常の技術力のある関係役務提供者であれば措置を講じることが可能であるが、当該関係役務提供者の技術力では必要な限度で措置を講じることが不可能であるというような場合については、本項による責任の制限には該当しないものと解される。

⑤「賠償の責めに任じない」

「賠償の責めに任じない」とは、民事上の賠償責任、すなわち、不法行為に基づく損害賠償責任や債務不履行に基づく損害賠償責任が生じないことである。被害回復措置は、通常は金銭的賠償のことであるが(民法第417条及び民法第722条第1項)、名誉毀損の場合には、賠償に代えて名誉を回復するに適切な処分を命じ得ることとされており(民法第723条)、本項においても、それと同じである。

また、本項は、関係役務提供者に対する差止めが認められるかどうかについては、何ら規定していない。このため、差止めが可能かどうかについては、侵害される権利の性質等に応じ、当該権利について規定する法律に則ってそれぞれ個別に判断されることとなる。

さらに、本項は、刑事上の責任について規定しているものではない。関係役務提供者が違法情報の送信を防止する措置を講じなかったことについては、関係役務提供者が当該情報の発信者である場合や、違法情報であること及びその結果により被害が生じることを知りつつその流通を促進していた場合等、関係役務提供者が当該情報の流通に積極的に関与していた場合等には刑事上の責任を問われる可能性があるが、単に、関係役務提供者が違法情報が流通していることを知っただけでは、直ちに刑事上の責任を問われることは考えにくい。

⑥「当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない」

関係役務提供者が自らウェブページを作成する場合等、関係役務提供者自身が当

該情報当該情報を記録媒体に記録し、又は送信装置に入力した者(発信者)となっている場合については、本項本文の適用の対象から除外するものである。そのような場合に、発信された情報の流通によって生じた損害については、関係役務提供者は、当然、当該情報の発信者としての責任を負うべきものであり、本項本文の要件を満たすか否かにかかわらず、一般則に従って責任を負い得ることとなる。

なお、このことは、関係役務提供者が他の発信者と共同で情報発信を行う場合など、発信者が複数存在する場合の1人になっているときでも、同様である。

⑦ 要件(第1号、第2号)

関係役務提供者が賠償責任を負い得る場合の要件として、(ア)当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき(第1号)、又は、(イ)当該情報が流通していることを知っていた場合であって当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知る事ができたと認めるに足りる相当の理由があるとき(第2号)、が規定されている。これらの要件は、情報の流通に関する認識と情報が権利侵害に当たるとどうかの認識という2つの観点から定められているものである。

ア. 情報の流通に関する認識

まず、関係役務提供者に賠償責任が生じることがあるのは、特定電気通信によりその情報が流通していることを知っていた場合に限られる。ここで、「知っていた」とは、当該情報が流通しているという事実を現実に認識していたことである。

この規定は、前記のような事実を認識していなかった場合には、その理由を問わず責任が生じないとするものであり、結果として、関係役務提供者には、特定電気通信により流通する情報の内容を網羅的に監視する義務がないことを明確化するものである。

これは、関係役務提供者が特定電気通信により流通する情報の内容を一般的に監視することとなると、発信者の表現の自由との関係で重大な問題があると考えられること、関係役務提供者が他人の権利を侵害する情報が流通していることを知らなかったことについて責任を問われ得ることとなると、その追及をおそれるあまり、サービスの提供を中止することや、疑わしい情報はすべてあらかじめ削除するようになるおそれがあること、によるものである。

なお、当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたときは、必ず当該情報が流通していることをも知っていることとなるため、第1号では要件として文言上規定していない。

イ. 権利侵害に関する認識

次に、関係役務提供者が、不作為責任を問われる可能性があるのは、アの特定電気通信により当該情報が流通しているという事実を認識していた場合であって、さらに、権利侵害に関する認識という観点から、当該関係役務提供者が当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき(第1号)、又は、当該関係役務提供者が当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知る事ができたと認めるに足りる相当の理由があるとき(第2号)、に限られることとするものである。

ここで、「認めるに足りる相当の理由」とは、通常の注意を払っていれば知ることができたと客観的に考えられることである。どのような場合に「相当の理由」があるとするのかは、最終的には司法判断に委ねられるところであるが、例えば、関係役務提供者が次のような情報が流通しているという事実を認識していた場合は、相当の理由があるものとされよう。

(a) 通常は明らかにされることのない私人のプライバシー情報(住所、電話番号等)

(b) 公共の利害に関する事実でないこと又は公益目的でないことが明らかであるような誹謗中傷を内容とする情報

逆に、以下のような場合には、「相当の理由があるとき」には該当せず、関係役務提供者は責任を負わないものと考えられる。

- (c) 他人を誹謗中傷する情報が流通しているが、関係役務提供者に与えられた情報だけでは当該情報の流通に違法性があるのかどうかはわからず、権利侵害に該当するか否かについて、十分な調査を要する場合
- (d) 流通している情報が自己の著作物であると連絡があったが、当該主張について何の根拠も提示されないような場合
- (e) 電子掲示板等での議論の際に誹謗中傷等の発言がされたが、その後も当該発言の是非等を含めて引き続き議論が行われているような場合

⑧ 他の要件との関係及び主張・立証責任

この規定は、関係役務提供者の不作为責任の判断の際に、当然に考慮されるべき事情を独立の要件として抽出し、類型化して規定することで、関係役務提供者が民事上の責任を問われ得る場合を明確化するものである。従って、被害を受けたと主張する者は、関係役務提供者に対して損害賠償請求をするに当たっては、まず、本項の各要件に該当することを主張・立証したうえで、作為義務の存在や因果関係等損害賠償請求に必要な他の要件をも主張・立証する必要がある。すなわち、本項の規定は、主張・立証責任を転換するものではなく、また、本項の要件に該当した場合に当然に損害賠償責任があることとなるわけでもない。

2 第2項

(1) 概要

本項は、特定電気通信役務提供者が、自ら提供する特定電気通信により流通する情報の送信を防止する措置を講じたことに関して、当該情報の発信者との関係で損害賠償責任(作為責任)を負い得る場合について規定するものである。

本項の規定により、特定電気通信役務提供者は、一定の要件に該当する場合でなければ発信者との関係で責任を負わないことが明確となるため、他人の権利を侵害する情報の送信を防止する措置を講じないことを過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応をとるよう促されることが期待される。

(2) 用語の説明等

①「情報の送信を防止する措置を講じた場合」

本項の対象とするのは、特定電気通信役務提供者が「情報の送信を防止する措置を講じた場合」であり、本項は、特定電気通信役務提供者が、その情報が他人の権利を侵害するものでないにもかかわらず、結果として誤って送信を防止する措置を講じてしまったときに発信者との関係で生じ得る損害賠償責任について規定したものである。

②「送信を防止された情報の発信者に生じた損害」

情報の送信を防止するための措置を講じたことによって、当該情報の発信者が本来社会に流通させることができたはずの情報の送信ができなくなったことによる損害である。具体的には、表現を不当に妨害されたことによる精神的損害、収益を上げることが予定されていた表現行為を妨害されたことによる逸失利益等が考えられる。

なお、特定電気通信役務提供者が当該情報の発信者となっている場合について、第1項と異なり、規定上明文で除外されていないが、これは、そもそも、自らウェブページを作成する場合等、特定電気通信役務提供者自身が情報の発信者となる場合には、

発信者としての特定電気通信役務提供者が自ら措置を講じるものであり、責任の制限という観点から規定をおく必要性がないためである。

③「当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合」

送信を防止する措置は、表現行為に対する重大な制約となり得るものであるため、措置の目的に照らして必要な限度において行われたものであることを、損害賠償の責めに任じない場合の要件とするものである。

具体的にどのような場合に「必要な限度」を超えていると解されるのかは一概にはいえないが、例えば、問題とされている情報が一部であり、当該情報のみの消去が可能であるにもかかわらず、当該情報の発信者が作成し、記録した情報をすべて消去する場合や、特定電気通信役務提供者が故意に他人の権利を侵害するとされる情報を隠匿する目的で複製をすることなく論理的に消去した場合などは、必要な限度を超えているものと解されることとなる⁸。

「不特定の者に対する送信」としているのは、特定電気通信では、流通する情報が不特定の者により受信され得るからこそ、権利の侵害の拡大が問題となっているものであることから、権利の侵害を防止するために必要な措置として求められるのも、不特定の者に対する送信が防止されることであって、特定の者に対する送信が行われることをも防止することまで含まれるものではないことを明らかにするためである。

④「賠償の責めに任じない」

「賠償の責めに任じない」とは、民事上の賠償責任が生じないことである。すなわち、不法行為責任や債務不履行責任が生じないことをいう。第1項におけるのと同様である。

なお、本項では、特定電気通信役務提供者の刑事責任は、対象としていない。違法でない情報を違法情報であると誤認して送信を防止する措置を講じたことによって特定電気通信役務提供者が問われる可能性がある刑事上の責任としては、当該措置を講じたことによる業務妨害が考えられるが、誤って措置を講じたこと(過失)により業務妨害に問われることはないこと等によるものである。

⑤ 要件(第1号)

特定電気通信役務提供者がある情報の流通により他人の権利が不当に侵害されると信じてその情報の送信を防止する措置を講じた場合について、結果としてその情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていなかったときであっても、通常の注意を払っていたとしてもそう信じたことがやむを得なかったときには、特定電気通信役務提供者の賠償責任を免除することを規定するものである。

ア. 「権利が不当に侵害されている」

「権利が侵害されている」とは、民法第 709 条の「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」と同義であるが、「権利が不当に侵害されている」とは、単に違法な権利侵害があることに加えて、正当防衛のような違法性阻却事由等がないことをも含む意である。これは、表現の自由との関係で本項の要件についてはできる限り限定的に規定することが望ましいことによるものである。また、一般的に不法行為における違法性阻却事由についての主張・立証責任は加害者側にあるとされているが、本条においても、特定電気通信役務提供者が違法性阻却事由がないことを主張・立証するのではなく、

⁸ このように規定しているのは、その情報やその情報の流通に関する情報に証拠として意味がある場合があることにも配慮したものである。

その情報の発信者が違法性阻却事由があることを主張・立証することになる。

イ「信じるに足りる相当の理由があった」

特定電気通信役務提供者が情報の送信を防止するための措置を講じている場合には、当然、当該情報が他人の権利を侵害するものと考えたうえで措置をしているはずであるが、当該情報が他人の権利を侵害するものでなかった場合であっても、通常の注意を払っていてもそう信じたことがやむを得なかったときには、責任を負わないこととするものである。どのような場合に「相当の理由」があるとされるのかは、最終的には司法判断に委ねられるところであるが、例えば、次のような場合は、相当の理由があるものとされよう。

(ア) 発信者への確認その他の必要な調査により、十分な確認を行った場合

(イ) 通常は明らかにされることのない私人のプライバシー情報(住所、電話番号等)について当事者本人から連絡があった場合で、当該者の本人性が確認できている場合

⑥ 要件(第2号)

権利を侵害する情報の流通による被害の拡大を防止するという観点から、流通する情報の内容にかかわらず客観的・外形的な基準に従って、問題とされる情報の送信を防止するための措置を講じても、特定電気通信役務提供者は、損害賠償責任を問われないこととするものである。具体的には、発信者の表現行為を過度に制約することとならないよう、権利を侵害されたとする者からの申出により発信者に対して照会をし、意見表明の機会を与えたにもかかわらず、発信者から一定の期間を経過しても何らの申出もない場合とするものである。一方の当事者が自らの権利の侵害があることを主張している中で、他方の当事者が、意見表明の機会を与えられているにもかかわらず、何ら自らの権利等に係る主張を行わない場合であることから、当事者間の利害の平衡を考え、このような客観的・外形的な判断にも妥当性があるものと考えられるためである。

ア. 「自己の権利を侵害されたとする者」

申出を行うことができるのは、「自己の」権利を侵害されたとする者であり、知り合いの権利や特定個人の権利とはいえないような社会的な法益等自己以外の者の権利が侵害されたとする者が行った申出は、本項の規定による申出とはならない。なお、「権利を侵害されたとする」と規定されているのは、申出の段階では、本当に権利を侵害されたのかどうか不明であるためである。

なお、第三者からの連絡に基づく場合や、特定電気通信役務提供者自身が発見した場合等であって、特定電気通信役務提供者が、権利侵害が明らかであれば自らの責任で送信防止措置を講じたときに、第1号の要件に合致すれば、本項の規定によって責任が制限されることとなる。

イ. 申出にあたり示すべき事項

権利を侵害されたとする者が送信防止措置を講ずるよう申出を行うにあたっては、(ア)侵害情報、(イ)侵害されたとする権利、(ウ)権利が侵害されたとする理由を示すこととする。権利を侵害されたとする者が申出を行うに当たって示す事項は、そのまま特定電気通信役務提供者が発信者に照会する際に示されることとなるが、発信者にとって十分な手続的な保障が与えられているものとするためには、少なくともこれらの事項が示されている必要があるためである。

「侵害されたとする権利」については、それがどのようなものであるのかが具体的かつ

適切に示される必要があるとともに、申出をする者が、その権利を正当に保有していることをも的確に示される必要がある。また、「権利が侵害されたとする理由」も、紛争の中核になるものであり、具体的かつ適切に示される必要がある。

なお、申出をする者は、自己の権利が侵害された事実を明確にするために、当然、特定電気通信役務提供者に対して氏名等の必要な情報を示して申出をすることとなるものと考えられる。

ウ。「侵害情報の送信を防止する措置(以下「送信防止措置」という。)」

「送信を防止する措置」とは、発信者が特定電気通信設備の記録媒体に侵害情報が記録し、又はその送信装置に情報が入力したのちに、不特定の者からの求めにより自動的に行われる「送信」を防止するための措置である。

エ。「講ずるよう申出があった場合」

権利を侵害されたとする者は、自ら送信防止措置を講ずることはできないため、特定電気通信役務提供者によって問題とする情報の送信を防止する措置が講じられるよう申出をすることとなる。

オ。「侵害情報等を示して」

発信者に対して、措置に同意するか照会する際には、権利を侵害されたとする者からの申出の際に示された事項(侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由)を示して行うこととするものである。特定電気通信役務提供者が発信者に対して照会する場合には、これらの事項が発信者に対して示されることとなり、その結果、これらの事項は、発信者側で侵害防止措置を講ずることに同意するかどうかの判断に資することとなるものである。

なお、申出をした者の氏名等の個人情報については、プライバシー侵害の場合など、それを発信者に示すことでかえって被害が拡大することも考えられることから、必ず発信者に示すべき事項とはされておらず、特定電気通信役務提供者において、場面に応じた適切な判断がなされるべきものと考えられる。

カ。「当該措置を講ずることに同意するかどうか」

特定電気通信役務提供者が発信者に対して照会するのは、特定電気通信役務提供者が権利を侵害されたとする者からの申出を受けて送信防止措置を講ずることについてである。

キ。「照会した場合」

申出を受けて、特定電気通信役務提供者は、発信者に対して、送信防止措置に同意するかどうか照会することとなるが、本法律は、任意にこの照会をした場合の特定電気通信役務提供者の責任の制限について規定しているものにすぎず、自己の権利を侵害されたと主張する者から申出があった場合に、特定電気通信役務提供者に対して発信者に照会することを義務付けるものではない⁹。

⁹ 申出をした者は、情報の送信を防止する措置を講ずるよう求めて申出をするものであるが、発信者の責任を追及する際には、その情報が証拠としての意味を有する場合も考えられる。しかし、情報の送信を防止する措置を講じた結果として、その情報が特定電気通信設備から削除されることがあることについて申出をした者が認識していない可能性もある。このため、特定電気通信役務提供者は、被害者が発信者等の責任を追及する意思を有している場合に配慮し、場合により事前に申出をした者にその旨説明することや警察への相談等を行うよう助言することに努めることが望ましい。

ク。「当該照会を受けた日」

本項の規定は、情報の送信を防止する措置という表現行為に対して重大な影響を与える措置を講じることができることとするものであり、そうした措置を講ずる前提として、発信者が手続の趣旨や権利を侵害されたとする者の申出の内容等を実際に伝達され、実際に意見表明の機会が与えられていることが不可欠である。このため、起算日についても、発信者が実際に照会を受けた日とされている。

ケ。「七日を経過しても」

権利を侵害されたとする者との関係では、権利の侵害による被害が拡大し続けるおそれがあることから期間はできる限り短くする必要がある一方で、発信者との関係では、申出をするのに十分な時間的余裕を設ける必要がある。このため、郵便の利用も考慮に入れ、1週間、すなわち、7日間とするものである。

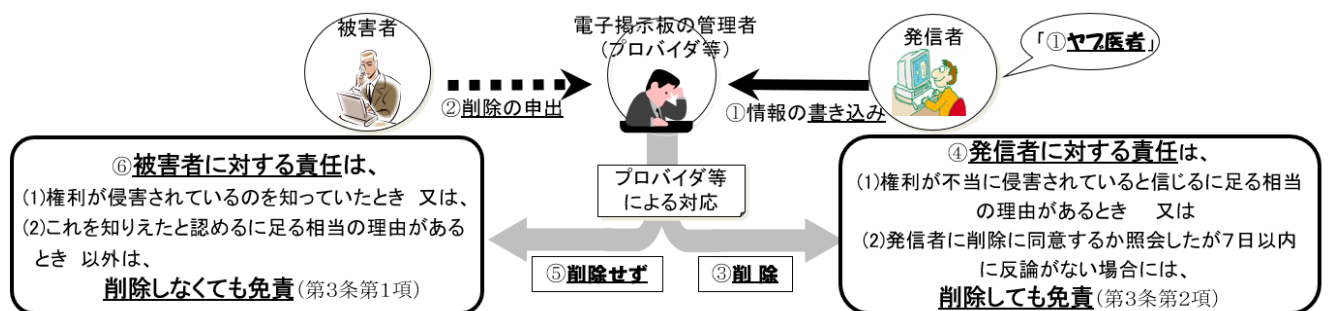
コ。「同意しない旨の申出がないとき」

照会を受けたにもかかわらず、発信者から送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がないときである。発信者は、自己の権利を侵害されたと主張する者の申出を受け入れ、送信防止措置を講ずることに同意した場合はもちろんのこととして、何ら応答をしない場合をも含める趣旨である。

⑦ 主張・立証責任

本項の規定は、発信者が一般的な不法行為の要件事実を立証した場合に、特定電気通信役務提供者の側で抗弁として、本項の各要件を主張・立証できれば、責任を負わないこととする免責事由を定めるものである。従って、本項の各要件に該当することは、特定電気通信役務提供者側で主張・立証することとなる。

図2-1 プロバイダ等の損害賠償責任の制限の概要

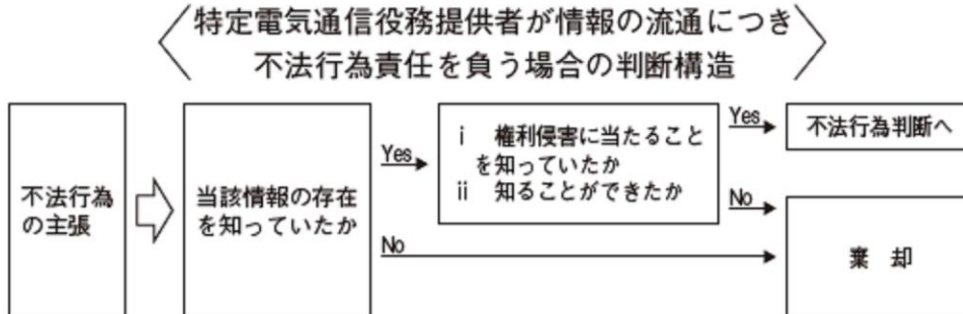


⑧ 規定の性格

本項の規定は、特定電気通信役務提供者が情報の送信を防止する措置を講じた場合に発信者に対して負い得る責任に関するものであるが、特定電気通信役務提供者と発信者とは契約関係にある場合、例えば、契約約款等により別の定めをしている場合も少なくないと考えられる。本項の規定は、その場合の当事者間の取決めを排除する趣旨ではないので、その性質は、あくまで任意規定に当たるものと考えられる。もっとも、民法その他の法律における強行規定の適用があることはもちろんであり、特定電気通信役務提供者と発信者の間の免責の定めが著しく正義に反するというような極端な場合には、民法第 90 条の公序良俗違反として当該特約の効力は否定され、その結果として、本法律の規定が適用されることになるものと解される。

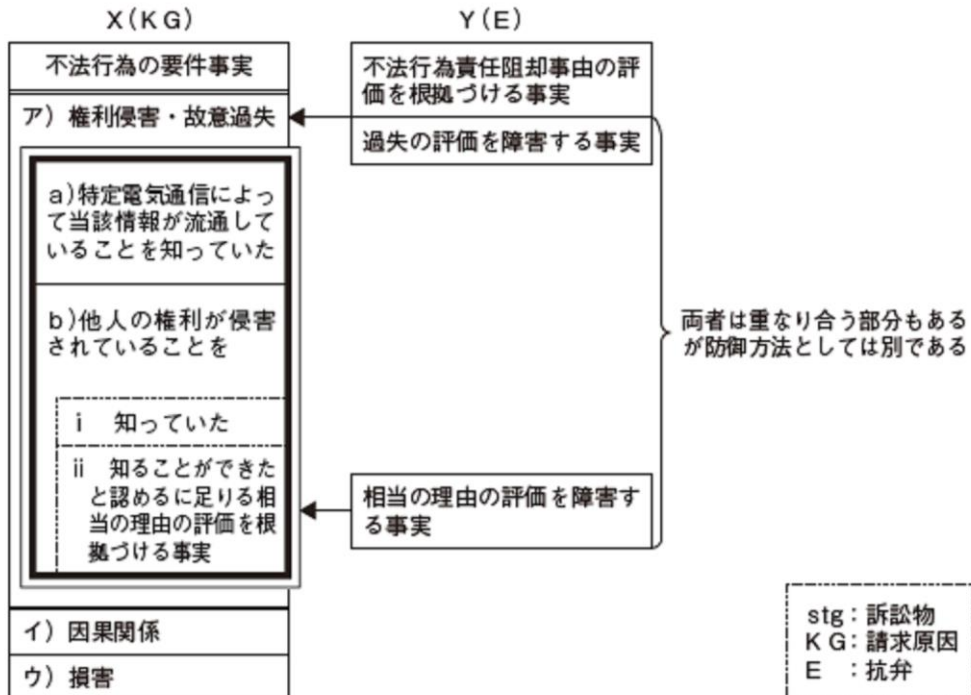
(参考)

特定電気通信役務提供者の不作为による
損害賠償責任の場合の主張・立証 (第1項)



被害者が特定電気通信役務提供者に対して情報を削除
しないことによる損害賠償を請求する場合のイメージ

(stg) 不法行為に基づく損害賠償請求



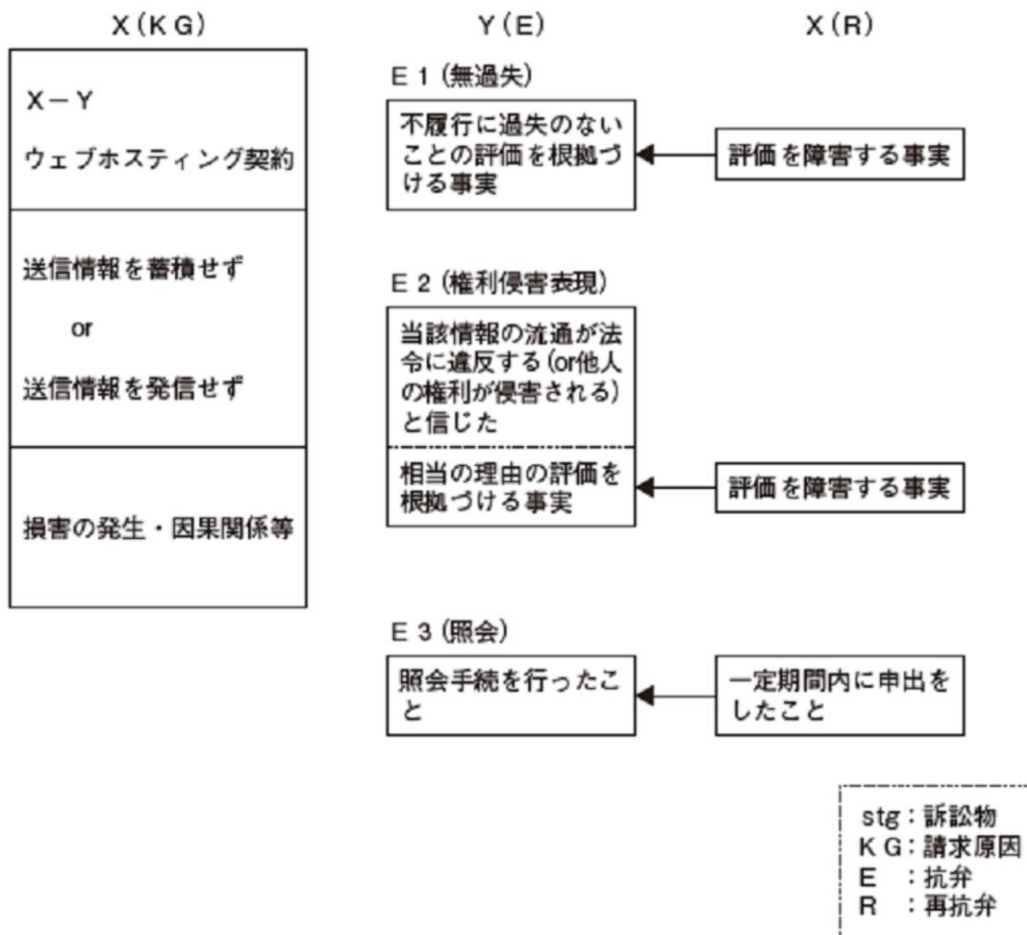
※ 不法行為責任阻却事由の例としては、正当防衛、緊急避難、正当業務行為等がある。

(参考)

特定電気通信役務提供者の作為による
損害賠償責任の場合の主張・立証 (第2項)

〈発信者が特定電気通信役務提供者に対して情報の送信防止措置をとられたことによる損害賠償を請求する場合のイメージ〉

(stg) 債務不履行 (情報を蓄積、送信すべき義務違反) に基づく損害賠償請求



第4条(公職の候補者等に係る特例)

(公職の候補者等に係る特例)

第四条 ①前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による②情報(選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。)の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により③送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、④当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、⑤賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であって、①選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画(以下この条において「特定文書図画」という。)に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和三十五年法律第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))をいう。次号において同じ。)から、②当該名誉を侵害したとする情報(以下この条において「名誉侵害情報」という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨(以下この条において「名誉侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し③名誉侵害情報の送信を防止する措置(以下この条において「名誉侵害情報送信防止措置」という。)を④講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し⑤当該名誉侵害情報等を示して⑥当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを⑦照会した場合において、当該発信者が⑧当該照会を受けた日から⑨二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに⑩同意しない旨の申出がなかったとき。

二 特定電気通信による情報であって、①特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、②名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等(公職選挙法第百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下この号において同じ。)が同項又は同法第百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し③名誉侵害情報送信防止措置を④講ずるよう申出があった場合であって、⑤当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき。

【趣旨】

第183回国会において成立した公職選挙法の一部を改正する法律(平成25年法律第10号)により本法律の一部改正がなされ、本条(公職の候補者等に係る特例)が追加された。

本条は、特定電気通信により選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報の送信を防止する措置を講じた場合の特定電気通信役務提供者の作為を理由とする発信者に対する損害賠償責任の制限について規定するものである。

【解説】

1 柱書

(1) 概要

本条は、特定電気通信役務提供者が、自らの提供する特定電気通信により流通する選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報の送信を防止したことに関して、当該情報の発信者との関係で損害賠償責任(作為責任)が生じない場合について規定するものである。

本条の規定により、特定電気通信役務提供者は、一定の要件に該当する場合であれば発信者との関係で責任を負わないことが明確となるため、公職の候補者等の名誉を侵害する情報の送信を防止する措置を講ずることを過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応をとるよう促されることが期待される。

(2) 用語の説明等

① 「前条第二項の場合のほか」

本条は、第3条第2項に加えて、特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じたことにつき当該情報の発信者との関係で損害賠償責任(作為責任)が生じない場合を追加的に定めるものである。そのため、たとえ本条に定める要件に該当しない場合であっても、第3条第2項に定める要件に該当するときは、特定電気通信役務提供者は発信者との関係で責任を負わない。

② 「情報(選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。)の送信を防止する措置を講じた場合」

本条の対象は、特定電気通信役務提供者が、その情報が他人の権利を侵害するものでないにもかかわらず、結果として誤って送信を防止する措置を講じてしまったときに発信者との関係で生じ得る損害賠償責任について規定したものであり、その点においては第3条第2項と同様である。

一方で、本条の対象とされる「情報」は、第3条第2項と異なり、「選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報」に限定されている。ここで、「選挙運動の期間」とは、公示・告示日から選挙期日の前日までの期間のことである。したがって、本条の「情報」とは、公示・告示日から選挙期日の前日までの期間に頒布された文書図画に掲載された情報をいうものである。

なお、「文書図画」とは、文字若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて物体の上に多少永続的に記載された意識の表示をいうものであり、コンピュータ、携帯電話等のディスプレイに表示された文字等の意識の表示は、「文書図画」に含まれる。

③ 「送信を防止された情報の発信者に生じた損害」

情報の送信防止措置を講じたことによって、当該情報の発信者が本来社会に流通させることができたはずの情報の送信ができなくなったことによる損害であり、第3条第2

項と同様である。

また、特定電気通信役務提供者が当該情報の発信者となっている場合については規定上明文で除外されていないが、これについても第3条第2項と同様、特定電気通信役務提供者自身が情報の発信者となる場合には、発信者としての特定電気通信役務提供者が自ら措置を講ずるものであり、責任の制限という観点から規定を置く必要がないためである。

- ④「当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合」

送信防止措置は、表現行為に対する重大な制約となり得るものであるため、措置の目的に照らして必要な限度において行われたものであることを、損害賠償の責めに任じない場合の要件とするものであり、第3条第2項と同様である。

- ⑤「賠償の責めに任じない」

「賠償の責めに任じない」とは、民事上の賠償責任が生じないことであり、不法行為責任や債務不履行責任が生じないことをいう。

第3条と同様である。

- ⑥ 規定の性格

本条は、特定電気通信役務提供者が情報の送信防止措置を講じた場合に発信者に対して負い得る責任に関するものであるが、特定電気通信役務提供者と発信者が契約関係にある場合の当事者間の取決めを排除する趣旨ではないので、その性質は、第3条第2項と同様、任意規定に当たるものと考えられる。

2 第1号

(1) 概要

本号は、特定電気通信役務提供者が、選挙運動用又は落選運動用文書図画に係る情報の流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から送信防止措置を講ずるよう申出を受けて、送信防止措置に同意するか否かを発信者に照会し、当該照会を受けた日から2日を経過しても発信者から送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がない場合には、必要な限度において当該情報の送信防止措置を講じたとしても、当該特定電気通信役務提供者は損害賠償責任を問われないことを規定するものである。一定の要件を満たす場合に、第3条第2項第2号で規定する同意照会に対する回答期間を「7日」から「2日」に短縮している。

(2) 用語の説明等

- ①「選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画（以下この条において「特定文書図画」という。）に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等」

申出を行うことができるのは、選挙運動用又は落選運動用文書図画に係る情報の流通によって「自己」の名誉を侵害されたとする公職の候補者等である。そのため、公職の候補者等以外の者の権利が侵害されたとする者が行った申出や公職の候補者等による申出であっても名誉以外の権利が侵害されたとする申出、選挙運動用又は落選運動用文書図画に係る情報の流通によらずに名誉が侵害されたとする申出は、本号の規定による申出とはならない。

ここで、「選挙運動」とは、判例・実例によれば、特定の選挙について、特定の候補者

の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為と解されている。また、「当選を得させないための活動」とは、単に特定の候補者の落選のみを図る活動をいうものと解されている。

なお、「公職の候補者等」とは、公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体)若しくは参議院名簿届出政党等(同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体)をいう。

② 申出に当たり示すべき事項

名誉を侵害されたとする公職の候補者等が送信防止措置を講ずるよう申出を行うに当たっては、(ア)名誉を侵害したとする情報(名誉侵害情報)、(イ)名誉が侵害された旨、(ウ)名誉が侵害されたとする理由、(エ)名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨を示すことを要する。権利を侵害されたとする公職の候補者等が申出を行うに当たって示す事項は、そのまま特定電気通信役務提供者が発信者に照会する際に示されることとなるが、発信者にとって十分な手続保障が与えられているものとするためには、少なくともこれらの事項が示されている必要があるためである。

ここで、「侵害したとする」としているのは、この申出の段階では、まだ本当に「名誉を侵害した」のかどうか不明であるためであり、第3条第2項第2号と同様である。

「名誉が侵害された旨」については、名誉が侵害されたことが示される必要があり、「名誉が侵害されたとする理由」については、紛争の中核となるものであるから、具体的かつ適切に示される必要がある。

また、「名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨」については、名誉侵害情報が選挙運動用又は落選運動用文書図画に掲載されていることが示される必要がある。

③ 「名誉侵害情報の送信を防止する措置(以下この条において「名誉侵害情報送信防止措置」という。)」

「送信を防止する措置」とは、発信者が特定電気通信設備の記録媒体に侵害情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力したのちに、不特定の者からの求めにより自動的に行われる「送信」を防止するための措置であり、第3条第2項と同様である。

④ 「講ずるよう申出があった場合」

名誉を侵害されたとする公職の候補者等は、自ら送信防止措置を講ずることはできないため、特定電気通信役務提供者によって問題とする情報の送信を防止する措置が講じられるよう申出をすることとなる。第3条第2項第2号と同様である。

⑤ 「当該名誉侵害情報等を示して」

特定電気通信役務提供者が、発信者に対して、措置に同意するか照会する際には、名誉を侵害されたとする公職の候補者等からの申出の際に示された事項(名誉侵害情報、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨)を示して行うこととするものであり、第3条第2項第2号と同様である。

⑥ 「当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうか」

特定電気通信役務提供者が発信者に対して照会するのは、特定電気通信役務提供者が名誉を侵害されたとする公職の候補者等からの申出を受けて送信防止措置を講ずることについてであり、第3条第2項第2号と同様である。

⑦ 「照会した場合」

申出を受けて、特定電気通信役務提供者は、発信者に対して、送信防止措置に同意するかどうか照会することとなるが、第3条第2項第2号と同様、本条も任意にこの照会をした場合の特定電気通信役務提供者の責任の制限について規定しているものにすぎず、名誉を侵害されたと主張する公職の候補者等から申出があった場合に、特定電気通信役務提供者に対して発信者に照会することを義務付けるものではない。

⑧ 「当該照会を受けた日」

本条は、情報の送信防止措置という表現行為に対して重大な影響を与える措置を講じることができることとするものであり、そうした措置を講ずる前提として、発信者に対し、手続の趣旨や権利を侵害されたとする者の申出の内容等が実際に伝達され、意見表明の機会が与えられていることが不可欠であるため、起算日についても、発信者が実際に照会を受けた日とされている。第3条第2項第2号と同様である。

⑨ 「二日を経過しても」

発信者との関係では、申出をするのに時間的余裕を設ける必要がある一方、名誉を侵害されたとする公職の候補者等との関係では、公示・告示日から選挙期日までの期間が7日に満たない場合もあることから期間はできる限り短くする必要がある。このため、第3条第2項第2号よりも短縮して、2日とするものである。

⑩ 「同意しない旨の申出がなかったとき」

照会を受けたにもかかわらず、発信者から送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったときであり、第3条第2項第2号と同様である。

3 第2号

(1) 概要

本号は、特定電気通信役務提供者が、選挙運動用又は落選運動用文書図画に係る情報の流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から送信防止措置を講ずるよう申出があった場合で、発信者の電子メールアドレス等が通信端末機器の映像面に正しく表示されていないときには、必要な限度において当該情報の送信防止措置を講じたとしても、当該特定電気通信役務提供者は損害賠償責任を問われないことを規定するものである。

(2) 用語の説明等

① 「特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等」

申出を行うことができるのは、選挙運動用又は落選運動用文書図画に係る情報の流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等であり、本条第1号と同様である。

② 申出に当たり示すべき事項

第1号と同様に、(ア)名誉侵害情報等(名誉侵害情報、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由、名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨)を示すとともに、(イ)名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等(公職選挙法第142条の3第3項に規定する電子メールアドレス等)が同項又は同法142条の5第1項の規定に違反して表示されていない旨を示すこととする。

「電子メールアドレス等」とは、電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレス)その他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報(公職選挙法第142条の3第3項)とされており、「その他インターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報」とは、例えば、SNS等のユーザーアカウントなど、電子メールアドレス以外でインターネット等を用いて発信者に対し、連絡可能な情報をいう。

そして、「電子メールアドレス等」は公職選挙法上、通信端末機器の映像面に「正しく表示」することが要求されていることから、(イ)については、発信者の電子メールアドレス等が、受信者の通信端末機器の映像面に正しく表示されていないことを具体的に示す必要がある。

③ 「名誉侵害情報送信防止措置」

「名誉侵害情報送信防止措置」とは、発信者が特定電気通信設備の記録媒体に侵害情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力したのちに、不特定の者からの求めにより自動的に行われる「送信」を防止するための措置であり、第3条第2項及び本条第1号と同様である。

④ 「講ずるよう申出があった場合」

名誉が侵害されたとする公職の候補者等は、自ら送信防止措置を講ずることはできないため、特定電気通信役務提供者によって問題とする情報の送信を防止する措置が講じられるよう申出をすることとなる。第3条第2項第2号及び本条第1号と同様である。

⑤ 「当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき」

名誉を侵害したとする情報の発信者の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報が、特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に「正しく表示」されていないことを、損害賠償責任の責めに任じない要件とするものである。

具体的にどのような場合に電子メールアドレス等が「正しく表示」されていないと解されるのかは一概にはいえないが、例えば、電子掲示板における個々の記載や当該記載に張られたリンク先のページに電子メールアドレス等が表示されていない場合、電子メールアドレス等が虚偽の場合などは、「正しく表示」されていないものと解されることとなる。

第三章 発信者情報の開示請求等(第五条―第七条)

1. 本章の概要

- (1) 令和3年における法改正により設けられた本章は、旧法第4条第1項から第4項までに定められていた事項を踏まえ、発信者情報の開示請求権(第5条)、開示請求を受けた特定電気通信役務提供者の義務(第6条)及び発信者情報の開示を受けた者の義務(第7条)を定めるものである。
- (2) 特定電気通信を通じた情報流通の拡大により、その負の側面として、他人の権利利益を侵害するような情報の流通が問題となっている。もとより、ある情報の流通によって他人の権利利益が侵害されるということ自体は、特定電気通信以外の媒体を利用する場合であっても問題とされていたことであり、この分野に限って問題となるわけではない。しかしながら、特定電気通信による情報発信は、社会的・財政的に制約が少ないために、誰しもが反復継続して情報の発信を行うことが可能であり、また、不特定の者に対して情報発信が行われ、しかも高度の伝播性がある点で、他の情報流通手段と比較すると、他人の権利利益を侵害する情報の発信が容易であり、いったん被害が生じた場合には、被害が際限なく拡大していくという特質を有している。
- (3) さらに、特定電気通信においては、匿名あるいは仮名による情報発信が可能であり、他人の権利利益を侵害するような情報発信が匿名あるいは仮名で行われた場合には、加害者を特定して責任追及をすることができないことから、先に述べた被害の拡大性に加えて、被害の回復が極めて困難であるという特徴が現れることになる。
- (4) もっとも、不法行為の加害者が直ちに特定できない事態は、特定電気通信による情報の流通によって生じる被害についてのみあらわれる問題ではなく、他の不法行為類型の場合にも十分に想定され得るところである。しかしながら、他の不法行為類型における加害者不明の場合には、不法行為の態様や加害行為の痕跡を手掛かりとして、ある程度加害者の範囲を絞り込むことができる場合が典型的に想定できる。これに対し、特定電気通信上において匿名で加害行為が行われた場合には、対象の絞り込みが極めて困難な場合が通常であるし、さらに、特定電気通信においては、特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者(以下、これらを総称して「開示関係役務提供者」という。)が存在しており、この開示関係役務提供者が発信者の特定に資する情報(発信者情報)を保有している可能性が高い。つまり、特定電気通信を用いて行われた加害者不明の不法行為の場合には、加害者に関する情報を典型的に保有している者を通じれば、加害者に関する情報を取得できる場合がある反面、この者から情報を取得できなければ、加害者の絞り込みすらできないことになる。
- (5) このような状況においては、被害者が開示関係役務提供者から発信者情報の開示を受けることの必要性は高いと考えられる。

他方、発信者情報は、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由、場合によっては通信の秘密として保護されるべき情報であるから、正当な理由もないのに発信者の意に反して情報の開示がなされることがあってはならないことは当然である。

このような状況を踏まえ、第5条第1項及び第2項は、一定の厳格な要件が満たされる場合には、開示関係役務提供者に課せられた守秘義務が解除され、その

結果、自己の権利を侵害されたとする者が発信者情報の開示を請求することができる旨を法定するものである。これにより、開示を請求する者は、第5条第1項各号又は第2項各号の要件を満たす場合には、開示関係役務提供者に対し、裁判上又は裁判外において、発信者情報の開示を請求することができることとなる。そして、判決又は決定においてこの開示請求が認容された場合には、その確定判決又は確定した決定を債務名義として、強制執行を行うことも可能となる。

- (6) 発信者情報の開示は、発信者のプライバシー及び表現の自由という重大な権利利益に関する問題であるうえ、その性質上、いったん開示されてしまうとその原状回復は不可能であることから、開示関係役務提供者が裁判外の請求を受けて開示を求められた場合に、みだりに開示がなされることを回避する必要がある。また、裁判上又は裁判外の別を問わず、発信者情報の開示について、実質的かつ積極的な利害を有しているのは発信者本人である。したがって、開示関係役務提供者が開示の是非を判断するに当たっては、当該発信者の意思が十分に反映されなければならないのであるが、匿名性を維持したままでの発信者自身の手続参加が認められない現行の手続法の枠組みの下にあっては、開示請求の相手方となる開示関係役務提供者の行為を通じて、発信者の利益擁護や手続保障を図ることが不可欠である。

第6条第1項は、このような理由から、開示関係役務提供者に対し、第三者たる発信者のプライバシー、個人情報及び表現の自由にかかわる発信者情報を保有し、取り扱う者の責任として、開示の請求を受けたときは、原則として発信者に当該開示請求に関する意見（請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聴かなければならない旨の義務を課すものである。

第6条第2項は、この意見の聴取（第8条に規定する発信者情報開示命令に係るものに限る。）において発信者が開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた場合に、開示関係役務提供者が開示命令を受けたときは、当該開示関係役務提供者は当該発信者に対して遅滞なく開示命令を受けた旨を通知しなければならない旨の義務を課すものである。

さらに、前述のとおり、発信者情報は高度のプライバシー性を有する情報であることから、第6条第3項においては第15条第1項の規定による提供命令に基づく発信者情報の提供を受けた開示関係役務提供者について、第7条においては第5条第1項又は第2項の規定による発信者情報の開示を受けた者について、それぞれ当該提供又は開示を受けた情報を不当に用いることのないように義務を課している。

以上のとおり、開示関係役務提供者は、裁判外での開示請求については、開示に応じるか否かを慎重に検討することが要請されることとなる¹⁰。それにもかかわらず、裁判外での開示請求に応じなかったことにより生じた損害賠償の責任を一般原則に従って開示関係役務提供者に帰するのは酷であるといえる。そこで、第6条第4項は、開示関係役務提供者が開示請求に応じなかったことで、開示を請求した者に生じた損害については、仮に開示をしなかったという判断が誤っていたことが事後的に明らかとなった場合であっても、故意又は重過失による場合を除き、損害賠償の責任を負わない旨を規定し、開示関係役務提供者に慎重な検討を促すこととするものである。

¹⁰ なお、裁判例等を踏まえ、開示関係役務提供者において権利侵害の明白性等の開示要件を満たすと判断した場合には、当該開示関係役務提供者は裁判外での開示に応じることとなる。

第5条(発信者情報の開示請求)

(発信者情報の開示請求)

第五条 ①特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、②当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、③当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、④特定発信者情報(発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)以外の⑤発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその⑥開示を請求することができる。

一 ⑦当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 ⑧当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ ⑨当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

ロ ⑩当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ ⑪当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2 ①特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、②当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。)に対し、③当該関連電気通信役務提供者が保有する④当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 ⑤当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 ⑥当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

3 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、⑪⑫侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る⑬識別符号(特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他

の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の符号の電気通信による送信であって、④当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

【趣旨】

本条は、発信者情報の開示請求について定めるものである。令和3年における法改正により、旧法第4条第1項で定められていた特定電気通信役務提供者への発信者情報の開示請求を改正し、「特定発信者情報以外の発信者情報」及び「特定発信者情報」の開示請求について定めるとともに（第1項）、「関連電気通信役務提供者」への開示請求（第2項）及び「侵害関連通信」（第3項）について定めるものである。

【解説】

1 発信者情報の開示請求権(第1項)

(1) 趣旨

本項は、特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権¹¹及び特定発信者情報の開示請求権¹²（以下、これらを総称して「発信者情報開示請求権」という。）について規定するものである。

(2) 特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権

本項は、特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権について定めるものである。発信者情報の開示をいかなる場合に認めるかという問題は、発信者の有するプライバシーや表現の自由等の権利利益と権利を侵害されたとする者の権利回復の利益をどのような形で調整するかという点をその本質とするものであるから、私人間の権利利益の調整を図る実体法上の請求権として規定されるべきものである。そこで、本項の定める特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権も、手続法上の権利ではなく、実体法上の請求権として規定されているものである。したがって、権利の侵害に係る発信者情報について開示を請求する者は、以下の要件を満たす場合に管轄を有する裁判所¹³に訴え出て訴訟を通じて権利の実現を図ることや、第4章に定める裁判手続（非訟手続）を利用して権利の実現を図ることができるし、裁判外において請求を行うことも可能である¹⁴。

(ア) 開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき

¹¹ 令和3年における法改正前に規定されていた旧法第4条第1項の発信者情報の開示請求権である。

¹² 令和3年における法改正により定められた開示請求権である。

¹³ 管轄がどのようになるかは、民事訴訟法第4条以下の裁判籍の規定に従って決められることになるが、本請求権は、一定の厳格な要件が満たされる場合に開示関係役務提供者に課せられた守秘義務を解除し、開示請求者の請求に応じて発信者情報の開示に応じるべき義務を発生させるものであるから、それ自体経済的利益を目的とするものではなく、これに基づく訴えは、財産権上の訴え（民事訴訟法5条1号）とはいえ、その他の特別裁判籍が認められる場合にも該当しないと考えられる（なお、契約に基づく帳簿閲覧請求を財産権上の請求権としたものとして大判大正10年11月2日民録27輯1861頁があるが、これを本請求権に基づく訴えに当てはめることができるかどうかについては慎重な検討が必要であろう）。したがって、一般的には被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所に管轄が認められることになると考えられる。

¹⁴ ただし、プロバイダ等が任意に開示した場合、要件判断を誤ったときには、通信の秘密侵害罪を構成する場合があるほか、発信者からの責任追及を受ける場合もあることから、慎重な検討が必要となる。他方で、裁判例等も踏まえ、プロバイダ等が開示要件を満たすと判断した場合には、裁判外の開示に応じることとなる。

(イ) 発信者情報が開示請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき

(3) 特定発信者情報の開示請求権

本項は、特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権に加えて、特定発信者情報の開示請求権についても定めるものである。

例えば、ユーザ ID 等を入力することにより自らのアカウントにログインした状態で投稿を行うことができるサービスを提供する特定電気通信役務提供者の中には、権利侵害投稿を送信した侵害投稿通信に係る通信記録を保有していないが、当該サービスへのログイン時や当該サービスからのログアウト時の通信（以下「ログイン等通信」という。）を構成するアイ・ピー・アドレス等を保有している者がいる。このような場合において、ログイン等通信を構成するアイ・ピー・アドレス等の開示を求めることができないとすれば被害者救済に不十分な結果となることから、令和3年における法改正により特定発信者情報の開示請求権が追加された¹⁵。この請求権は、特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権と同様に、手続法上の権利ではなく、実体法上の請求権として規定されているものである。

もともと、ログイン等通信は、侵害投稿通信そのものではなく、それ自体は権利侵害性のない通信であり、侵害投稿通信と比べて発信者のプライバシー及び表現の自由、通信の秘密の保護を図る必要性が高いものであることから、ログイン等通信を構成する発信者情報について侵害投稿通信そのものを構成する発信者情報と同一の開示要件により開示を可能とするのは適当ではない。そこで、(2)の(ア)開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき及び(イ)発信者情報が開示請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときという開示要件に加えて、下記の補充的な要件を満たす場合にのみ、被害救済の必要性が発信者の権利保護の重要性を上回るものとして開示が認められるものである。

(ウ) 次のイからハまでのいずれかに該当するとき

イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者が第5条第1項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき

以上の要件を満たす場合に、特定発信者情報について開示を請求する者は、管轄を有する裁判所に訴え出て、訴訟を通じて権利の実現を図ることや、第4章に

¹⁵ 旧法下において、ログイン等通信に係るアイ・ピー・アドレス等が開示の対象となるか否かについては、裁判例上争いがあった。例えば、肯定例として、東京高判平成26年5月28日判時2233号113頁、東京高判平成30年6月13日判時2418号3頁。否定例として、東京高判平成26年9月9日判時1411号170頁、東京高判平成29年1月26日(2017WLJPCA01266011)、知財高判平成30年4月25日(民集74貫4号1480頁)。

定める裁判手続（非訟手続）を利用して権利の実現を図ることも、裁判外において請求を行うことも可能である。

(4) 用語の説明

① 「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」

ウェブホスティング等の形態による通信、典型的にはインターネット上のウェブページや SNS、電子掲示板に自己の権利利益を侵害する情報が掲載されているとして、発信者情報の開示を請求する者のことをいう。自然人のみならず、法人及び民事訴訟法第 29 条により当事者能力が認められるいわゆる権利能力なき社団を含む。

次に「権利を侵害されたとする」とは、単に自らが被害を受けた旨を述べることで足り、その権利の侵害に関する客観的な根拠の存在等、述べていることの合理性の有無を問わない。その主張の合理性の有無は、本項第 1 号の要件の判断の際に検討されることになる。

② 「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し」

本項に基づく開示請求の相手方となるのは、他人の権利を侵害したとされる情報が流通することとなった特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者¹⁶である。

③ 「当該特定電気通信役務提供者が保有する」

本法律においては、開示の対象となる発信者情報について開示関係役務提供者が「保有」するものに限っている。「保有」とは、法律上又は事実上、あるものを自己の支配下に置いている状態を指す用語であり、情報等の無体物を事実上支配していることを示す際にも用いられる（例：行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）など）。

ところで、「保有」の概念は一般的に以上のようなものであるにしても、本法律における「保有」が、具体的にどのような状態を指すものと解すべきかが問題となる。この点、本請求権が開示関係役務提供者が開示することのできる発信者情報について開示させる権利であることからすれば、「当該開示関係役務提供者が当該発信者情報について開示することのできる権限を有する」ことをいうと解することが適当である。したがって、開示を行うことのできる権限を有すると認められる場合であれば、第三者に委託して顧客管理を行わせているような場合や他人の管理するサーバ内にデータが存在している場合であっても「保有」する場合に含まれることになる。他方で、「権限を有する」とは、単に開示等が可能だけでなく、その権限の行使が実行可能なものとして、開示関係役務提供者がデータの存在を把握していることも含むものであり、開示関係役務提供者の内部に存在する発信者情報であっても、抽出のために莫大なコストを要する場合や、体系的に保管されておらず、開示関係役務提供者としてはその存在が把握できないような場合には、「保有」するとはいえないこととなる

¹⁶ 前述のとおり、経由プロバイダにつき、最高裁は「特定電気通信役務提供者」に該当すると判示した（8 頁参照）。

- ④ 「特定発信者情報(発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)」

本項第1号から第3号までに掲げる要件を満たす場合に開示が認められる「特定発信者情報」に該当するためには、「専ら侵害関連通信に係る」ものであることが必要となる。このような限定を設けたのは、「侵害関連通信」は、第3項で規定されているようにそれ自体は権利侵害性のない通信であることから、これを構成する発信者情報(特定発信者情報)は一定の補充的な要件を満たす場合にのみ被害救済の必要性が発信者の権利保護の重要性を上回るものとして開示が認められるためである。このように限定することにより、「専ら侵害関連通信に係るもの」ではない発信者情報、具体的には、侵害投稿通信を構成する発信者情報(アイ・ピー・アドレス及びタイムスタンプ等)のほか、契約者情報又はサービスの登録情報として保有されている発信者の氏名及び住所等は、特定発信者情報には該当しないこととなる。これにより、特定発信者情報に該当しない発信者情報について開示関係役務提供者から開示を受けるためには、本項第1号及び第2号に掲げる要件又は第2項第1号及び第2号に掲げる要件に該当すれば足りることとなり、特定発信者情報については、本項第1号から第3号までに掲げる要件を満たす場合に開示されるという限定を設けることとされている。この「特定発信者情報」は、施行規則第3条(163頁参照。)において具体的に定められている。

- ⑤ 「発信者情報」

第2条第6号で「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるもの」として定義付けられている情報である。

発信者の特定に資する情報とは、発信者を特定するために参考となる情報一般を意味し、このうち、開示請求をする者の損害賠償請求等を可能とするという観点から、その相手方を特定し、何らかの連絡を行うのに合理的に有用と認められる情報が、総務省令において限定列挙されている。被害者の権利行使の観点からは、なるべく開示される情報の幅は広くすることが望ましいことになるが、他方において、発信者情報は個人のプライバシーに深くかかわる情報であって、場合によっては通信の秘密として保護される事項であることに鑑みると、被害者の権利行使にとって有益ではあるが、必ずしも不可欠とはいえないような情報や、高度のプライバシー性があり、開示をすることが相当とはいえない情報まで開示の対象とすることは許されない。加えて、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、開示関係役務提供者が保有している情報であって開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められるものの範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくると考えられるが、それらを現時点において法律中に書き尽くすことは不可能であり、総務省令によって発信者情報の範囲を画することとしたものである。

なお、特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権及び特定発信者情報の開示請求権は、先にも述べたとおり、現にプロバイダ等が保有している発信者情報について開示の対象とするものであって、プロバイダ等に対して発信者情報等の保存を義務付けるものではない。むしろ、情報の適正な管理の観点から

¹⁷ なお、個人情報の保護に関する法律第16条第4項においても、保有個人データとは、実際に情報について開示等の権限を有している個人データであると考えられているところである。

は、発信者情報のような個人情報については、プロバイダ等にとって保存の必要がない場合には、速やかに削除すべきものと考えられる¹⁸。

⑥ 「開示を請求することができる」

「開示」とは発信者情報の内容を知らせることを意味する。

また、「請求」とは、開示を請求する者が、当該情報の発信者情報を開示されたい旨の要求を内容とする意思表示をすることをいう。

⑦ 「当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」

発信者情報開示請求権は、匿名で発信された情報の流通により被害を受けた者に対して被害回復のための手掛かりを与える権利であり、被害者救済の観点から大きな意義を有するものである。他方、このような権利を設けることにより、これまで繰り返し述べているとおり、発信者情報は発信者のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密と深く結びついた情報であるにもかかわらず、要件如何によっては、本来開示すべきでない場合にまで、裁判外において開示関係役務提供者が開示してしまうことが懸念される。また、開示関係役務提供者が要件判断を誤って開示に応じてしまった場合には、原状回復を図ることは性質上不可能である。そこで、発信者の有するプライバシー及び表現の自由の利益と被害者の権利回復を図る必要性との調和を図るべく、その権利が侵害されたことが明らかであることを要件として定めることとした。

「明らか」とは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味する。もっとも、発信者の主観など被害者が関知し得ない事情まで被害者に主張・立証責任を負わせるものではない¹⁹。したがって、発信者が合理的根拠を示して開示に反対しているような場合には、開示関係役務提供者において開示を請求した者の権利が違法に侵害されたことが明白であるとの確信を抱くことができる場合は多くはないであろうから、不当に開示の範囲が広がることはないものと考えられる²⁰。なお、この点についての要件判断を誤っ

¹⁸ 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第4号)では、通信の秘密に係るもの以外の個人データについては、「電気通信事業者は、個人データ(通信の秘密に係るものを除く。以下この条において同じ。)を取り扱うに当たっては、利用目的に必要な範囲で保存期間を定め、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない」(同条第1項)と規定する一方、通信の秘密に係る個人情報については、「電気通信事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を保存してはならず、保存が許される場合であっても利用目的達成後においては、その個人情報を速やかに消去しなければならない」(第11条第2項)と規定する。

また、通信履歴の記録については、「電気通信事業者は、通信履歴(利用者が電気通信を利用した日時、当該電気通信の相手方その他の利用者の電気通信に係る情報であって当該電気通信の内容以外のものをいう。以下同じ。)については、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができる」(第38条第1項)と規定する。

¹⁹ 具体的には、例えば、民事上の不法行為である名誉毀損の成立を阻却する事由について、「①行為が、公共の利害に関する事実に係り②もっぱら公益を図る目的に出た場合には、③摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、④右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である。」(最一小判昭41.6.23・民集20巻5号1118頁。なお、丸数字の表記は著者による。)とされている。この点について、被害者は、上記判例が指摘する事由のうち、①公共の利害に関する事実に係るものではないこと、②もっぱら公益を図る目的に出たものではないこと、③摘示された事実が真実ではないこと、のいずれかを主張・立証すればよく、④その行為者において摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由がないこと的主張・立証までは要しないと解される。

²⁰ このような要件としてしまうと、開示される場合が限定的になりすぎるとの批判も考えられないでもない。しかしながら、請求者が主張・立証責任を果たせば、権利侵害の事実は明らかになるのであり、開示される場合が不当に狭くなるということはない。また、このように重い立証責任を課すことは、迅速な救済の要請に反するという批判も考えられるが、本条の請求権が現に侵害行為が行われている場合に被害拡大を防止するために行使されることが予定されたものというよりは、過去に行われた権利侵害について、その被害回復のために行使されることが主に予定された権利であることを考えれば、相対的にみて客観的に緊急性が高いとまではいえず、かかる要件を設けることが不当に被害者の権利行使を制約することになるわけでもないと考えられる。

て開示に応じた場合には、開示関係役務提供者は、場合によって民事上、刑事上あるいは行政上の責任を問われることになるので注意を要する。

さらに、発信者情報開示請求権に基づく訴訟や開示命令事件の手續において、開示関係役務提供者が不熱心な応訴態度を示した場合、そのこと自体により開示関係役務提供者が責任を問われる可能性があるが、開示関係役務提供者がこのように不熱心な応訴態度を示した場合には、裁判所においても、プライバシーや表現の自由といった価値の重要性に配慮した適切な訴訟指揮等を行うことが期待される。また、「明らか」という評価要件の充足性の判断については、裁判官が当事者の主張した事実を踏まえつつも、前記弁論に現れた事実及び証拠から経験則に基づき自由に判断することになるので、前記評価に足りる主張・立証がされない限り発信者情報が開示されることはなく、その意味では不当な結果は生じないことになると考えられる。

なお、本要件については、令和3年改正法の検討時に、円滑な被害者救済を図る観点から、より緩やかなものにするべきかどうかについて、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」において議論がなされた。同研究会の「中間とりまとめ」においては、本要件を緩やかなものとする中で、「適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多く、構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある」とされ²¹、その後の「最終とりまとめ」においては、「非訟手続によるプロバイダへの開示命令の要件については、現行法と同様の要件を維持することが適当である」とされた。このような提言を受けて、令和3年改正法においても本要件は維持されることとなったものである²²。

<仮処分手続での権利行使について>

本請求権について、仮処分によってその実現を図るとの可能性も考えられるところではある。しかしながら、本請求権を被保全債権とする仮処分は、本案の請求が満足させられたのと同様の事実上の状態を仮に実現させる、いわゆる満足的仮処分であると解されるが、この権利の性質上、いったん発信者情報の開示がなされてしまうと事後的に「元に戻す」ことはできない権利であり、発信者に与える不利益が大きい。そこで、仮処分の審理であっても、アイ・ピー・アドレス等については、保全の必要性等の要件について慎重かつ厳格な判断を要するべきであり、また、個人を特定することができる氏名及び住所については、その秘匿の必要性は高いことから、その保全の必要性については極めて慎重かつ厳格に判断すべきである。さらに、アイ・ピー・アドレス及びタイムスタンプのみによって氏名及び住所が特定される場合も同様に秘匿の必要性が高いと考えられることから、極めて慎重かつ厳格に判断すべきである。仮に、発信者情報の開示を受ける前に同情報が消去されてしまうことを心配するのであれば、本請求権を本案として開示関係役務提供者が保有している発信者情報の消去を禁止する旨の仮処分決定を得ることが考えられる。

- ⑧ 「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある

²¹ 「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」19頁

²² 「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」28頁

とき」

「発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」とは、特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求権及び特定発信者情報の開示請求権の要件として、開示請求者が発信者情報を入手することの合理的な必要性が認められることを意味する。この必要性の判断には、開示請求を認めることにより制約される発信者の利益（プライバシー等）を考慮した「相当性」の判断をも含むものである。

例えば、不当な自力救済等を目的とする発信者情報開示請求権の濫用のおそれがある場合や、賠償金が支払済みであり、損害賠償請求権が消滅している場合、行為の違法性を除く不法行為の要件を明らかに欠いており、損害賠償請求を行うことが不可能と認められるような場合には、開示請求者に発信者情報の開示を受ける利益が認められず、発信者情報を入手する合理的な必要性を欠くことから、本条の開示請求権を行使することができない。

なお、本要件が単に「開示を受ける必要があるとき」ではなく、「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」とされているのは、単に「開示を受ける必要があるとき」という規定であると、開示関係役務提供者がこの要件について、前記のような趣旨であることを理解しないまま安易に開示に応じてしまうことが考えられるので、それを防止する方策として、損害賠償請求権の行使目的等の開示を受けるべき正当な理由が存在していることが要件となっていることを法文上明確にするものである。もちろん、このような形で要件を明確化しなくても、損害賠償請求権行使等の正当な理由がない場合には必要性がないということになるが、前記のように明確化することにより、一層その点が明らかになり、不当な開示を防止することとしたものである²³。

正当な理由があるときの具体例としては、(ア)謝罪広告等の名誉回復措置の請求、(イ)一般民事上、著作権法上の差止請求、(ウ)発信者に対する削除要求等を行う場合が挙げられよう²⁴。

⑨「当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき」(第3号イ)

開示請求を受けた特定電気通信役務提供者が特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない場合に、特定発信者情報の開示を認めることによって、特定電気通信の流通による権利侵害の被害救済のための手段を確保するものである。

本要件に該当するものとして特定発信者情報が開示されるのは、開示請求を受けた特定電気通信役務提供者が特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない場合、例えば、運営するSNS上において侵害情報を流通させたコンテンツプロバイダが、そのシステム上、権利侵害投稿に係るアクセスログである発信者情報(施行規則第2条第5号から第8号まで)を保存しておらず、これ以外の特定発信者情報以外の発信者情報(施行規則第2条第1号から第4号まで及び第14号)も保有していない場合である。

²³ 同様の要件を定めているものとしては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号)第3条第1項がある。

²⁴ なお、本請求権とは全く次元を異にする問題であるが、プロバイダ等が発信者情報の開示請求を受けた場合、被害者が発信者の刑事責任を追及する意思を有している場合もあり得るが、被告人・被告発人の氏名・住所等が不明であっても告訴、告発は可能なことから、刑事責任の追及は、本条第1項第2号の「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」には該当せず、場合によっては警察に相談等を行うよう助言することも考えられる。

ここで、「保有していないとき」ではなく、「保有していないと認めるとき」とあるのは、確定的な事実として開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないことまでを要する趣旨ではなく、文献等に記載された当該プロバイダ等における一般的な発信者情報の保有状況その他の事情を総合的に勘案して、特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認められることで足りるとする趣旨である。

- ⑩ 「当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき」(第3号ロ)

開示請求を受けた特定電気通信役務提供者が特定発信者情報以外の発信者情報を保有している場合であっても、当該保有している情報が(ア)当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所並びに(イ)当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報(侵害投稿通信を構成するアイ・ピー・アドレス等)以外のものである場合には、それらを用いることによって発信者を特定できない結果に終わる可能性が一般的に高いものと考えられる(例えば、被害者が電子メールアドレスや電話番号の開示を受けて当該電子メールアドレスに宛ててメールを送信したり当該電話番号に電話をかけたりしても応答がない可能性が高い)。そこで、特定電気通信役務提供者が特定発信者情報以外の発信者情報を保有している場合であっても、その保有する情報如何によっては、開示請求をした者が特定発信者情報の開示を受けられるようにする必要があることから、本号ロを設けるものである。

具体的にどのような情報がロに該当する情報であるかは、施行規則第4条において規定される。なお、本号ロに該当する情報について総務省令に委任されたのは、発信者情報の具体的範囲自体が総務省令に委任されているほか、発信者を特定できない結果に終わる可能性が一般的に高いものと考えられる発信者情報の範囲も変化する可能性があることに配慮したものである。

ここで、「総務省令で定めるもののみであるとき」ではなく、「総務省令で定めるもののみであると認めるとき」とあるのは、確定的な事実として開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が保有している情報が総務省令で定めるもののみであることまでを要する趣旨ではなく、文献等に記載された当該プロバイダ等における一般的な発信者情報の保有状況その他の事情を総合的に勘案して、保有している発信者情報が総務省令で定めるもののみであると認められることで足りるとする趣旨である。

- ⑪ 「当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき」(第3号ハ)

あらかじめ本項の規定による開示請求をして、発信者情報(特定発信者情報を除く。)の開示を受けた者が、当該開示を受けた発信者情報によっては侵害情報の発信者を特定することができないと認める場合には、特定発信者情報の開示を認めることにより、特定電気通信の流通による権利侵害の被害救済のための手段を確保するものである。

例えば、コンテンツプロバイダから権利侵害投稿に係る発信者情報(侵害投稿通信を構成するアイ・ピー・アドレス及びタイプスタンプ等)を裁判外で開示された者が、当該開示された権利侵害投稿に係る発信者情報を添えて経由プロバイダに対して発信者の氏名・住所等の開示を請求したものの、当該経由プロバイダから「特定できる発信者情報はない」旨の回答を受けた場合は、特定発信者情報以外の発信者情報を用いて発信者を

特定することはできないことが判明したわけであるから、本要件に該当することとなり、コンテンツプロバイダに対して特定発信者情報の開示を請求することが可能となる。

なお、本号ハは、「この項の規定により開示を受けた発信者情報」の「発信者情報」から「特定発信者情報」を除いているため、一度、特定発信者情報の開示を受けた者は、本号ハに基づく再度の開示請求をすることはできない。また、「開示を受けた」とあるのは、実際に発信者情報(特定発信者情報を除く。)の開示を「受けた」ことを要する趣旨である。

さらに、「特定することができないとき」ではなく、「発信者を特定することができないと認めるとき」とあるのは、あらゆる手段を講じたにもかかわらず開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)を用いることによって発信者を特定することができなかったことまでを要する趣旨ではなく、コンテンツプロバイダから開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)を添えて経由プロバイダに対して開示請求をしたものの「特定できる発信者情報はない」旨の回答を受けた等の事情を総合的に勘案して、発信者を特定することができないと認められることで足りるとする趣旨である。

2 関連電気通信役務提供者に対する開示請求(第2項)

(1) 趣旨

令和3年における法改正の前において、コンテンツプロバイダが保有するログイン等通信を構成するアイ・ピー・アドレス及びタイムスタンプ等が開示されたケースでは、これらを用いて経由プロバイダに対する開示請求訴訟を提起しても、「開示関係役務提供者」の該当性が認められるか否かについて、裁判例の判断は分かっていた。これは、「開示関係役務提供者」の該当性については、侵害情報を流通させた特定電気通信を媒介したかどうかに着目して判断されることによる。そこで、本条第1項で特定発信者情報の開示請求権を設けるとともに、電気通信設備を用いて侵害関連通信を媒介等したものの、侵害情報を流通させた特定電気通信を媒介等したかどうかは不明である電気通信役務提供者に対する開示請求を可能にするため、侵害関連通信を媒介等した電気通信役務提供者に対して、所定の要件（権利侵害の明白性及び開示を受けるべき正当な理由があること）を満たす場合には、当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができることとしたものである。

(2) 用語の説明

① 「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」

この要件は、本条第1項柱書に規定するものと同様の要件である。

② 「当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。)に対し」

本項に基づく開示請求の相手方となるのは、侵害情報を流通させた特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いる電気通信役務提供者であって、本条第1項の特定電気通信役務提供者ではない者（関連電気通信役務提供者）である。具体的には、侵害関連通信を媒介した経由プロバイダがこれに該当する。

③ 「当該関連電気通信役務提供者が保有する」

「保有する」とは、本条第1項柱書に規定するものと同様の要件である。

④ 「当該侵害関連通信に係る発信者情報」

「当該侵害関連通信に係る発信者情報」とは、具体的には、特定発信者情報及び特定発信者情報（アイ・ピー・アドレス及びタイムスタンプ等）を用いることにより特定される当該侵害関連通信に係る発信者情報（侵害情報の発信者の氏名及び住所等）である。

⑤ 「当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」

この要件は、本条第1項第1号に規定するものと同様の要件である。

⑥ 「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」

この要件は、本条第1項第2号に規定するものと同様の要件である。

3 侵害関連通信(第3項)

(1) 趣旨

本条第1項及び第2項において用いられる「侵害関連通信」という用語について、侵害情報を送信した侵害投稿通信とは別の通信を意味するものとして定義するものである。

(2) 用語の説明等

① 「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用……するために行った」

発信者が侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用するために行う識別符号その他の符号の電気通信による送信に該当するものとしては、i ログイン通信や ii SMS 認証等の認証通信のほか、iii 特定電気通信役務を初めて利用する際に行われるアカウント作成時の通信が該当する。また、ログイン状態を維持するためのアクセストークンを送信するための通信も含まれる。

なお、SMS認証通信について、典型的な活用例は、SNS等の利用登録時に、登録者情報として入力された電話番号について、他人の電話番号を無断で入力したものではないことを確認するために用いられるケースが考えられるが、それ以外にも、例えば、SNS等の利用開始後に、ユーザーがアカウントの乗っ取り防止等を図る目的で任意で実施する場合等もあり、活用される場面がSNS等の利用開始時に限定されないことから、規定ぶりとして、「利用を開始…するために行った」ではなく「利用…するために行った」とするものである。

② 「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務(の)…利用を終了するために行った」

発信者が侵害情報の送信に係る特定電気通信役務の利用を終了するために行った識別符号その他の符号の送信に該当するものとしては、一時的に特定電気通信役務の利用を終了する際に行われるログアウト通信のほか、特定電気通信役務の利用を将来にわたって終了する際に行われるアカウント削除時の通信が該当する。

③ 「識別符号(特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の符号の電気通信による送信」

ここでいう「識別符号…の電気通信による送信」とは、一般に、SNS等のユーザーがSNS等において投稿をするためには、まず、当該SNS等における自らのアカウントに紐付けられたユーザーID及びパスワードを入力し、これを当該SNS等の認証サーバに送信することにより、当該アカウントにログインするというプロセスを経ることが必要になるところ、当該ユーザーID及びパスワードの送信行為を指すものである。

また、これ以外のログアウト、アカウント作成及びアカウント削除のために行うSNS等のサーバに対する通信は「その他の符号の電気通信による送信」に該当するものである。

「識別符号……その他の符号」には、SNS等において利用者のアカウントごとに設定されるユーザーID・パスワードのほか、サービスを利用中である利用者を識別するためにアクセス先のウェブサイトやアプリケーションによって発行されるいわゆるセッションID、アクセストークン等も含まれる。

④ 「当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの」

本要件は、それ自体では権利侵害性のない通信である侵害関連通信に係る特定発信者情報の開示について、被害者の権利回復の利益と発信者のプライバシー及び表現の自由、通信の秘密との均衡を図る観点から、開示することができる特定発信者情報の範囲について量的な制限を加えるため、総務省令で定める一定の範囲内の送信行為に係る特定発信者情報に限り開示を認めるものであり、「必要な範囲内」の具体的内容は施行規則第5条(327頁以下参照)で定められている。

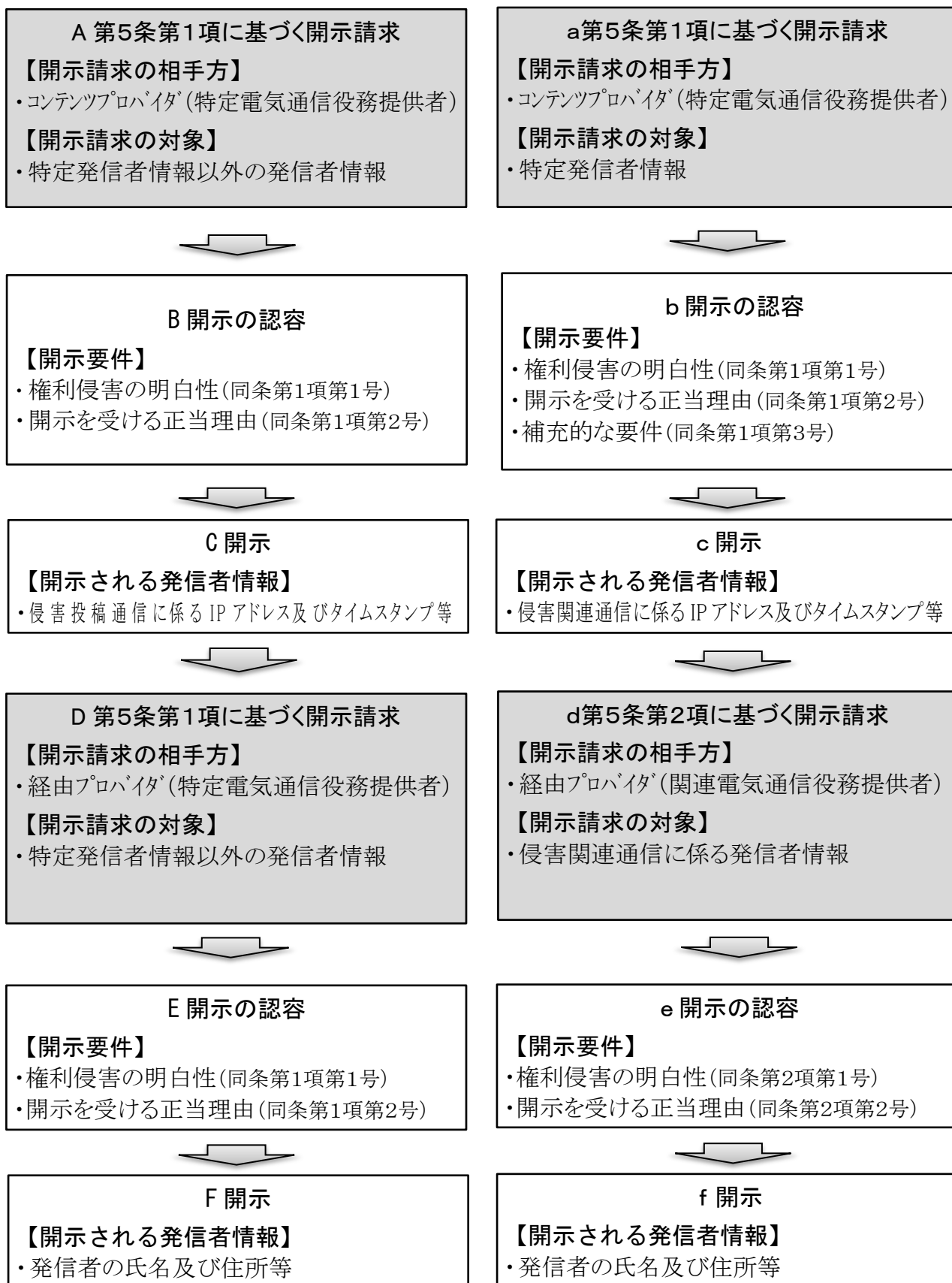
⑤ 権利侵害投稿以外の投稿のみのために行われた特定電気通信が本項の「侵害関連通信」に該当しない理由

権利侵害投稿以外の投稿のみのために行われた特定電気通信(以下「非侵害投稿通信」という。)は、それ自体は権利侵害性のない通信であるだけでなく、権利侵害投稿を可能とするために事前に行うことが必要であるといったログイン等通信が有する権利侵害投稿との関連性が典型的に認められないものであることから、非侵害投稿通信に係る情報は「侵害関連通信に係る情報」に該当することはなく、本条第1項に規定する特定発信者情報又は同条第2項に規定する侵害関連通信に係る発信者情報として開示されることはない。

この点、本項の条文上も、侵害関連通信に該当する通信を「発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信(ログイン通信や認証通信等が該当)」及び「発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務の利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信(ログアウト通信等が該当)」と定めているところ、非侵害投稿通信は、特定電気通信役務を利用するために行われたログイン通信や認証通信等と異なり、それ自体が「特定電気通信役務の利用そのもの」に該当するものであり、これを「特定電気通信役務を利用するために行われたもの」と解釈する余地はないことから、本項の「侵害関連通信」には該当しないものである。

＜侵害投稿通信に係る開示請求＞

＜侵害関連通信に係る開示請求＞



※ A と D の開示請求の方法が「開示命令の申立て」である場合に申立人が提供命令を活用したときは、A と D の事件の手続を併合して行うことが可能となる(非訟事件手続法第 35 条第1項)。a と d も同様。

第6条(開示関係役務提供者の義務等)

(開示関係役務提供者の義務等)

- 第六条 開示関係役務提供者は、①前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、②当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、③当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聴かなければならない。
- 2 開示関係役務提供者は、①発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取（当該発信者情報開示命令に係るものに限る。）において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、②遅滞なくその旨を通知しなければならない。③ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 ①開示関係役務提供者は、第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、②当該発信者情報を、③その保有する発信者情報（当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。）を特定する目的以外に使用してはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による①開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、②故意又は重大な過失がある場合でなければ、③賠償の責めに任じない。④ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

【趣旨】

- 本条は、開示関係役務提供者(第5条第1項に規定する特定電気通信役務提供者及び同条第2項に規定する関連電気通信役務提供者)の発信者に対する意見聴取義務(第1項)、開示関係役務提供者の発信者に対する開示命令があった旨の通知義務(第2項)、開示関係役務提供者が提供命令に基づいて提供された発信者情報を目的外使用することの禁止(第3項)及び開示関係役務提供者が開示請求に応じないことによる損害賠償の責任を免責される旨(第4項)を定めるものである。

【解説】

1 発信者に対する意見聴取義務(第1項)

(1) 趣旨

本項は、開示関係役務提供者は、発信者のプライバシーや表現の自由を保護すべき義務を負い、第5条第1項又は第2項の開示請求に関する対応に当たっては、プライバシーや表現の自由等、発信者の権利利益が不当に侵害されることのないよう、原則として、開示の請求に応じるかどうか（開示の請求に応じるべきではない旨の意見である場合には、その理由を含む。）について発信者の意見を聴かなければならないことを規定するものである。

開示関係役務提供者と発信者との間にあらかじめ有償の役務提供契約が存在する場合は、開示関係役務提供者は民法上当然に善管注意義務を負っていると解され、その場合には本項の定める義務はこのような規定がなくとも負うべき当然の義務であり、本項はそのことを注意的に規定したにすぎないということになる。また、開示関係役務提供者と発信者との間に有償の契約関係がない場合であって

も、開示関係役務提供者は、自己の管理するサーバ等の記録媒体等に発信者が情報を記録又は入力したことにより、権利の侵害を受けたとする者から、本請求を受けて発信者のプライバシーや表現の自由、場合によっては通信の秘密にかかわるような情報を開示するかどうかを判断する立場に立たされることになり、発信者との間に一定の社会生活上の関係を有することになるから、条理上、一定の注意義務（自己のものにするのと同じの注意義務）が生じ、その帰結として、開示請求があった場合には、発信者の意見を聴取すべき義務が生じることになると解される。

本項は、以上のとおり、発信者情報開示請求を受けた開示関係役務提供者が契約上、あるいは条理上当然に負うべき義務について、それを明確化するために規定されたものである。

本項の義務はあくまで民事上の義務であって、行政罰等によって担保されているものではないが、開示関係役務提供者が本項に定める手続を適切に行わず、そのために発信者に損害が生じた場合には、不法行為等の責任を追及されることとなる。

(2) 善管注意義務と発信者の意見聴取義務との関係

善管注意義務は、発信者の正当な利益を尊重しなければならないという意味で、本項の定める発信者の意見を聴取すべき義務と一部重なる部分もあるが、意見聴取が不可能な場合や発信者から明確な意見が述べられなかったような場合においても、善管注意義務は尽くさなければならないという意味で、本項の定める義務とは別個の義務も含んでいるものである。すなわち、善管注意義務を負う場合には、開示関係役務提供者としては発信者の権利侵害が起こらないようにあらゆる手段を尽くすことが求められているのであって、その内容の1つとして発信者の意見聴取も含まれるが、とるべき手段としてはそれに限られるわけではない。また逆に意見聴取ができないような場合であれば、他に適当な方法によって発信者の利益を確保することが可能であれば、それを尽くせば善管注意義務を果たしたことになる場合もあろう。

(3) 用語の説明

① 「前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは」

「前条第一項又は第二項の規定による開示の請求」とは、第5条第1項又は第2項に規定されている発信者情報開示請求を意味する。

② 「当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き」

発信者と連絡をとることができない場合には、発信者の意見を聴取することが客観的に不能というべきであるから、このような場合には、意見聴取義務を課さないこととした。ここで、「できない」とは、客観的に不能な場合を意味し、合理的に期待される手段を尽くせば連絡をとることが可能であったような場合には「できない」には当たらない。意見聴取に一定の期間を要する場合であっても、開示が遅延したことによる損害については、本条第4項で免責されることに照らすならば、意見聴取をすべきということになる。なお、仮にいかなる手段を用いても意見聴取が不能というような場合であっても、開示関係役務提供者としては、発信者の権利を不当に害することのないよう、善良な管理者の注意義務をもって行動することが期待されることはいうまでもない。

また、「特別の事情がある場合」とは、例えば、発信者情報開示請求が被侵害利益を全く特定せずに行われた場合等、第5条第1項又は第2項の定める要件を満たさないことが一見して明白であるようなときも含むものである。このような場合には、当該開示請求に関する対応において、特に発信者の意見を確認する実質的な必要性がなく、こうした確認をせずとも発信者の権利利益を不当に侵害することにはならないと考えられるため、本項の義務の対象外とするのが相当であると解される。

- ③「当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聴かなければならない」

開示関係役務提供者は、開示を求める者から開示請求を受けた場合には、発信者に対し、当該開示請求への対応如何及び発信者が開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合にはその理由も聴かなければならない²⁵。これは、開示関係役務提供者は、開示請求への対応如何について発信者に意見を聴いた場合は、原則としてこれを踏まえ適切に対応しなければならないと解されるため、開示の請求に応じるかどうかについて発信者の意見を聴くとともに、発信者が開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合にはその理由も聴かなければならないとすることで、発信者から合理的な理由が示された場合には、開示関係役務提供者は、原則として、それを尊重して対応することが求められることを明らかにするものである。

具体的には、発信者が開示に同意する旨の意見を述べた場合には、これに基づき開示請求に応じることとなる。反対に、開示に応じることを否とし、開示を求める者の開示請求に対し合理的根拠を示して異議が述べられたときは、原則としてその意見を尊重し、当該開示には応じられない旨の対応（裁判上の攻撃防御方法の提出等の具体的な行為も含む。）をすることが考えられる。ただし、発信者の意見が強行法規や公序良俗に反するものであるような場合にまで、当該発信者の意見に従った裁判上又は裁判外の行為を一律に強いるものではない。

なお、本規定は、訴訟における攻撃防御方法の提出等の個別具体的な行為をするに際して逐一発信者の意見を聴かねばならないことまでを要求するものではなく、発信者の意向が十分に反映される範囲で、ある程度包括的に発信者の意見を聴くことも認められる。

本項においては、単に「意見を聴かなければならない」と規定されているところではあるが、開示請求をした者が、氏名その他の請求者の特定に資する情報を発信者に示してほしくない旨を希望しているような場合には、氏名等の情報を発信者に示すべきではない。また、開示請求に際して示された事項については、当然発信者以外の者に漏らすことは許されない。

²⁵ 旧法においては単に「開示するかどうかについて」としていたところ（旧法第4条第2項）、令和3年改正法により、それを「開示の請求に応じるかどうかについて」と明確化したうえで、新たに発信者が開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合にはその理由も聴かなければならない旨を規定したものである。

2 開示命令を受けた旨の発信者に対する通知義務(第2項)

(1) 趣旨

本項は、開示関係役務提供者は、開示命令を受けたときは、原則として、意見聴取において開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた発信者に、その旨を通知しなければならない旨を定めるものである。

本条第1項の意見聴取に対して開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた発信者は、その意見を元に開示関係役務提供者が裁判で争うことが想定されるという点で、当該裁判に事実上関与しているものといえる。そこで、そのような発信者に対しては開示命令があった旨を通知しなければならないとすることで、その手続保障を図るものである。

これは、発信者が、意見聴取において開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べたことにより、事実上裁判に関与したことで、当該意見聴取をした開示関係役務提供者と発信者との間に、条理上、開示命令があったときはその旨の通知をすべき義務が生じることになると解されるところ、本項は、その条理上負うべき義務を明確化するものである。したがって、本項の義務はあくまで民事上の義務であって、行政罰等によって担保されているものではないが、開示関係役務提供者が本項に定める手続を適切に行わず、そのために発信者に損害が生じた場合には、不法行為等の責任を追及されることとなる。

(2) 用語の説明

①「発信者情報開示命令を受けたとき」

「発信者情報開示命令を受けたとき」とは、開示関係役務提供者が第8条に規定される発信者情報開示命令を受けたときを意味する。

旧法下においては、開示関係役務提供者から発信者の氏名及び住所の開示を受けるためには、発信者情報開示請求訴訟を提起することが一般的であったが、令和3年改正法によって開示命令の申立てをすることにより発信者の氏名及び住所の開示を請求することが可能となった。ここで、発信者情報開示請求訴訟においては、公開対審の訴訟手続により開示関係役務提供者が争い、その結果として開示判決がなされるが、非訟事件である開示命令事件については公開対審原則が妥当しないから、開示すべきでないとする意見を述べるという形で当該事件の裁判に事実上関与した発信者に対しては、追加的に手続保障を図ることが適当である。

このような考慮から、第6条第1項に規定する意見聴取に対して発信者が開示の請求に応ずるべきでない旨の意見を述べた場合において裁判所が開示命令を発したときは、開示関係役務提供者は、原則として、当該発信者に対し、遅滞なく開示命令を受けた旨を通知しなければならないこととしたものである。

②「遅滞なくその旨を通知しなければならない」

「遅滞なく」通知しなければならないと定めるのは、開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べて開示について争うことを明らかにしている発信者は、開示命令を受けた旨の通知を受けた後、例えば、自らの主張を補強するためさらなる証拠を収集するなど、後続の訴訟等に向けた準備をすることが考えられるため、そのような発信者の準備に資するようにする趣旨である。

③「ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない」

「当該発信者に対し通知することが困難であるとき」とは、発信者と連絡をとることができないなど、発信者に開示命令を受けた旨の通知をするのが客観的に不能である場合を意味する。例えば、発信者が連絡先を変更したにもかかわらず、開示関係役務提供

者に対してその旨の連絡を行っていないために、当該開示関係役務提供者が連絡をとろうとしてもとることができない場合が考えられる。

3 提供命令により発信者情報の提供を受けた開示関係役務提供者の義務 (第3項)

(1) 趣旨

本項は、提供命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けた開示関係役務提供者が負う、発信者情報の取扱いに係る義務を定めるものである。

提供命令により開示関係役務提供者が提供を受けた発信者情報は、個人のプライバシー等として保護される事項であるという点において、開示請求権を行使した者に開示された発信者情報と異なるものではない。そこで、提供命令による発信者情報の提供を受けた開示関係役務提供者に対しても、当該情報を、提供命令がその制度趣旨として本来予定している、「その保有する発信者情報（当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。）を特定する目的」以外の用途で使用してはならないとする義務を課すものである。

本規定に違反して発信者に損害が生じた場合には、プライバシー侵害等の不法行為が成立することとなる。

(2) 用語の説明

①「開示関係役務提供者は、第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたとき」

本項の義務が課せられる対象は、提供命令（第15条第1項（第2号に係る部分に限る。））を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令により発信者情報の提供を受けた開示関係役務提供者である。

②「当該発信者情報」

ここでいう発信者情報とは、提供命令（第15条第1項（第2号に係る部分に限る。））を受けた他の開示関係役務提供者から、当該命令により、開示関係役務提供者に対して提供された発信者情報をいう。

ここで目的外使用を禁止されることとなるのは、提供を受けた情報に限られるものではなく、提供を受けた情報から推測可能な情報や、提供を受け特定をする中で知り得た情報等のうち、およそ発信者の特定に資する情報はすべて含む趣旨であり、具体的には、発信者の性別や年齢などが問題となると考えられる。

③「その保有する発信者情報(当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。)を特定する目的以外に使用してはならない」

提供命令がその制度趣旨として本来予定している、「その保有する発信者情報（当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。）を特定する目的」以外の用途で使用してはならないとする義務を課すものである。

提供命令は、あくまで、発信者を特定できなくなることを防止するために設けられた制度であるから、提供命令により提供された発信者情報の用途としては、当該提供を受けた開示関係役務提供者が消去禁止命令や開示命令を受けた場合にこれらの命令に従って消去禁止措置又は開示をするべき発信者情報を特定するために用いること以外に考えられない。従って、それ以外の目的で提供された発信者情報を用いる行為をしてはならない旨の規定を設けたものである。

4 開示請求に応じないことにより生じた損害についての開示関係役務提供者の免責(第4項)

(1) 趣旨

本規定は、開示関係役務提供者が、第5条第1項又は第2項の開示請求に応じないことにより生じた損害については、自己が発信者である場合を除いては、原則として損害賠償の責任を負わない旨の免責を定めるものである。

発信者情報は、一旦開示されてしまうとその原状回復は不可能であることから、開示関係役務提供者が裁判外の請求を受けて即時の対応を求められた場合においては、短絡的な判断をすることのないよう、厳に本条第1項に規定する義務等を遵守し、発信者の利益擁護や手続保障に十分意を尽くすことが求められる。こうした法の要請に応える結果として、開示関係役務提供者が判断に慎重となり、開示に応じなかった行為については、仮にその判断が誤っていたことが事後的に明らかとなった場合であっても、それにより生じた損害賠償の責任を一般則に従ってこれらの者に帰することとするのは酷に失するといふべきである。そこで、本項において、故意又は重過失がある場合にのみ責任を負うこととするものである。

このように一定の政策目的を実現するために損害賠償責任の成立を重過失があった場合に限定している例としては、他に失火責任(失火責任法)、緊急事務管理者の責任(民法第698条)、国の違法行為に関する公務員個人の責任(国家賠償法第1条第2項)等が挙げられる。

なお、開示請求を認容する確定判決又は確定した決定があった以降、これに従わず開示に応じない行為については、一律故意又は重過失が認められるため、本条による免責の対象とはなり得ない。

(2) 用語の説明

①「開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害」

「開示の請求に応じないことにより生じた損害」とは、本来開示関係役務提供者が発信者情報を開示すべき場合であったにもかかわらず、開示を拒んだことにより、開示請求をした者に生じた損害のことであり、適時に開示を受けられなかったことによる損害を意味する。具体的には、例えば以下のようなケースにおいてこうした損害が生じる可能性がある。

ア 開示関係役務提供者が裁判外での開示請求に応じなかったため、開示請求をした者が裁判上の開示請求を行い、これを認容する確定判決を得たが、それまでの間に発信者が行方不明又は無資力になっており、発信者に対する責任追及が無意味になった場合

イ 開示関係役務提供者が裁判外での開示請求に応じなかったため、開示請求をした者が裁判上の開示請求を行い、これを認容する確定判決を得たが、その間開示が遅れたことで、開示請求をした者の精神的苦痛が長引き、精神的損害が発生した場合

※なお、発信者情報の適切な保存を怠ったことにより生じた損害も問題となり得るが、開示関係役務提供者にはログ等の通信履歴の保存義務はなく、むしろ個人情報保護の観点から不要なログは遅滞なく削除する責務を負っており、この点については本法律によっても何ら扱いが変わるものではないので、損害の発生について過失が認められることは考えがたい。

なお、本規定は、不法行為法上の「損害」概念を変更するものではない。したがって、不法行為の場合、権利侵害と相当因果関係のある損害が本規定の対象となるものである。弁護士費用については、判例上一定の限度で「損害」に

含まれると解されていることから、本規定の「損害」にも含まれることとなる。他方、印紙代等のいわゆる「訴訟費用」については、一般に訴訟物に関する主文とは別にその負担の裁判をすることとなっているため、本規定の「損害」には含まれない。この点については、「手続費用」も同様である。

②「故意又は重大な過失がある場合」

「故意」とは、結果の発生を認識・認容している心理状態をいい、「重大な過失」とは、故意に近い注意欠如の状態をいう。本項において、故意又は重過失は、開示を求める者が発信者情報開示請求権の要件（権利侵害の明白性、開示の必要性及び補充的な要件）を具備していることについて必要とされる²⁶。

③「賠償の責めに任じない」

「賠償の責めに任じない」とは、債務不履行又は不法行為を原因とする民事上の損害賠償責任が生じないことをいう。

④ 「ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない」

当該開示関係役務提供者自身が、権利を侵害したとされる情報の発信者である場合には、自ら要件があると判断すれば、自己が発信者である旨を明らかにすればよく、開示しなかった場合に開示を請求した者に生じる損害について敢えて免責する政策的必要性に欠ける。したがって、本項ただし書きにおいては、免責される場合から、当該開示関係役務提供者自身が発信者である場合を除外することとしたものである。

²⁶ この点について、最高裁は「開示関係役務提供者は、侵害情報の流通による開示請求者の権利侵害が明白であることなど当該開示請求が同条1項各号所定の要件のいずれにも該当することを認識し、又は上記要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかったことにつき重大な過失がある場合にのみ、損害賠償責任を負うものと解するのが相当である。」と判示している（最三小判平成22年4月13日民集64巻3号758頁）。

第7条(発信者情報の開示を受けた者の義務)

(発信者情報の開示を受けた者の義務)

第七条 ①第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、②当該発信者情報をみだりに用いて、③不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

【趣旨】

本条は、発信者情報の開示を受けた者が当該発信者情報を用いるに当たって負うべき義務を明らかにしたものである。

この規定に違反しても、直ちに刑事罰等の対象になるというわけではないが、この規定に従わない情報の用い方をして、発信者に損害が発生した場合には、名誉権侵害等の不法行為を構成することになり、発信者から責任を追及されることとなる。犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号)第3条第3項及び刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)第6条と同趣旨の規定である。

【解説】

1 趣旨

本条は、第5条第1項又は第2項に規定する発信者情報開示請求権の行使により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報について、法律上認められた被害回復の措置(発信者に対する損害賠償請求権の行使等)をとる目的以外の目的で用いることにより、不当に発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないという民事上の義務(濫用禁止義務)を定めたものである。

2 用語の説明

①「第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者」

本条の義務が課せられる対象は、第5条第1項又は第2項の規定に基づく発信者情報の開示を受けた者である。

②「当該発信者情報」

ここで発信者情報というのは、現に開示された発信者情報を指すものであるが、ここで不当な用い方を禁止されることとなるのは、開示を受けた情報に限られるものではなく、開示を受けた情報から推測可能な情報や、開示手続の中で知り得た情報等のうち、およそ発信者の特定に資する情報はすべて含む趣旨であり、具体的には、発信者の性別や年齢などが問題となると考えられる。

③「不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない」

発信者情報開示請求は、あくまで、特定電気通信上で加害者不明の不法行為が行われた場合に、被害者に加害者を知るための手段を提供し、被害回復を可能にするための制度であるから、それ以外の目的で開示された情報を用いて発信者の名誉権等の権利利益を侵害した場合には、不当に発信者の名誉若しくは生活の平穩を害したということになると解される。具体的には、発信者の情報をウェブページ等に掲載したり、発信者に対していやがらせや脅迫等の行為に及んだ場合が考えられる。

「害する行為をしてはならない」とは、民事上の義務を定めた趣旨であるが、この規定に違反して発信者に損害が発生したときは、名誉権侵害等の不法行為が成立することとなる。

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続

1. 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続の創設

発信者情報の開示請求事案には、当事者対立性の高くない事案、開示要件の判断が困難な事案から困難でない事案まで、様々な事案があるところ、令和3年改正法による改正前は、当事者対立性の高低や開示要件判断の難易の程度にかかわらず、裁判により発信者の氏名、住所等の開示を請求するには、一律に訴訟手続を要するものとされていた。訴訟手続は、関係者の手続保障が手厚く図られるため、慎重な判断が必要な事案には適する一方、期日を開き、裁判官の面前での口頭による審問の機会の付与が必要となるなど、一般に当事者の時間・費用の負担は大きく、開示要件の判断が困難でない事案や当事者対立性の高くない事案などにおいては、迅速な被害者救済の妨げとなっている面があった。

また、従来の発信者情報の開示請求の裁判は、

- ㊦ まずは、「SNSの運営者等のコンテンツプロバイダ」に対する開示仮処分の申立てを行い、当該申立てが認容された場合、
- ㊧ 次に、「インターネット接続サービスを提供する事業者等である経由プロバイダ」に対する開示請求訴訟を提起するという、

少なくとも2段階の手続を経ることが通常必要となる。

㊦の裁判が終わらなければ㊧の裁判に進めないことは、以下の課題を生じさせていた。

- ・ ㊦の裁判を行っている間に、経由プロバイダの保有する発信者情報が消去されるおそれがあり、消去された場合には、被害者の救済が困難となること。
- ・ ㊦、㊧の両裁判ともに、同一の書込み等について同一要件の該当性を審理するものであるにもかかわらず、二回の審理・判断を要し、迅速な被害者救済の妨げとなっていること。

これらの課題を踏まえて、従来の訴訟手続に加えて、決定手続(非訟手続)により、裁判所が開示関係役務提供者に対してその保有する発信者情報の開示等を命ずることができるようにするため、令和3年改正法により、第4章(発信者情報開示命令事件に関する裁判手続)の各規定を設ける改正が行われたものである。

2. 発信者情報開示命令事件への非訟事件手続法の適用

開示命令事件は、非訟事件手続法第3条の「非訟事件」に該当し、非訟事件手続法が適用されるものである。また、本法律では、第4章において、当該事件を処理するための手続として、非訟事件手続法第2編の特則的規定や補足的規定を設ける一方で、同編の規定のうち不要なものは適用除外とする旨の規定(第17条)を設けている。

3. 開示命令、提供命令及び消去禁止命令の法的性格及び関係について

(1). 3つの命令の法的性格

第4章では、開示命令、提供命令及び消去禁止命令という3つの命令が定められている。

開示命令、提供命令及び消去禁止命令は、いずれも裁判であり、その裁判の形式はいずれも「決定」である。

開示命令は、第5条第1項又は第2項の規定による開示の請求について、その開示を開示関係役務提供者に命ずるものである。開示命令の申立てについての決定は、その開示を命ずるか否かについて終局的判断をする裁判であるから、「終局決定」(非訟事件手続法第55条以下)に該当する。また、開示命令の申立ては、裁判所に対し、一定の内容の終局決定を求める行為といえるから、「非訟事件の申立て」(同法第43条以下)²⁷に該当する。

他方で、提供命令及び消去禁止命令は、開示命令の実効性を確保するための開示命令事件を本案とする保全処分である。すなわち、経由プロバイダにおけるアクセスログの保存期間が限られているため、開示要件の審理と切り離して、経由プロバイダの特定及び侵害情報に係る発信者情報の消去禁止を迅速に求めることができるようにするため、「開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるとき」(第15条第1項、第16条第1項)に発令されるものである。

これらの命令の申立てについての決定は、開示命令事件について終局的判断をする裁判以外の裁判であるから、「終局決定以外の非訟事件に関する裁判」(非訟事件手続法第62条第1項)に該当すると解される。これらの命令の申立ては、裁判所に対し、一定の終局決定を求める行為ではないから、「非訟事件の申立て」(同法第43条以下)に該当するものではない。

表 3つの命令の法的性格

申立て	申立てについての裁判	裁判の種類
開示命令の申立て	開示命令 (開示命令の申立てを認容する決定)	「終局決定」 (本案についての決定)
	開示命令の申立てを却下する決定	
提供命令の申立て	提供命令 (提供命令の申立てを認容する決定)	「終局決定以外の裁判」 (保全処分についての決定)
	提供命令の申立てを却下する決定	
消去禁止命令の申立て	消去禁止命令 (消去禁止命令の申立てを認容する決定)	
	消去禁止命令の申立てを却下する決定	

(2). 3つの命令の関係

提供命令及び消去禁止命令の申立ては、本案の開示命令事件が係属していることを要件とする(第15条第1項、第16条第1項)。したがって、少なくとも同時に開示命令事件の申立てをしなければ、これらの命令を申し立てることはできないし、これらの命令の申立てについての決定が出る前に、開示命令の申立てを却下する決定がされた場合(例えば、開示命令の申立てが不適法であるとき又は理由がないことが明らかなきときは、裁判所は、申立書の写しの送付や当事者の陳述聴取を経ずに、直ちに申立

²⁷ 非訟事件手続法において、「非訟事件の申立て」(同法第43条以下)とは、裁判所に対し一定の内容の終局決定を求める行為をいい、移送の申立て、忌避の申立て、証拠調べの申立てなど、手続上の裁判を求める申立ては、「非訟事件の申立て」には該当しない(金子修編著「一問一答非訟事件手続法」(商事法務、2012年)16頁)。

てを却下することができる。第 11 条第 1 項ただし書、第 3 項ただし書。)は、これらの命令の申立ても当然に終了するという関係にある。

また、提供命令及び消去禁止命令の効力の終期は、本案の開示命令事件が終了するまで(異議の訴えが提起された場合には、その訴訟が終了するまで)である(第 15 条第 3 項、第 16 条第 1 項)。すなわち、提供命令及び消去禁止命令の効力は、開示命令事件の終了等により、当然失効するという関係にある。

4. 3つの命令事件の主な手続及び非訟事件手続法との関係

	非訟事件手続法	開示命令事件	提供命令・ 消去禁止命令事件
申立ての 方式	書面による (非訟事件手続法第 43 条第1項)	○	× 書面による (発信者情報開示命令事 件手続規則第4条第1項)
申立書の 写しの送付	定めなし	必要 (第 11 条第1項)	必要 (発信者情報開示命令事 件手続規則第4条第 3 項)
審理	職権探知主義 (非訟事件手続法第 49 条第1項)	○ 当事者の 必要的陳述聴取 (第 11 条第3項)	○
決定の告知	当事者及び利害関係参加人並びにこ れらの者以外の裁判を受ける者に対 し、相当と認める方法で告知しなけれ ばならない。 (非訟事件手続法第 56 条第1項)	○	○ (非訟事件手続法 第 62 条第1項において準 用する 同法第 56 条第1項)
決定の効力 の発生時期	決定の告知時 (非訟事件手続法第 56 条第2項・第3項)	○	○ (非訟事件手続法 第 62 条第1項において準 用する同法第 56 条 第2項・第3項)
決定の方式	裁判書の作成 (非訟事件手続法第 57 条第1項)	○	× (非訟事件手続法 第 62 条第1項は 同法第 57 条第1項の 準用を除外)
決定の取消 し又は変更	裁判所は、終局決定をした後、その決 定を不当と認めるときは、職権で、これ を取り消し、又は変更することができる (申立てによってのみ裁判をすべき場 合において申立てを却下した決定及 び即時抗告をすることができる決定を 除く。) (非訟事件手続法第 59 条第1項)	○ 非訟事件手続法 第 59 条第1項は 適用読替え (第 14 条第6項)	○ (非訟事件手続法第 62 条 第1項において準用する同 法第 59 条第1項第2号に 該当するため、職権による 取消し等は不可)
申立ての 取下げ	非訟事件の申立人は、終局決定が確 定するまで、申立ての全部又は一部 を取り下げることができる。この場合 において、終局決定がされた後は、裁判 所の許可を得なければならない。 (非訟事件手続法第 63 条第1項)	開示命令の申立て は、当該申立てにつ いての決定が確定す るまで、その全部又 は一部を取り下げる ことができる。ただ し、同決定等がされ た後は、相手方の同 意を得なければその 効力を生じない。 (第 13 条第1項)	提供命令・消去禁止命 令の申立ては、当該各 命令があった後であつ ても、その全部又は一部 を取り下げることができる。 (第 15 条第4項、第 16 条 第2項)
不服申立て	終局決定により権利又は法律上保護 される利益を害された者は、その決定 に対し、即時抗告をすることができる。 (非訟事件手続法第 66 条第1項) 申立てを却下した終局決定に対して は、申立人に限り、即時抗告をす ることができる。 (非訟事件手続法第 66 条第2項)	当事者は、開示命令 の申立てについての 決定(申立てを不適 法として却下する決 定を除く。)に対し、 異議の訴えを提起す ることができる。 (第 14 条第1項)	相手方は、提供命令・消 去禁止命令に対し、即 時抗告をすることがで きる。 (非訟事件手続法第 79 条 の「特別の定め」としての第 15 条第5項、第 16 条第3 項)

不服申立て 期間	2週間の不変期間 (非訟事件手続法第 67 条第1項本文)	1月の不変期間 (第 14 条第1項)	1週間の不変期間 (非訟事件手続法 第 81 条本文)
執行停止効	終局決定に対する即時抗告は、特別 の定めがある場合を除き、執行停止の 効力を有しない。 (非訟事件手続法第 72 条第1項本文)	×	○ (非訟事件手続法 第 82 条が準用する同法第 72 条第1項本文)

※ 各欄中の「○」は「非訟事件手続法」の欄に記載の規律が適用されること、「×」は適用されないことをそれぞれ意味する。

第8条(開示命令)

(発信者情報開示命令)

第八条 ①裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

【趣旨】

本条は、裁判所が、権利侵害を受けたとする者の申立てにより、訴訟手続によるよりも簡易迅速な決定手続により、開示関係役務提供者に対し、第5条第1項又は第2項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずること(開示命令)ができる旨を規定するものである。

【解説】

1. 開示命令の創設

発信者情報の開示請求事案には、開示要件の判断困難性や当事者対立性の高くない事案があることを踏まえ、このような事案に係る裁判の審理を簡易迅速に行うことができるようにするため、裁判所が、権利侵害を受けたとする者の申立てにより、決定手続(非訟手続)で、第5条第1項又は第2項の規定による請求に基づく発信者情報の開示について開示関係役務提供者に命ずることができる制度を創設したものである。

ただし、第5条第1項又は第2項に基づく開示請求権は実体法上の権利であり、その存否を終局的に確定するためには、当事者に訴訟手続で争う機会を保障する必要があるため、開示命令の申立てについての決定に不服がある当事者は、異議の訴えを提起できることとした(第14条第1項)。

2. 決定の告知方法

開示命令の申立てについての決定の告知方法については、非訟事件手続法第56条第1項が適用され、本法律において特則を定めるものではない。すなわち、開示命令の申立てについての決定は、開示命令事件の裁判を受ける者である申立人及び相手方(当事者)に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

これは、開示命令の申立てについての決定も、その告知が異議の訴えの提起期間の始期となる(第14条第1項)ことから、決定書の送達により告知するのが相当であるとも考えられるが、一律に送達によるべきものとした場合には、告知に時間を要し、簡易迅速な処理の要請に反する場合もあると考えられる。そこで、非訟事件手続法の原則どおり、相当と認める方法によることとし、具体的事案に応じた裁判所の裁量に委ねたものである。

3. 用語の説明

①「裁判所は、…自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる」

裁判所が、第5条第1項又は第2項に基づく実体法上の開示請求権を前提として、裁判外の開示又は判決による開示に加えて、被害者の申立てにより、決定で、その開

示を命ずることができる旨を定めたものである。この決定について要する立証の程度は、証明である。

なお、権利侵害を受けたとする者は、自らの選択により、開示命令の申立てをすることも、開示請求訴訟を提起することも可能である。もともと、開示命令は、異議の訴えが提起されなかった場合等は既判力を付与されるものであるため(第 14 条第5項)、民事訴訟法第 142 条(重複する訴えの提起の禁止)の趣旨(裁判の矛盾の防止や、被告の二重応訴の防止等)からすると、開示命令事件は、同条の「裁判所に係属する事件」にあたるものと解される。したがって、同一の権利侵害投稿について、開示請求訴訟の提起と開示命令の申立てを同時に行うことはできない。具体的には、開示命令の申立てを行った者は、当該申立てに係る開示命令事件が裁判所に係属する間は、別途、同一の発信者情報開示請求権に基づく開示請求訴訟を提起することはできず、他方、開示請求訴訟の提起を行った者は、当該訴訟が裁判所に係属する間は、別途、同一の発信者情報開示請求権に基づく開示命令の申立てをすることはできないものと解される。他方で、発信者情報開示請求については仮処分手続が用いられることもあるが、仮処分の決定には既判力がないため、開示仮処分の申立事件は、民事訴訟法第 142 条の「裁判所に係属する事件」に当たらないと考えられる。

第9条(国際裁判管轄)

(日本の裁判所の管轄権)

第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次の各号のいずれかに該当するときは、①管轄権を有する。

一 人を相手方とする場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の②住所又は居所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の②住所及び②居所が日本国内にない場合又はその③住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に②住所を有していたとき（日本国内に最後に②住所を有していた後に外国に②住所を有していたときを除く。）。

ハ 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。

二 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の④主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の④主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するとき。

(1) 当該相手方の④事務所又は営業所が日本国内にある場合において、⑤申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき。

(2) 当該相手方の④事務所若しくは④営業所が日本国内にない場合又はその⑥事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者の②住所が日本国内にあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、⑦日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）を相手方とする場合において、⑧申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に発信者情報開示命令の申立てをすることができるかについて定めることができる。

3 前項の合意は、書面でしなければ、その効力を生じない。

4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

5 外国の裁判所にのみ発信者情報開示命令の申立てをすることができる旨の第二項の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。

6 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合①（日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意に基づき申立てがされた場合を除く。）においても、②事案の性質、手続の追行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、当該申立ての全部又は一部を却下することができる。

7 日本の裁判所の管轄権は、発信者情報開示命令の申立てがあった時を標準として定める。

【趣旨】

本条は、開示命令事件の国際裁判管轄に関し、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合(第1項)、合意により管轄権が認められる旨及びその方式(第2項から第5項まで)、我が国に管轄権が認められる場合であっても裁判所は申立てを却下することができる旨(第6項)及び管轄権の有無を判断する標準時(第7項)を規定するものである。

【解説】

1. 開示命令事件について国際裁判管轄の規律が設けられた理由

本法において国際裁判管轄に関する規律を設けない場合、非訟事件手続法が当該規律を設けていないことから、国際裁判管轄の有無は、国内土地管轄の規定を考慮するなど、個別具体的な事案に応じた裁判所による当事者間の衡平や適正・迅速な審理・裁判の実現といった条理に基づく判断に委ねられる²⁸。

このような条理に基づく判断に委ねた場合には、個々の事案ごとの裁判所の判断となり、どのような場合に日本の裁判所の管轄権が認められるのか不明確となってしまい、当事者の予測可能性や法的安定性を害するとともに、審理の結果国際裁判管轄がないとの結論に至った場合には、移送の規定がないために裁判所は申立てを却下せざるを得ず、手続経済にも反する結果となる。

特に、開示命令事件については、外国法人を相手方とするなど渉外的要素を含むことが多いこと(例えば、外国法人の提供するSNS等において名誉を毀損する投稿がなされた場合)から、国際裁判管轄の規律を設けることで、いかなる場合に日本の裁判所に開示命令事件の申立てができるのか(又は申し立てられるのか)を予め明確にする必要がある。

また、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律(平成23年法律第36号)により、財産権上の訴えについては国際裁判管轄の規律(民事訴訟法第1編第2章第1節)が設けられ、同法施行後約10年間の蓄積により、開示請求訴訟の国際裁判管轄は民事訴訟法に基づいて処理されるという実務が確立している²⁹ことからすると、実務上の混乱を避けるべく、民事訴訟法と同程度の規律を設けることが適当である。

そこで、本条では、民事訴訟法における規律を参考に、開示命令事件について国際裁判管轄に関する規律を定めたものである。

²⁸ 財産権上の訴え及び保全命令については、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律(平成23年法律36号)によって国際裁判管轄に関する明文規定が設けられたが、例えば、同法改正前の実務では「我が国の民法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである」(最三小平9・11・11民集51巻10号4055頁)等の裁判例が存在する。

²⁹ 開示仮処分等の仮処分は「保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができる」(民事保全法第11条)とされている。

2. 相手方の住所等による管轄原因(第1項)

(1) 概要

本項は、開示命令の申立てについて、一般的に我が国の裁判所に管轄権が認められる場合を定めるものであり、第1号において人を相手方とする場合の規律を、第2号において法人その他の社団又は財団を相手方とする場合の規律を、第3号において日本国内において事業を行う者を相手方とする場合の規律を、それぞれ定めるものである。

提供命令及び消去禁止命令の申立てについて、国際裁判管轄の規律を明示的に規定していないのは、これらの申立てが開示命令の申立ての付随的事項であることから、その国際裁判管轄も開示命令事件に従うという関係にあるためである。すなわち、開示命令事件について、日本の裁判所の管轄権が認められる場合には、提供命令事件及び消去禁止命令事件の管轄権も認められることは明らかであることから、明示的には規定しないものである。

(2) 自然人を相手方とする場合(第1号)

本号は、相手方が自然人である場合における管轄原因を定めるものである。

まず、相手方の住所又は居所が日本国内にあるときに、日本の裁判所の管轄権を認めるものである(本号イ)。

これは、相当な準備をして申立てをすることのできる申立人と、不意に申し立てられて対応を余儀なくされる相手方との間の衡平を図ったものであり、事件の種類に関係なく認められる国際裁判管轄を定める民事訴訟法第3条の2と同趣旨であり、原則的処理を規定するものである。

次に、日本国内に相手方の住所及び居所がない場合又は知れない場合には、申立て前に当該相手方が日本国内に住所を有していれば(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く)、日本の裁判所の管轄権を認めるものである(本号ロ)。

また、日本から外国に派遣される大使、公使等の外交官やその家族等は、原則として、派遣された国(接受国)の裁判権から免除されることから、これらの者への申立てを接受国の裁判所に対して行うことができない。このような、いずれの国においても国際裁判管轄が存しないとの結論は適当ではなく、いずれかの国において国際裁判管轄が認められるようにする必要があることから、開示命令事件の相手方が大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人であるときにおいて、その者に対する申立てについて、日本の裁判所の管轄権を認めるものである(本号ハ)。

(3) 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合(第2号)

本号は、相手方が法人その他の社団又は財団である場合における管轄原因を定めるものである。

まず、相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときに日本の裁判所の管轄権を認めるものである(本号イ)。

これは、第1号と同様、相当な準備をして申立てをすることのできる申立人と、不意に申し立てられて対応を余儀なくされる相手方との間の衡平を図ったものであり、民事訴訟法第3条の2と同趣旨である。

次に、相手方が日本国内に主たる事務所又は営業所を有しない場合(本号イに掲げる場合に該当しない場合)であっても、次に掲げるときには、日本の裁判所の管轄権を認めるものである(本号ロ)。

(ア)相手方が日本国内に事務所又は営業所を有し、当該事務所又は営業所において開示命令の申立てに関する業務を行っているとき(本号ロ(1))

(イ)相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその所在地が知れない場合において、相手方の代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき(本号ロ(2))

①開示命令の申立てに関する業務を行う事務所又は営業所を有する場合(ロ(1))

法人その他の社団又は財団が日本国内に事務所又は営業所を有し、当該事務所又は営業所において開示命令の申立てに関する業務を行っているときに、日本の裁判所の管轄権を認めるものであり、民事訴訟法第3条の3第4号を参考に同趣旨の規定を設けたものである。

これは、開示命令の申立てに関する業務を行う事務所又は営業所が日本国内にある場合には、申立てに関する業務についてはその事務所等は住所に準ずるものとみることができると、当該申立てに関わる証拠の収集や事情を熟知した者の関与のしやすさといった観点からも、その事務所等が所在する国の裁判所に審理を委ねることが便宜であるとの考慮によるものである。

ロ(1)に該当する場合としては、相手方である外国法人が日本国内に事務所又は営業所を有し、その事務所又は営業所において開示命令の申立ての理由となったSNSサービス等の管理業務に実際に携わっている場合などが想定される。

②代表者その他の主たる業務担当者の住所がある場合(ロ(2))

法人その他の社団又は財団の事務所又は営業所が日本国内にない場合において、事務所又は営業所が日本国内にない場合又はその所在地が知れない場合において、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄権を認めるものであり、民事訴訟法第3条の2第3項を参考に同趣旨の規定を設けたものである。

これは、世界中のどこにも事務所又は営業所がない又は知れない法人その他の社団又は団体であっても、いずれかの国において申立てを可能とする地を保障する観点から、当該法人等であっても代表者その他の主たる担当者が必ず存在することに着目したものである。

ロ(2)に該当する場合としては、例えば、相手方である外国法人に法人としての実体がなく、その事務所又は営業所も実体がない等の場合において、実質的に業務を行っている代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にある場合が想定される。

(4) 日本国内において事業を行う者を相手方とする場合(第3号)

本号は、第1号及び第2号に掲げる場合に該当しないときであっても、相手方が日本において事業を行う者(事業の主体は、法人に限られるものではなく、自然人も含まれるものである)であり、開示命令の申立てが相手方の日本における業務に関する場合には、日本の裁判所の管轄権を認めるものであり、民事訴訟法第3条の3第5号を参考に同趣旨の規律を設けたものである。

これは、日本において取引を継続してしようとする外国法人のうち日本国内に営業所を設けず、かつ、日本における代表者を定めていない場合には、第1号及び第2号により日本の裁判所に管轄権を認めることができないところ、日本において取引を継続してする外国法人の場合、日本における業務に関する申立てであれば、日本の裁判所に管轄権を認めるのが相当であることから、本号を設けたものである。また、このことは、日本において事業を行う個人や社団又は財団等についても同様であることから、これらの者も本号でいう「日本において事業を行う者」に該当する。

<第2号ロ(1)と第3号との関係>

第2号ロ(1)は開示命令の申立てに関する業務を行う事務所又は営業所を日本国内に有する法人その他の社団又は財団を対象とするものである。他方、第3号は、相手方が法人その他の社団又は財団のみならず自然人をも対象とする点で適用範囲が広く、また、日本国内において事務所又は営業所を有しない者をも対象としている点で差異がある。

(5) 用語の説明

① 「管轄権」

「管轄権」とは、例えば、民事訴訟法において土地管轄の観点から裁判所が有する権限を意味する場合等に用いられている(民事訴訟法第6条及び第6条の2)が、国際裁判管轄も、どのような場合に日本の裁判所が申立てについて審理判断を行う権限を有するののかという問題であり、広い意味での土地管轄の問題である。そこで、民事訴訟法では国際裁判管轄を意味するものとして、「管轄権」という用語が用いられている(民事訴訟法第3条の2等)³⁰。本法では、民事訴訟法との整合性を考慮し、国際裁判管轄を意味するものとして、「管轄権」という用語を用いるものであり、本条第6項及び第7項の「管轄権」も同様の意味である。

② 「住所又は居所」

「住所」とは、生活の本拠を意味するのに対し、「居所」とは、生活の本拠ではないものの多少の時間継続して居住する場所を意味する。「住所」及び「居所」の概念は国により異なるところ、相手方が住所等を有するかを判断する場合、相手方が所在する国の法令によるのか日本の法令によるのかが問題となるが、国際裁判管轄は法廷地法である日本法により定められるべき事項であることから、住所等の有無は日本の法令上の概念により判断すべきである。

³⁰ 佐藤達文編著「一問一答平成23年民事訴訟法等改正-国際裁判管轄法制の整備」(商事法務、2012年)12頁

③「住所及び居所が知れない場合」

「住所及び居所が知れない場合」とは、通常人の通常の注意で住所及び居所を探しても見つからない場合をいう。

④「主たる事務所又は営業所」

「事務所」とは、非営利法人がその業務を行う場所を意味するのに対し、「営業所」とは、営利法人がその業務を行う場所を意味する。

ここでいう「主たる事務所又は営業所」とは、実質的な活動の本拠といえるかにより、「主たる」ものか否かが判断されるものである。

⑤「申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき」

「事務所又は営業所における業務」とは、事務所又は営業所が実際に関与した業務であることを要するものである。これは、仮に、申立てに関する業務について、事務所又は営業所が何ら関与していない場合には、当該事務所又は営業所を業務の本拠地とみることはできないこと、証拠収集といった観点等からすると、かかる場合に管轄原因を認める理由がないことから、実際に関与した業務であることを要するとしたものである。

⑥「事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合」

「事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合」とは、通常人の通常の注意で事務所又は営業所を探しても見つからない場合をいう。第2号ロ(2)において、事務所又は営業所がない時のみならず、その所在地が「知れない場合」も対象としたのは、日本においては商業登記・法人登記制度が存在するため、法人の事務所又は営業所の有無を把握することは可能であるのに対し、外国においては商業登記等の公示制度が存在するとは限らず、法人等の外国における事務所又は営業所の有無を把握することが困難な場合があることを考慮したものである。

⑦「日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)」

日本国内に営業所を有しないが、日本において事業を継続する者の典型例としては、日本において取引を継続してする外国会社が想定できることから、括弧書において当該外国会社を含むことを明示したものである。

⑧「申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき」

「業務」とは、営業所等において事業に関して反復継続して行われる個々の行為を意味する(第2号ロ(1)の「業務」も同旨)。

「申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき」との要件に該当する場合として、典型的には、相手方である外国法人が、日本において事務所又は営業所を設置することなく、日本から利用可能な日本語によるSNS等を提供している場合などが想定される。かかる場合には、当該事業者は「日本において事業を行う者」に該当すると考えられる。

3 管轄権に関する合意(第2項から第5項まで)

(1) 管轄権に関する合意(第2項)

開示命令事件は、発信者特定後の損害賠償請求等という私的な利益を求めめるための手段であり、それ自体に強度の公益の要請がある事件類型ではなく、両当事者の合意による裁判所の選択を許容する理由がある。

そこで、本項は、開示命令事件について、当事者意思を尊重し、当事者は、いずれの国の裁判所に申立てをすることができるかについて合意することができることを定めたものである。

(2) 管轄権の合意方式(第3項)

第2項に定める国際裁判管轄の合意については、当事者に与える影響が大きく慎重にされる必要があること及び合意の成否や内容について紛争が生じる可能性を防止する必要があることから、その方式として、書面でしなければ、その効力を生じないとしたものである。

ここで、民事訴訟法第3条の7第2項に相当する規定を設けながら、同項に規定する「一定の法律関係に基づく訴えに関し」との要件と同様の要件を設けていないのは、当該要件が不要との趣旨ではなく、本法律の想定する開示命令事件が「一定の法律関係に基づく」申立てであることが明らかであることから、設ける必要がないためである。

(3) 管轄権の合意が電磁的記録による場合(第4項)

管轄権の合意が電磁的記録による場合も、書面における場合と同程度の慎重さ及び明確さを確保できると考えられ、その合意を有効なものとして認めよといえることから、合意が電磁的記録によりなされた場合には、書面によってされたものとみなす旨を規定するものである。

(4) 専属的国際裁判管轄合意(第5項)

第2項で想定される管轄の合意には、専属的合意(合意された国以外の国の法定管轄権を排除する合意)及び付加的合意(法定管轄権のない国に新たに管轄権を認める合意)がある。

本項は、そのうち、専属的合意について、合意の対象となる国の裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、当事者は合意の効力を裁判所に援用できないものとしたものである。

これは、かかる場合にまで合意の対象となる国以外の他の国の裁判所の管轄権を否定することを許容すると、いずれの国の裁判所においても裁判を受けられなくなってしまうことを考慮したものである。

ここで、「裁判権」とは、裁判所が司法権の一作用として民事事件を処理する権能であるところ、「法律上裁判権を行うことができないとき」とは、例えば合意の対象となる国の法令によれば申立てについてその国の裁判所が管轄権を有しないとされる場合をいう。また、「事実上裁判権を行うことができないとき」とは、戦乱、天災その他の原因によりその国の司法制度が事実上機能していない場合などをいう。

4 特別の事情による申立ての却下(第6項)

(1) 本項の解説

第1項及び第2項の規定は、個別の具体的事情を考慮することなく、開示命令事件の国際裁判管轄を一般的に規律しているため、事案によっては日本の裁判所の管轄権を認めることが過剰管轄を招くおそれがあり、それが当事者間の衡平を害したり、適正・迅速な審理を妨げたりする結果となることもあり得る。

そこで、本項は、日本の裁判所が開示命令事件について管轄権を有することとなる場合においても、個別の具体的事案における諸事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げる特段の事情があると裁判所が認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができることとしたものである。

ここで、申立ての却下とするのではなく、適切と考えられる外国の裁判所に移送することも考えられるが、国際裁判管轄との関係では移送の制度が一般に設けられていないことから、申立てを却下することができる旨を規定したものである。

(2) 用語の説明

①「(日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意に基づき申立てがされた場合を除く。)」

日本の裁判所を対象とする専属的な国際裁判管轄の合意に基づく申立てについて、本項の適用を除外するものである。これは、かかる合意が存在する場合には、当事者は日本の非訟手続を前提に、日本の裁判所でのみ紛争を解決することを意図したと考えられることから、このような場合にまで個別具体的事情によってその効力を事後的に否定することを認めると、国際裁判管轄の有無をめぐる紛争を防止しようとした当事者の意思に反するとの考慮によるものである。

②「事案の性質、手続の追行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情」

「事案の性質」とは、当事者の実質的な住所地や被害発生地など個々の事案における客観的な事情を意味する。

「手続の追行による相手方の負担の程度」とは、日本の裁判所で手続を追行することにより相手方に生じる負担や当事者の予測可能性等の当事者に関する事情を意味する。

「証拠の所在地」とは、証人の所在地といった証拠に係る事情を意味する。

「その他の事情」とは、例えば外国の裁判所で同種の裁判が行われていることなどである。

5 管轄の標準時(第7項)

開示命令事件において管轄権の有無を判断する標準時に関する規律を設けない場合、申立て後の事情変更が管轄権の有無に影響を及ぼすおそれがあることから、当該規律を設けることで、手続の安定を図る必要がある。

具体的には、手続要件である国際裁判管轄を欠く場合には申立て却下となるどころ、開示命令事件の申立て後に管轄原因が消滅した場合に当該申立てを却下したので

は、それまでの審理が無駄になるおそれがあり、手続経済に反するため、申立時に管轄権が存在すれば、その後に失われたとしても、申立てを適法とし、決定を可能にする必要がある。

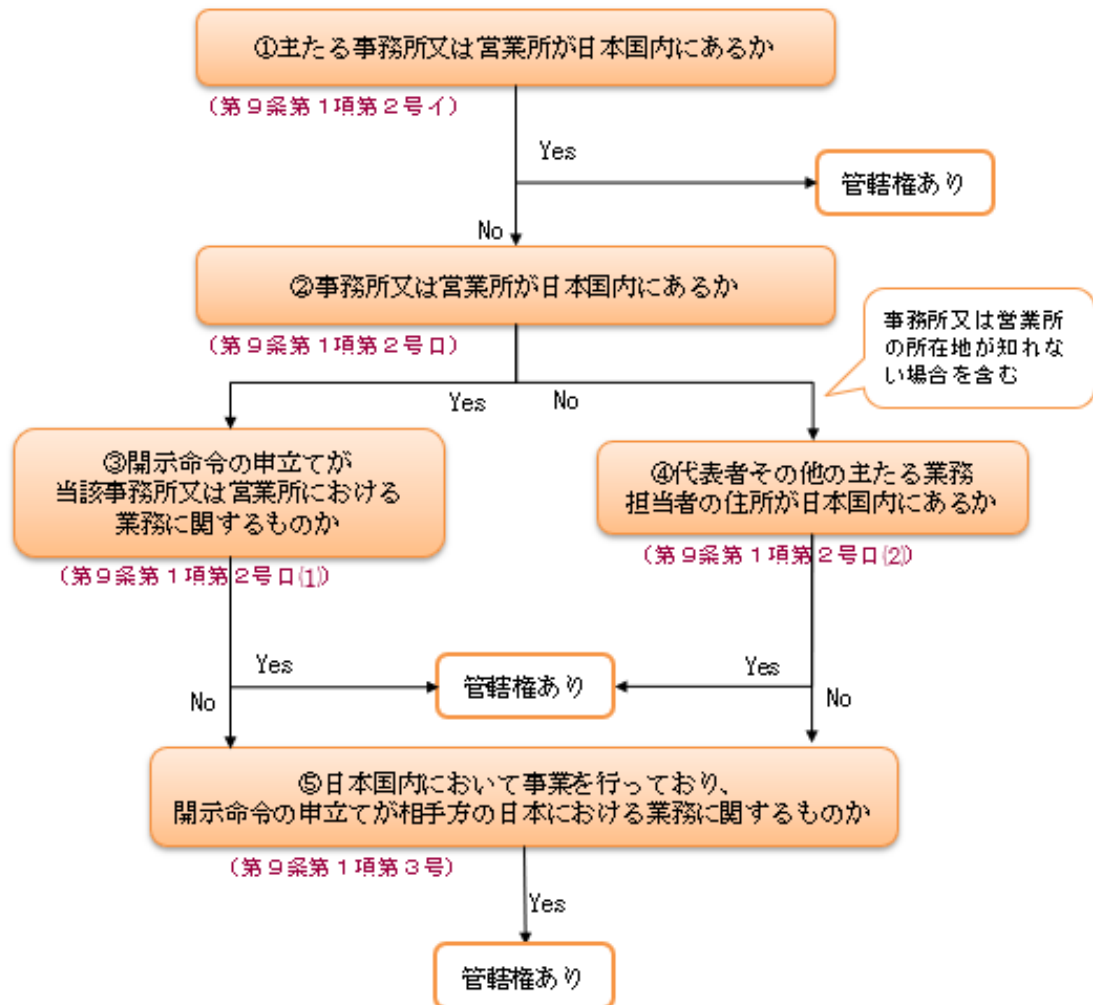
そこで、本項は、日本の裁判所の裁判権が申立ての時を標準として定まることを明らかにしたものである。

なお、本項が国際裁判管轄の有無を判断する標準時を定めているにもかかわらず、第10条(国内裁判管轄)において標準時を定める規定を設けていないのは、非訟事件手続法第9条で非訟事件の申立てがあった時を標準時と定める規定が存在することから、当該規定を設ける必要がないためである。

(参考)

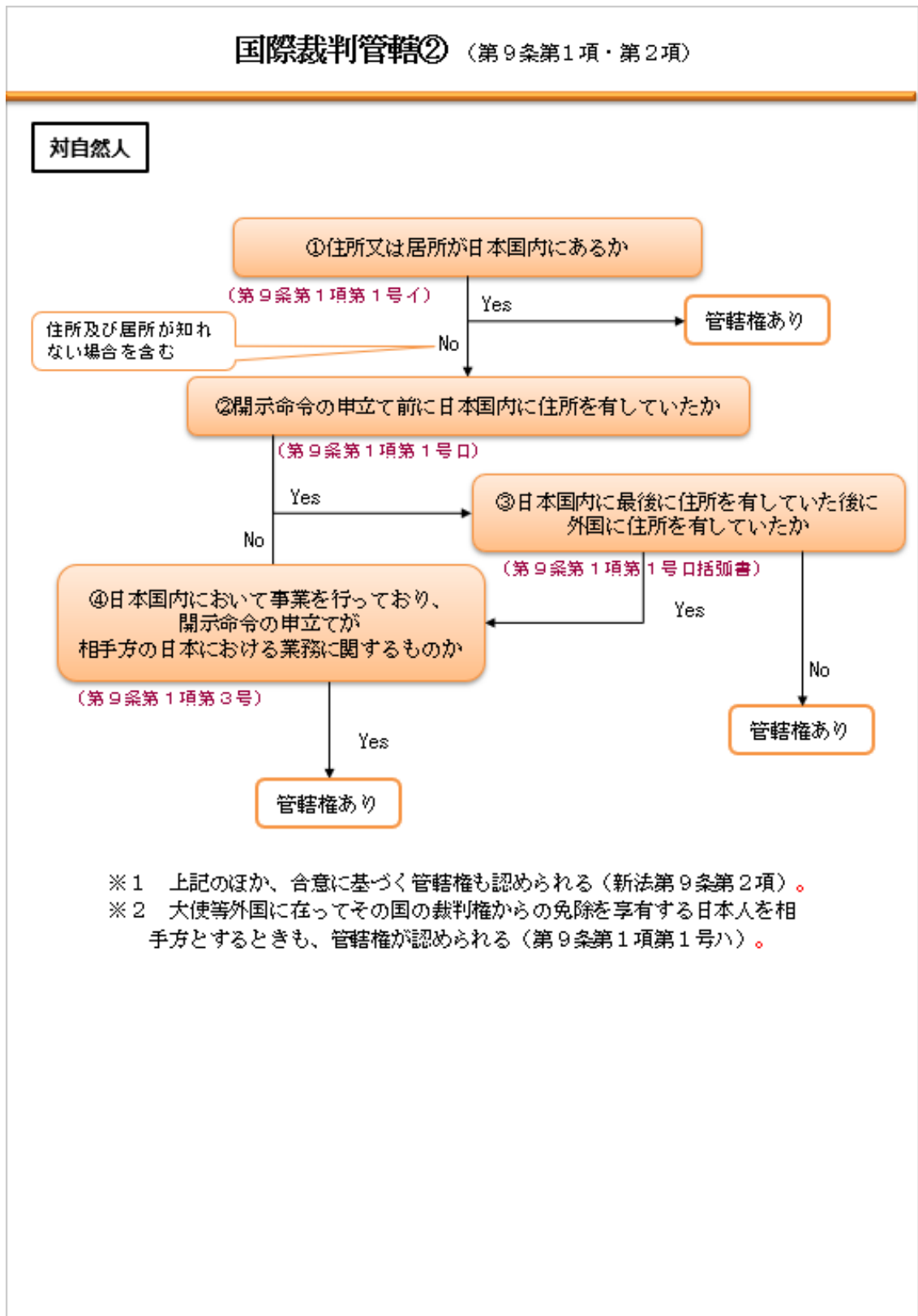
国際裁判管轄① (第9条第1項・第2項)

対法人その他の社団又は財団



※ 上記のほか、合意に基づく管轄権も認められる(第9条第2項)。

(参考)



第10条(国内裁判管轄)

(管轄)

第十条 発信者情報開示命令の申立ては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 人を相手方とする場合 相手方の①住所の所在地（相手方の①住所が日本国内にないとき又はその①住所が②知れないときはその③居所の所在地とし、その③居所が日本国内にないとき又はその③居所が②知れないときはその最後の①住所の所在地とする。）

二 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とする場合において、この項（前号に係る部分に限る。）の規定により管轄が定まらないとき ④最高裁判所規則で定める地

三 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合 次のイ又はロに掲げる⑤事務所又は⑥営業所の所在地（当該⑤事務所又は⑥営業所が日本国内にないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地とする。）

イ 相手方の⑦主たる事務所又は営業所

ロ 申立てが相手方の⑤事務所又は⑥営業所（イに掲げるものを除く。）における業務に関するものであるときは、当該⑤事務所又は⑥営業所

2 前条の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、①前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 発信者情報開示命令の申立てについて、前二項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、当該申立てをすることができる。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。） 大阪地方裁判所

4 ①前三項の規定にかかわらず、発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

5 ①前各項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

6 ①前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件（同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。）についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

7 ①前各項の規定にかかわらず、第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の

提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

- 一 ② 当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件
- 二 ③ 当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件

【趣旨】

本条は、開示命令事件の国内裁判管轄に関し、相手方の所在地等の一般的な管轄原因に応じた原則的な管轄原因(第1項及び第2項)、競合管轄(第3項)、当事者意思を尊重した合意管轄(第4項)、特許権等に関する専属管轄(第5項及び第6項)及びこれらの管轄原因にかかわらず提供命令を利用した場合における専属管轄(第7項)を定めるものである。

第10条の構造	
第1項及び第2項	原則的な管轄原因
第3項	競合管轄
第4項	合意管轄
第5項及び第6項	特許権等に関する専属管轄
第7項	提供命令を利用した場合における専属管轄

【解説】

1. 開示命令事件について国内裁判管轄の規律が設けられた理由

非訟事件手続法は、その第2章第1節(第5条から第10条まで)において、管轄の通則的規定を設けているが、これらの規定は、同法第3編から第5編まで及び他の法令において、個々の非訟事件ごとにその特質を踏まえ個別に管轄裁判所が定められることを前提とした規定であるところ、³¹本条において、開示命令事件の国内の土地管轄に関する管轄原因を定めたものである。

なお、上記非訟事件手続法の規律(同法第5条から第10条まで)は、その一部が開示命令事件に適用されることとなる。

非訟事件手続法が定める管轄に関する規律の開示命令事件への適用関係

非訟事件手続法 (この表における「法」は同法を指す。)	開示命令事件への適用関係
法第5条 (管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所)	第10条
法第6条(優先管轄等)	適用
法第7条(管轄裁判所の指定)	適用
法第8条(管轄裁判所の特則)	第10条第2項 [*]
法第9条(管轄の標準時)	適用
法第10条(移送等に関する民事訴訟法の準用等)	適用

※ 本項は非訟事件手続法第8条と同趣旨の規定であるが、管轄規定の一覧性を高める観点から本法律に規定を設けた。

³¹ 金子修編著「一問一答非訟事件手続法」(商事法務、2012年)43頁以下

2. 事物管轄の規律(第1項から第6項まで)

非訟事件における管轄の規律を規定する非訟事件手続法では、事物管轄(主に第1審裁判所を地方裁判所と簡易裁判所のいずれにするかの定め)についても、同法第3編から第5編まで及び他の法令において、個々の非訟事件ごとにその特質を踏まえ個別に管轄裁判所が定められることを前提としている。そこで、事物管轄を明確にする観点から、本条では、開示命令の申し立て先となる裁判所を地方裁判所とするものである。

これは、開示命令事件が、表現の自由に関わるものであるほか、その内容が複雑であり、開示要件該当性の判断が必ずしも容易ではない場合も存在するなど一定の専門性を要することから、簡易裁判所で取り扱うことが適当ではないとの考慮に基づくものである。

3. 相手方の所在地等に基づく原則的な管轄原因(第1項)

(1). 概要

本項は、開示命令事件について、どの裁判所に国内裁判管轄が認められるかを定めるものである。具体的には、第1号は自然人を相手方とする場合の規律を、第2号は自然人のうち大使・公使等の日本人を相手方とする場合について第1号の特則としての規律を、第3号は法人その他の社団又は財団を相手方とする場合の規律を、それぞれ規定するものである。

提供命令(第15条)及び消去禁止命令(第16条)は、開示命令の申し立ての付随的事項であることから、これらの事件の管轄も開示命令事件に従うという関係にある。そこで、第15条第1項及び第16条第1項において、いずれも「本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、…命ずることができる」と規定されており、これらの事件の国内土地管轄は開示命令事件が係属する裁判所に属することとなる。

(2) 自然人を相手方とする場合(第1号)

本号は、まず、開示命令事件の相手方が自然人であるときにおいて、その住所の所在地を管轄する地方裁判所に国内裁判管轄を認めるものである(本号中の括弧書以外の部分)。

これは、当事者間の衡平の要請から、相当な準備をして申し立てをする申立人と不意を打たれる相手方との間の立場の差異を、相手方の住所の所在地を管轄する裁判所に申し立てをさせることによって緩和しようとするものである。

次に、相手方の住所が日本国内にない場合又は知れない場合は、居所を管轄原因とし、その居所が日本国内にない場合又は知れない場合には最後の住所の所在地を管轄する地方裁判所に国内裁判管轄を認めるものである(本号中の括弧書部分)。

これらは、自然人に関して、第1次的には住所の所在地、第2次的には居所、第3次的には最後の住所の所在地を基準として、管轄原因を定めたものである。

(3) 大使、公使等の外交官やその家族等を相手方とする場合(第2号)

日本から外国に派遣される大使、公使等の外交官やその家族等を相手方とする場合、第9条第1項第1号ハにおいて日本の裁判所の管轄権を認めるが、外国で出生した外交官の家族など本法律の規定によっては国内裁判管轄が認められない場合がある。

本号は、これらの者に対する申立ての方途を閉ざさないために、開示命令事件の相手方が大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人であるときにおいて、その者に対する申立てについて、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の国内裁判管轄権を認めるものである。

なお、本号と本項第1号との関係は、第1号の規定によっても管轄裁判所が決定しない場合に本号が適用されるものである。本号に「この項(前号に係る部分に限る。)の規定により管轄が定まらないとき」とあるのは、この趣旨を明らかにしたものである。

(4) 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合(第3号)

本号は、開示命令事件の相手方が法人その他の社団又は財団である場合に、その主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所に国内裁判管轄を認めるものである(本号イ)。

また、日本国内に相手方の事務所又は営業所がある場合に、それが「主たる」事務所又は営業所ではなくても、開示命令の申立てがその事務所又は営業所における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所にも開示命令の申立てをできることとした(本号ロ)。

これは、申立てに関する業務の中心となっている事務所又は営業所は、当該業務に関しては住所に準ずるものとみることができるとともに、当該申立てにかかわる証拠の収集や事情を熟知した者の関与のしやすさといった観点からも、その事務所又は営業所の所在する地を管轄する地方裁判所の管轄権を認めるのが便宜であるし、当事者間の衡平を害しないと考えられることによる。

本号ロの適用が想定される場合としては、例えば、日本の法律に基づいて設立されて海外展開をしている日本法人の事業実態として、主たる営業所は海外にあって国内の営業所は主たる営業所ではないと考えられる場合において、開示命令の申立てに関する業務を日本の営業所で行っているとき(企画・広報・営業などの事業の中核を海外において担い、国内ではインターネット上で提供するサービスの管理業務のみを行っているような場合)などである。

さらに、本号イ又はロに掲げる相手方の事務所又は営業所が日本国内にないとき³²は、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属することとなる(本号中の括弧書部分)。

³² 例えば、商業登記簿上の記載と実態とが異なり、その本店所在地には建物が存せず、相手方の事務所又は営業所がないと考えられる場合が想定される。

(4)用語の説明

①「住所」

「住所」とは、生活の本拠を意味するものである。

②(住所又は居所が)「知れないとき」

通常人の注意で住所又は居所を探しても分からない場合をいう。

③「居所」

「居所」とは、生活の本拠ではないものの多少の時間継続して居住する場所を意味するものである。

④「最高裁判所規則で定める地」

「最高裁判所規則で定める地」とは、具体的には「東京都千代田区」(発信者情報開示命令事件手続規則第1条)をいい、東京地方裁判所が管轄裁判所となる。

⑤「事務所又は営業所」

「事務所」とは、非営利法人がその業務を行う場所を意味するのに対し、「営業所」とは、営利法人がその業務を行う場所を意味する。

⑥「主たる事務所又は営業所」

「主たる事務所又は営業所」とは、実質的な活動の本拠といえるかにより判断されるものである。

⑦「申立てが相手方の事務所又は営業所(イに掲げるものを除く。)における業務に関するものであるとき」

「事務所又は営業所における業務」とは、事務所又は営業所が実際に関与した業務であることを要するものである。これは、仮に、申立てに関する業務について、事務所又は営業所が何ら関与していない場合には、当該事務所又は営業所を業務の本拠地とみることはできないこと、証拠収集といった観点等からすると、かかる場合に管轄原因を認める理由がないことから、実際に関与した業務であることを要するとしたものである。

4. 第1項又は他の法令の規定によっても国内裁判管轄が定まらない場合(第2項)

(1)本項の解説

本項は、第1項の規定又は他の法令の規定によっても国内裁判管轄が定まらない場合は、「最高裁判所規則で定める地」を管轄する地方裁判所が国内裁判管轄を有することとしたものである。

本項は事物管轄を定める点で非訟事件手続法の特則であるところ、非訟事件手続法第8条(管轄裁判所が定まらない場合における管轄裁判所の特例)に相当する規律を本条中において規定することで検索の利便性に配慮したものである。

また、国際裁判管轄の管轄原因として、第9条第1項第3号(日本において事業を行う者を相手方とする申立てについて、当該申立てがその者の日本における業務に関する

る場合)が定められているところ、この管轄原因に相当する国内土地管轄の管轄原因は設けられていない。このことから、国際裁判管轄において日本の裁判所の管轄権が認められるにもかかわらず、国内土地管轄がどの裁判所にも認められない場合が生じないようにする必要があったため、本項の規律を設けることとしたものである。

(2)用語の説明

①「前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する」

「前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないとき」とは、第1項の規定によっては管轄裁判所が定まらず、かつ、他の法令の規定によっても管轄裁判所が定まらないときを意味する。「最高裁判所規則で定める地」とは、具体的には「東京都千代田区」(発信者情報開示命令事件手続規則第1条)をいい、これにより、本項の場合、東京地方裁判所が管轄裁判所となる。

また、「他の法令の規定」の他の法令とは、令和4年8月時点で具体的に想定されるものがあるものではないが、今後の法改正により、他の法令が生じ得ることを考慮して、当該文言を規定したものである。

5. 競合管轄(第3項)

本項は、国内土地管轄に関して、相手方の所在地を管轄する裁判所(第1項)のほか、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所を管轄裁判所に加えるものである。例えば、千葉市に所在するプロバイダを相手方として開示命令の申立てを行う場合、千葉地方裁判所に加えて、東京地方裁判所も管轄裁判所となる。

これは、開示命令事件について充実した審理を迅速に行うためには、裁判所に同種事件についての実務経験の蓄積があり、事件処理のための体制も整っていることが望ましいところ、現状多くの開示仮処分及び開示請求訴訟が東京地方裁判所又は大阪地方裁判所において処理されており、両地方裁判所が特段の知見を有していると考えられることから、競合管轄を認めるものである。

6. 合意管轄(第4項)

(1)管轄に関する合意(前段部分)

非訟事件手続法においては、合意管轄の規定が設けられていない。その趣旨は、職権探知により実体的真実に合致した判断をすることの要請が高い非訟事件については、基本的に裁判所にとって最も適切な管轄裁判所を法律によって定めるべきであって、当事者の意向によって管轄裁判所が左右されるべきではないという発想に基づくものであるが、非訟事件においても相手方(対立する当事者)があつて、紛争性が高い事件については合意管轄を認めるのが相当な場合があり得るとされている³³。

開示命令事件は、発信者特定後の損害賠償請求等という私的な請求権を実現するための手段であり、それ自体に強度の公益の要請がある事件類型ではないことから、両当事者の合意による裁判所の選択を許容する理由がある。

³³ 金子修編著「一問一答非訟事件手続法」(商事法務、2012年)43頁以下

そこで、どの地方裁判所を選択するかについて当事者意思を尊重し、合意管轄の規律を規定したものである(本項前段部分)。

具体的には、民事訴訟法における規律と同様に、付加的合意(法定管轄のない裁判所を管轄裁判所として加える旨の合意)と専属的合意(特定の裁判所だけを管轄裁判所とする旨の合意)を認めるものである。

本項では、「当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する」としており、当事者の選択により簡易裁判所を管轄裁判所とすることを許容していないが、これは、前述のとおり、開示命令事件の中には要件該当性の判断が必ずしも容易ではない場合も存在することから、簡易な手続により迅速に紛争を解決することをその手続の特色とする簡易裁判所(民事訴訟法第 270 条)で取り扱うことが適当ではないとの考慮に基づくものである。

(2) 管轄の合意方式(後段部分)

前述した国際裁判管轄における「管轄権の合意方式」(第9条第3項)と同様に、国内裁判管轄の合意は当事者に与える影響が大きく慎重にされる必要があること及び合意の成否や内容について紛争が生じる可能性を防止する必要があることから、第9条第3項を準用することで、管轄の合意の方式として書面でしなければ、その効力を生じないとしたものである(本項後段部分)。

また、前述した国際裁判管轄における「管轄の合意が電磁的記録による場合」(第9条第4項)と同様に、管轄権の合意が電磁的記録による場合も、書面における場合と同程度の慎重さ及び明確さを確保できると考えられ、その合意を有効なものとして認めようといえる。そこで、本項後段は、第9条第4項を準用することにより、合意が電磁的記録によりなされた場合には、書面によってされたものとみなす旨を規定するものである。

ここで、民事訴訟法第 11 条に相当する規定を設けながら、同条における「一定の法律関係に基づく訴えに関し」との要件と同様の要件を設けていないのは、当該要件が不要との趣旨ではなく、本法律が想定する開示命令事件が「一定の法律関係に基づく」申立てであることが明らかであることから、設ける必要がないためである。

(3) 用語の説明

①「前三項の規定にかかわらず、発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する」

「前三項の規定にかかわらず…当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する」とは、当事者が合意により任意の地方裁判所を選択することを許容したものである。ここで、「地方裁判所」とあるように、当事者の合意により、簡易裁判所を管轄裁判所とすることはできない。

また、本項は「発信者情報開示命令の申立ては」としており、提供命令事件及び消去禁止命令事件について当事者の合意により管轄裁判所を定めることはできない。

7. 特許権等の侵害を理由とする開示命令の申立ての専属管轄(第5項)

(1)本項の解説

本項は、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作権(以下「特許権等」という。)の侵害を理由とする開示命令の申立てについて、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄とするものである³⁴。これにより、例えば、千葉市に所在するプロバイダを相手方として、プログラムの著作権の侵害を理由とする開示命令の申立てを行う場合、本項により東京地方裁判所のみが管轄裁判所となる。

民事訴訟法第6条第1項は、特許権等に関する訴えについて東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄を規定する。これは、特許権等に関する訴訟は専門技術的な要素が特に強く、その審理には、高度の自然科学の知識が必要となることが多いので、充実した審理を迅速に行うためには、同種事件についての蓄積があり、事件処理のための体制も整っている裁判所の専属管轄とすることが望ましいという趣旨で、特許権等に関する訴えの専属管轄を定めるものである³⁵。

本項は、以下の点から、民事訴訟法第6条第1項と同様の規律を設けるものである。

- ・ 特許権等の侵害を理由とする開示命令の申立てについての決定を迅速に行うためには、特許権等の事件についての蓄積を有する裁判所において審理すべき点では異なるものではないこと。
- ・ 専門技術的要素の強い特許権等に関する紛争に適切に対応する体制の整っている裁判所に専属管轄を認めている民事訴訟法第6条第1項との整合性を確保する必要があること。

(2)用語の説明

①「前各項の規定にかかわらず…それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する」

原則的な管轄原因を定める本条第1項及び第2項、競合管轄を定める第3項及び合意管轄を定める第4項の規律にかかわらず、特許権等の侵害を理由とする開示命令の申立ては、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄とする旨を明らかにしたものである。

8. 特許権等の侵害を理由とする開示命令事件についての決定に対する即時抗告の専属

³⁴ 本項の適用が想定される場面としては、インターネット上で不特定多数の者が特許製品たるプログラム等をダウンロードすることによって入手できるようインターネットに接続されたサーバにアップロードする行為や、当該サーバへアクセスすることを可能にする行為は特許権侵害になり得るとされているところ(中山信弘ほか編著「新・注解特許法<第2版>上巻」(青林書院、2017年)49頁)、これらの行為を行った者を特定するために開示命令の申立てを行う場合が考えられる。

³⁵ 伊藤眞ほか著「コンメンタール民事訴訟法I<第3版>」(日本評論社、2021年)236頁以下

管轄(第6項)

(1)本項の解説

本項は、特許権等の侵害を理由とする開示命令事件について、大阪地方裁判所がした決定に対する即時抗告の管轄を、大阪高等裁判所ではなく、東京高等裁判所の専属管轄とするものである³⁶。

特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴審が東京高等裁判所の専属管轄とされているところ(民事訴訟法第6条第3項)³⁷、これは、特許権等に関する訴えに係る控訴審についても、専門技術的要素が存在し、専門的知識を有する人的体制を備えた裁判所の専属管轄とすることが望ましいとの考慮による³⁸。

このことは、特許権等の侵害を理由とする開示命令事件についての決定に対する即時抗告についても妥当するものである。例えば、手続上の救助の決定に対する即時抗告審においては、「救助を求める者が不当な目的で非訟事件の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなきとき」(非訟事件手続法第29条第1項)との消極要件の判断が必要となり得るが、こうした判断を専門的知識を有する裁判官が担当することで充実した審理を迅速に行うことが可能となる。

なお、特許権等の侵害を理由とする開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴えは当該決定をした裁判所の管轄に専属するところ(第14条第2項)、異議の訴えにおける裁判所の判断に関しては民事訴訟法の規律が及ぶ³⁹こととなる。この点に関連して、特許権等の侵害を理由とする開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴えは、専門的知識を有する人的体制を備えた裁判所で審理されるべき点で異なるところはないことから、「特許権等に関する訴え」(民事訴訟法第6条第3項)に該当するものと考えられる。

(2)用語の解説

①「前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件(同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。）」についての決定に対する即時抗告」

「前項第二号に定める裁判所」とは、大阪地方裁判所を指すものである。

大阪地方裁判所のした「決定」とは、「決定に対する即時抗告」とあるように、異議の訴え(第14条第1項)の対象となる決定を含まず、不服申立て方法として即時抗告が認められている決定*を指すものである。例えば、忌避の申立てを却下する決定や手続上の救助の決定などであり、それぞれに即時抗告権が認められている(非訟事件手続法第13条第9項、同法第29条第2項による民事訴訟法第86条の準用)。

³⁶ 他方、東京地方裁判所がした決定に対する即時抗告の上級審は東京高等裁判所である。

³⁷ 訴えの付随事件に係る抗告(例えば、文書提出命令に対する即時抗告等)についても、実務上、民事訴訟法第6条第3項の規定を準用(又は類推適用)して東京高等裁判所に専属させる解釈が採られている(牧野利秋ほか編著「知的財産訴訟実務体系Ⅲ」(青林書院、2014年)408頁以下)、また、高等裁判所における知的財産権関係の専門部は東京高等裁判所のみである。

³⁸ 前掲注63・240頁以下

³⁹ 特許権等の侵害を理由とする開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴えは、専門的知識を有する人的体制を備えた裁判所で審理されるべき点で異なるところはないことから、「特許権等に関する訴え」(民事訴訟法第6条第3項)に該当するものと考えられる。

また、ここでいう「決定」には、提供命令事件及び消去禁止命令事件についての決定も含まれる。これは、付随的事件である提供命令事件及び消去禁止命令事件においても、本案である開示命令事件と同様に、専門的知識を有する人的体制を備えた裁判所の専属管轄に服することが望ましいことによる。例えば、提供命令及び消去禁止命令については、それぞれに対する即時抗告権が認められている(第 15 条第5項、第 16 条第3項)。これらの決定に対する抗告審においては、保全の必要性の判断において特許権侵害等が考慮され得るため、東京高等裁判所での審理が望ましいといえる。

9. 提供命令を利用した場合における専属管轄(第7項)

(1)本項の説明

本項は、提供命令を利用して開示命令の申立ての相手方から他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、さらに当該他の開示関係役務提供者に対して開示命令の申立てをしたときの専属管轄の規律を定めたものである。

具体的には、申立人が、提供命令に基づく氏名等情報の提供により判明した他の開示関係役務提供者を相手方として開示命令の申立てを行う場合、当該他の開示関係役務提供者を相手方とする開示命令の申立ては、先行する開示命令事件が係属する裁判所の管轄に専属することを定めるものである。

これは、開示命令の申立てを本案とする提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報が判明する場合、当該他の開示関係役務提供者を相手方とする開示命令事件も同一の裁判所において審理・判断をさせることが手続経済に資する⁴⁰ことから、先行する開示命令事件が係属する裁判所の専属管轄としたものである。

なお、先行する開示命令の申立てが取下げられるなど(第 13 条第1項)、先行する開示命令事件が係属する裁判所が存しない場合、「当該提供を受けた者の申立てに係る当該侵害情報についての第二号に掲げる事件が係属するときは」との要件を充足しないため、本項の適用はない。

これは、先行する開示命令の申立ての相手方(コンテンツプロバイダ等)が開示命令の申立てについて裁判所の決定を得ることを希望せず当該開示命令の申立ての取下げに同意した場合や先行する開示命令事件が既に終結している場合にまで、先行する開示命令事件における相手方の管轄原因に着目して当該先行する事件の管轄裁判所での手続進行を強制する理由がないとの考慮によるものである。

⁴⁰ 仮に、コンテンツプロバイダ・経由プロバイダに対する開示命令事件の申立てが異なる地方裁判所において審理されるのであれば、同一の侵害情報の同一要件についての判断であるにもかかわらず、申立人が要件充足性について同趣旨の主張書面を異なる地方裁判所に対してそれぞれ提出し、また裁判所もそれぞれ決定をする必要があることから、手続経済の観点から適当ではない。

また、本項は、コンテンツプロバイダと経由プロバイダを相手方として開示命令の申立てをする一般的なパターンだけではなく、MNO⁴¹がMVNO⁴²に回線を提供しているパターン(以下「MVNOパターン」という。)のように、複数の経由プロバイダが特定電気通信役務の提供に関与している場合をも念頭に、管轄の定まり方を規定したものである。MVNOパターンのように複数の経由プロバイダが関与している場合であっても、同一の侵害情報についての申立てであることには変わりはなく、同一の裁判所において審理・判断をさせることが手続経済に資すること等は同様であるからである。

なお、例えばMVNOパターンの場合、MVNO を相手方とする開示命令事件は、i MNOに対する開示命令事件の係属する裁判所があれば当該裁判所の管轄に専属し、iiこれがなければコンテンツプロバイダに対する開示命令事件の係属する裁判所に専属し、iiiさらにiiがなければ本項以外の第10条の規律に応じて管轄裁判所が定まることとなるが、本項は、このような関係をも規定したものである。

(2) 本項の適用が問題となる例

ア 一般的なパターン

本項が想定する一般的なパターンは、例えば、提供命令(第15条第1項)により、当該提供命令の相手方である東京都に本店を有するコンテンツプロバイダAから他の開示関係役務提供者である大阪府に本店を有する経由プロバイダBの氏名等情報の提供を受けた申立人が、当該提供命令の申立ての理由となった侵害情報と同一の侵害情報についてプロバイダBを相手方として開示命令の申立てをする場合である。この場合、当該申立てに係る開示命令事件(本項第1号)は、プロバイダBの所在地にかかわらず、先行するプロバイダAに対する開示命令事件(本項第2号)が係属する東京地方裁判所の管轄に専属することとなる。これにより、裁判所の裁量により先行するプロバイダAに対する事件と後行するプロバイダBに対する事件とを併合のうえ、審理・決定することが可能となる(非訟事件手続法第35条第1項)。

イ MVNOパターン等の複数の経由プロバイダが関与する場合

アの一般的なパターンについては、提供命令に基づき申立人に対してその氏名等情報を提供された他の開示関係役務提供者であるBが発信者の氏名及び住所を保有している場合は、この発信者の氏名及び住所の開示を受けることにより発信者を特定することができるものであるが、他の開示関係役務提供者であるBが発信者の氏名及び住所を保有していない場合もある(典型例としてMVNOパターン)。

具体的には、例えば、第15条第1項の規定による提供命令により、当該提供命令の相手方である東京都に本店を有するコンテンツプロバイダAから他の開示関係役務提供者である大阪府に本店を有するプロバイダBの氏名等情報の提供を受けた申立人が、当該プロバイダBを相手方として、発信者の氏名及び住所の開示を求める旨の

⁴¹ MNOとは、電気通信役務としての移動通信サービス(以下「移動通信サービス」という。)を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設(開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。)又は運用している者をいう(総務省総合通信基盤局「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(令和2年5月最終改定、3頁))。

⁴² MVNOとは、①MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者をいう(前掲注69・4頁)。

開示命令の申立てをした結果、当該プロバイダBは当該申立てに係るアイ・ピー・アドレスをMVNOに貸し出した MNO であり、プロバイダAから提供を受けた発信者情報(アイ・ピー・アドレス等)により特定される発信者の氏名及び住所を保有していないことが判明する場合である⁴³。

この場合は、申立人がプロバイダB(MNO)に対する提供命令の申立てを行ってその発令を得ることにより、プロバイダBは、申立人に対して、他の開示関係役務提供者であるプロバイダC(MVNO)の氏名等情報を提供することになる(第15条第1項)。このような場合、プロバイダCの所在地にかかわらず、当該申立てに係る開示命令事件(本項第1号)は当該提供を行った上記プロバイダBを相手方とする開示命令事件(本項第2号)が係属する裁判所の管轄に専属することとなる。これにより、裁判所の裁量により先行する事件と後行する事件とを併合のうえ、審理・決定することが可能となる(非訟事件手続法第35条第1項)。

また、プロバイダB(MNO)を相手方とする開示命令事件が取下げ等により終了している場合であっても、プロバイダA(コンテンツプロバイダ)を相手方とする開示命令事件が係属している限り、当該事件が「当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件」(本項第2号)に該当するものとして、プロバイダAを相手方とする開示命令事件が係属する裁判所に専属することとなる⁴⁴。

(3)用語の説明

①「前各項の規定にかかわらず、…専属する」(柱書)

「前各項の規定にかかわらず、…専属する」とあるように、本条第1項から第5項までの規定による管轄原因は認められず、本項に規定する管轄原因だけが認められるものである。

なお、本項と第5項との関係についてであるが、第5項が想定する場合(特許権等の侵害を理由とする開示命令の申立て等)であっても、提供命令を利用した場合における本項第1号に規定する開示命令事件の管轄については本項の規定が適用されることから、第5項の規定を先に規定しているものである。

②「当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件」(第1号)

これは、一般的には、第15条第1項に規定する提供命令によりコンテンツプロバイダから申立人にその氏名等情報が提供された他の開示関係役務提供者(経由プロバイダ)を相手方として、当該申立人が申し立てた開示命令事件を意味するものである。

また、複数の経由プロバイダが特定電気通信役務の提供に関与している場合、例えばMVNOパターンにおいては、MNOに対する提供命令により当該MNOから申立

⁴³ 提供命令によりプロバイダAからプロバイダBに提供されたアイ・ピー・アドレスがMVNOに対して貸し出したものであった場合、プロバイダBは、申立人に対して、「プロバイダAから提供を受けた発信者情報により特定される発信者の氏名及び住所は保有していない」旨の答弁を行うこととなり、これにより、申立人は、発信者の氏名及び住所を保有するMVNOが存在することを認識することとなることが想定される。

⁴⁴ MVNOであるプロバイダCにより特定される他の開示関係役務提供者が存する場合も同様であり、このような場合に後続する開示命令事件は、先行する開示命令事件の係属する裁判所に専属することとなる(第10条第7項)。

人にその氏名等情報が提供された他の開示関係役務提供者(MVNO)を相手方として、当該申立人が申し立てた開示命令事件を意味するものである。

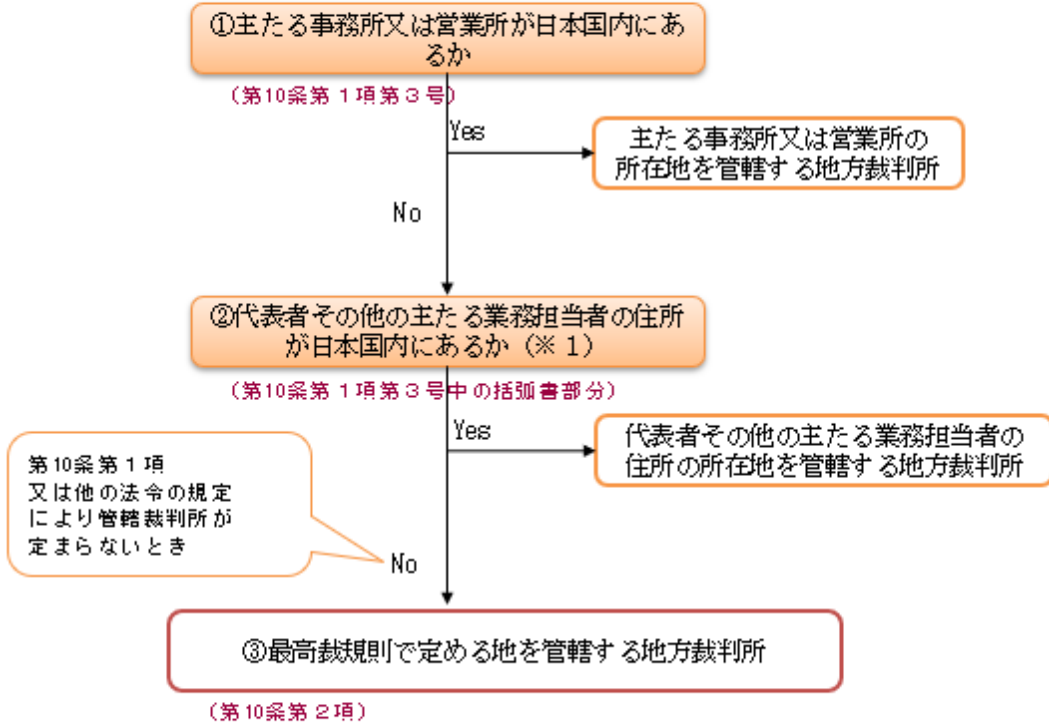
③「当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件」(第2号)

これは、典型的には、起点として想定されるコンテンツプロバイダを相手方とする開示命令事件を意味するものであるが、次のものも意味するものである。

- i MVNOパターンにおいて、第 15 条第1項の規定による提供命令により判明した MVNO にアイ・ピー・アドレスを貸し出した MNO を相手方とする開示命令事件
- ii MVNOパターンにおいて、MVNOを相手方とする開示命令の申立てを行う場合に、当該 MVNO にアイ・ピー・アドレスを貸し出したMNOを相手方とする開示命令事件が既に裁判所に係属していないときは、MNOの氏名等情報を申立人に提供したコンテンツプロバイダを相手方とする開示命令事件
- iii 提供命令を利用した場合において、通信経路が重畳構造であった場合(「コンテンツプロバイダAにより特定された他の開示関係役務提供者B→Bにより特定された他の開示関係役務提供者C→Cにより特定された他の開示関係役務提供者D…」といった形で発信者の氏名等を保有しない他の開示関係役務提供者が順次判明した場合)における当該順次判明した他の開示関係役務提供者を相手方とする開示命令事件

原則的な国内土地管轄① (第10条第1項～第4項)

対法人 (法人その他の社団又は財団)

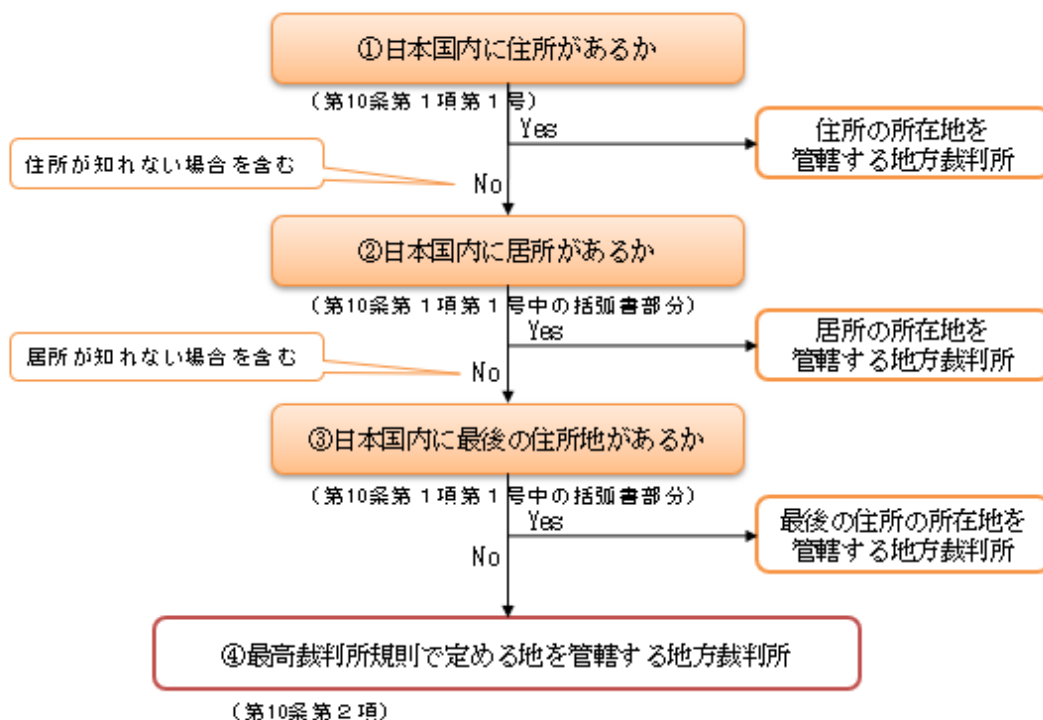


※1 申立てが国内にある事務所又は営業所における業務に関するものでないときであることが必要。事務所又は営業所が日本国内にある場合において、開示命令の申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所にも管轄が認められる(第10条第1項第3号ロ)。

※2 上記のほか、合意による管轄も認められる(第10条第4項)。

原則的な国内土地管轄② (第10条第1項～第4項)

対自然人



※1 上記のほか、合意による管轄も認められる(第10条第4項)。

※2 大使等外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とする場合、③でNoのとき、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する(第10条第1項第2号)。

第 11 条(発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等)

(発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等)

第十一条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当該申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならない。

2 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十三条第四項から第六項までの規定は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができない場合(当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

3 裁判所は、①発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならない。②ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、開示命令事件の手続に関し、開示命令の申立書の写しの送付及び当事者の必要的陳述聴取について定めるものである。

【解説】

1. 申立書の写しの送付(第1項)

申立書の写しの送付について、非訟事件手続法には規定がないところ、本項においては、開示命令の申立てがあつたときは、裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、申立書の写しを相手方に送付しなければならない旨を定めるものである。

これは、開示命令事件の手続において、当事者に対する必要的陳述聴取(第3項)が定められていることから、相手方が自らの主張や資料を提出し、申立人の主張に対し反論をする機会を十分に保障するため、早期に事件の申立てがあつたこと及び申立ての内容を知らせるべく、裁判所から送付することとしたものである。

ここで、申立書の写しについて、送達ではなく、送付で足りるとしたのは、開示命令事件が迅速性の要求される手続であるところ、送達としたのでは送達に時間を要する結果として、手続の迅速性が阻害されてしまう場合がある(特に海外送達を実施する場合には国内における送達に比して時間を要してしまう)ことに配慮したものである。

2. 申立書の写しを送付することができない場合(第2項)

本項は、申立書の写しを送付することができない場合の申立書却下命令制度に関する規定を定めるものである。

具体的には、申立書の写しを送付することができない場合(例えば、相手方の住所の表示が不正確である場合のほか、申立人が申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む)に、非訟事件手続法第43条第4項から第6項までの規定を準用し、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないこと、補正を命じられた申立人がその不備を補正しないとき(申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない申立人に対して裁判長がした補正命令に申立人が従わない場合も含む)は、裁判長は、命令で、申立書を却下しなければならないこと及び当該申立書却下命令に対しては即時抗告ができることとしたものである。

3. 必要的陳述聴取（第3項）

(1) 趣旨

本項は、裁判所が終局決定（開示命令の申立てについての決定）をする場合、裁判所は、原則として、当事者の陳述を聴かなければならない旨を定めるものである。これは、開示命令事件は、被害者の権利回復の利益と発信者のプライバシー及び表現の自由、通信の秘密の調整を図るという性質上、当事者双方に攻撃防御の機会を十分に保障する必要があることを考慮したものである。

(2) 用語の説明

① 「発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならない」

「発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならない」（陳述の聴取）とは、言語的表現による認識、意見、意向等の表明を受ける事実の調査の方法を指すが、その方法に特に制限はなく、裁判官の審問の方法（非訟事件手続法第11条第1項第4号等、非訟事件の手続の期日において裁判官に直接口頭で認識等を述べるのを聴く手続）によるほか、書面照会（例えば、当事者に対して、裁判所が尋ねたい事項を書面に記載して提出することを求めたり、質問事項を記載して回答を求めるもの）等の方法によることも可能である⁴⁵。

② 「ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない」

「ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない」とは、開示命令の申立てが不適法又は理由がないことが明らかであるとして、当該申立てを却下する決定をする場合には、当事者の陳述聴取を行わずに、終局決定をすることができることを意味する。これらの場合には、当事者の陳述を聴いたとしても、結論に影響を及ぼすものではないことから、陳述聴取の例外を定めたものである。

なお、提供命令及び消去禁止命令の申立てについては、相手方の陳述の聴取が必要なものとはされていない（その理由については、第15条及び第16条の解説を参照のこと）。

⁴⁵ 金子修編著「一問一答非訟事件手続法」（商事法務、2012年）17頁

第 12 条(発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等)

(発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等)

第十二条 当事者又は①利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、②発信者情報開示命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、②発信者情報開示命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、当事者又は①利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定による②発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

【趣旨】

本条は、非訟事件手続法第 32 条の特則として、開示命令事件における事件記録の閲覧等を定めるものである。

なお、本条は、「発信者情報開示命令事件の記録」とあるように、開示命令事件を対象としているが、同事件の付随的手続である提供命令事件及び消去禁止命令事件の閲覧等に関する規律について、開示命令事件と異なる取扱いとする必要はないことから、提供命令事件及び消去禁止命令事件については本条が類推適用されることとなる。

【解説】

1. 記録の閲覧請求等（第 1 項）

非訟事件手続法は、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得たうえで、非訟事件の記録の閲覧等の請求ができる旨を定めている(同法第 32 条第 1 項)。これは、非訟事件の手続は、原則非公開の手続であり(同法第 30 条)、職権探知主義の下(同法第 49 条)、裁判所が公益的見地から後見的立場で実体的真実に合致した判断をするために資料が収集されるものであるから、収集された資料の中には、一般的に秘匿すべき情報が含まれることも多く、そのようにして収集された資料が広く一般に公開されたのでは、回復不可能な損害の発生、ひいては資料や情報の保持者が公開されることを嫌ってその提供を拒むことにより実体的真実に基づく審理判断が困難になるおそれなどの弊害が生じること等を考慮したものである⁴⁶。

もともと、開示命令事件においては、当事者が自ら処分することができる発信者情報開示請求権という私的な実体法上の権利の存否及びその内容が問題となるものであり、その争訟性、私益性の高さ(他方で、公益性は低い)からすると、当事者及び利害関係を疎明した第三者が必要な手続を迫行する機会を保障するためには、裁判所の許可を要せずに、裁判所の判断の基礎となる資料について閲覧等を請求することができるようにしておく必要性が高い。

⁴⁶ 金子修編著「逐条解説非訟事件手続法」(商事法務、2015 年) 119 頁以下

そこで、本項は、開示命令事件について、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を要せずに、事件記録の閲覧等を請求できるものとした。

2. 録音テープ・ビデオテープの複製請求（第2項）

非訟事件手続法は、非訟事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。以下「録音テープ等」という。）については、裁判所の許可を得たうえで、当事者及び利害関係を疎明した第三者が複製を請求することができる旨を定めている（同法第32条第2項）。

開示命令事件の記録中の録音テープ等についても、当事者及び利害関係を疎明した第三者が必要な手続を迫行する機会を保障するためには、裁判所の許可を要せずに、その複製を請求することができるようにしておく必要性が高い点では、第1項と同様である。

そこで、本項は、開示命令事件について、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を要せずに、録音テープ等の複製を請求できるものとした。

3. 記録の閲覧請求等が記録の保存又は裁判所の執務に支障がある場合における閲覧等の請求の制限（第3項）

本項は、開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製請求が当該記録の保存又は裁判所の執務に支障がある場合には、その閲覧等の請求ができないとするものである。これは、かかる場合には、閲覧等ができないとすることが相当であるとの考慮に基づくものである。

4. 不服申立て

裁判所書記官が第1項及び第2項に基づく開示命令事件の記録の閲覧等の請求を拒絶した場合には、当該処分に対する異議の申立てをすることができる（非訟事件手続法第39条第1項）。

5. 用語の説明

① 「利害関係を疎明した第三者」（第1項及び第2項）

本条にいう「利害関係」とは、開示命令事件についての法律上の利害関係をいう。典型的には、発信者のほか、開示関係役務提供者から第6条第1項に基づく意見聴取を受けた者が、利害関係を有する第三者に該当する。これらの者は、開示命令が発令された場合には、開示を受けた者から損害賠償請求等を受けるなど、開示命令事件について法律上の利害関係を有すると考えられるからである。

② 「発信者情報開示命令事件の記録」（第1項から第3項まで）

「発信者情報開示命令事件の記録」とは、開示命令事件について裁判所が作成した書類（例えば、裁判書）、当事者その他の関係人から提出された書類で裁判所及び当事者の共通の資料として利用されるために申立てを受けた裁判所に保管されている書類（例えば、申立書）などを総称したものである。

第 13 条(開示命令の申立ての取下げ)

(発信者情報開示命令の申立ての取下げ)

第十三条 発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後であっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

一 ① 当該申立てについての決定

二 ② 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令

2 発信者情報開示命令の申立ての取下げがあった場合において、前項ただし書の規定により当該申立ての取下げについて相手方の同意を要するときは、裁判所は、相手方に対し、当該申立ての取下げがあったことを通知しなければならない。ただし、当該申立ての取下げが発信者情報開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、当該通知に係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立ての取下げがあった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

【趣旨】

本条は、開示命令の申立ての取下げの効力発生要件等について定めるものである。

なお、提供命令の申立ての取下げについては第 15 条第4項、消去禁止命令の申立ての取下げについては第 16 条第2項に規定されている。

【解説】

1. 開示命令の申立ての取下げ（第 1 項）

(1) 概要

本項は、非訟事件手続法第 63 条第1項(非訟事件の申立ての取下げ)の特則として、開示命令の申立ては、終局決定(開示命令の申立てについての決定)が確定するまで取り下げることができることを原則としつつ、開示命令の申立ての取下げは、(ア)当該申立てについての決定があった後(第1号)、又は、(イ)当該申立てに係る開示命令事件を本案とする提供命令があった後(第2号)においては、相手方の同意を得なければその効力を生じないことを定めるものである。

なお、申立ての取下げの方式及びその効果については、民事訴訟法における訴えの取下げと異なる扱いとする理由はないことから、非訟事件手続法第 63 条第2項により民事訴訟法第 261 条第3項及び第 262 条第1項の規定が準用される。これにより、開示命令事件の申立ての取下げは、開示命令事件の手続の期日においては口頭ですることができるが、それ以外の場合には書面でしなければならず、開示命令事件は、開示命令事件の取下げがあった部分については初めから係属していなかったものとみなされることとなる。

(2)用語の説明

①「当該申立てについての決定」(第1号)

本号は、開示命令の申立ての取下げは、当該申立てについての決定があった後は、相手方の同意がなければ、その効力を生じないことを定めるものである。ここでいう「決定」とは、終局決定を意味する。

終局決定がされた後における開示命令の申立ての取下げについて、非訟事件手続法第63条第1項に規定する裁判所の許可を不要とする理由は、開示命令事件は、当事者が自ら処分することができる権利に関するものであり、公益性は低いといえるからである。他方、開示命令の申立てについての決定は、異議の訴えが所定期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、確定判決と同一の効力を有するものとされているところ(第14条第5項)、積極的に争って終局決定を受けた相手方の利益を保護し(仮に終局決定後に申立てを取り下げられた場合、開示命令の申立てに対し積極的に争ったことが徒労に帰すこととなる)、かつ、終局決定を受けた申立人が、再度、同一内容の開示命令を申し立てるために申立てを取り下げるといった濫用的な取下げをするのを防ぐためには、相手方の同意を要件とすることで十分といえる。そこで、裁判所の許可に代えて、相手方の同意を得ることを申立ての取下げの要件としたものである。

②「当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令」(第2号)

本号は、開示命令の申立ての取下げは、当該申立てに係る開示命令事件を本案とする提供命令があった後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないことを定めるものである。

提供命令は本案である開示命令事件に付随するものであるところ、提供命令を受けた相手方は、開示命令の申立てについての決定がされることを前提に、それに先行するものとして提供命令による提供義務を負うものであり、先延ばしにされた開示命令の申立てについての決定を得る利益があるといえる(仮に、開示命令の申立てが取り下げられた場合、提供命令を受けた相手方は、提供命令に応じたにもかかわらず、開示命令の申立てについては終局的な判断を受けることができず、再度開示命令の申立ての相手方となり得るといふ不安定な地位に置かれてしまうこととなる)。したがって、提供命令があった後は、当該提供命令を受けた相手方の、先延ばしにされた開示命令の申立てについての決定を得る利益を保護すべきであるといえる。そこで、開示命令事件を本案とする提供命令があった後における開示命令の申立ての取下げについては、相手方の同意を得ることを要件としたものである。

2. 開示命令の申立ての取下げの通知(第2項)

本項は、開示命令の申立ての取下げがあった場合において、その取下げに相手方の同意を要するときは、裁判所は、原則として、申立ての取下げがあったことを相手方に通知しなければならない旨を定めるものである。

これは、相手方に取下げがあった事実を了知させ、同意するかどうかを検討する機会を与えるとともに、第3項に規定するみなし同意の効果が生じるための前提としての意味を有する。なお、迅速な処理が要請される開示命令事件の手続の特質に照らせば、民事訴訟法第261条第4項と異なり、申立ての取下げがあったことを相手方に知らせ

る方法を書面等の送達に限定する必要はないと考えられることから、相手方への「通知」をもって足りるものとしている。

また、相手方が出頭している開示命令事件の手続の期日において、申立人が申立てを取り下げた場合には、相手方がその事実を直ちに了知することから、本項に規定する裁判所による通知は要しないこととしている(本項ただし書)。

3. 相手方による取下げに関する同意の擬制(第3項)

本項は、開示命令の申立ての取下げに相手方の同意が必要である場合において、相手方が一定の期間内に異議を述べないときの同意の擬制について定めるものである。すなわち、第2項本文の規定による裁判所からの通知を受けた日から2週間以内に相手方が異議を述べないとき(本項前段の場合)、又は申立ての取下げが開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合においてその日から2週間以内に相手方が異議を述べないとき(本項後段の場合)は、相手方が申立ての取下げに同意したものとみなすものである。

ここで、同意が擬制されるまでの期間を2週間としているのは、相手方が同意をしない旨の意思表示をするために必要な期間を確保しつつ、同意をするかしないかが明らかにならないために手続が不安定な状態に置かれることになる期間を限定する趣旨である。

第14条(異議の訴え)

(発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え)

- 第十四条 発信者情報開示命令の申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。
- 2 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。
 - 3 第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、同項に規定する決定を①認可し、変更し、又は取り消す。
 - 4 第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、①強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。
 - 5 ①第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、②当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。
 - 6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。

【趣旨】

本条は、非訟事件である開示命令の申立てについての決定(当該申立てを不適法として却下する決定を除く。以下同じ。)に対する不服申立て方法として、異議の訴えを規定するほか、当該訴えの手続に関する事項及び開示命令の申立てについての決定の効力を規定するものである。

【解説】

1. 異議の訴えの創設（第1項）

(1) 異議の訴えを設けた理由

非訟事件の終局決定に対する不服申立て方法として、即時抗告等が非訟事件手続法第2編第4章第1節に規定されている。本条は、その特則として、異議の訴えを設けたものである。

これは、開示命令事件は、発信者情報開示請求権(第5条第1項及び第2項)という実体的な権利義務の内容にかかわるものであり、その権利義務の存否及びその内容を終局的に確定させるためには、最終的には訴訟手続により争う機会を保障しておく必要があることによる。

なお、本項は、非訟事件手続法第2編第4章第1節(終局決定に対する不服申立て)の特則であることから、異議の訴えとは別に、開示命令の申立てについての決定に対して同法の規定による不服申立て(即時抗告等)をすることはできない。

(2) 異議の訴えの効果

開示命令の申立てについての決定は、異議の訴えの提起期間満了前には確定せず、その確定は異議の訴えの提起により遮断される。

異議の訴えが提起された場合、当該訴えは民事訴訟法の規律に従うこととなる(ただし、管轄の定めなどは本法律の規律に従う)。

(3) 異議の訴えの提起権者

異議の訴えを提起できる者は、開示命令事件における当事者(申立人及び相手方)である。

開示命令の申立てを受けたプロバイダ等が発信者から異議の訴えを提起してほしいとの連絡を受けた場合であっても、裁判所の開示の判断を受け入れるかどうかの判断は当事者であるプロバイダ等が行うものであり、当該発信者の意向に従う法律上の義務はない。なお、第6条第2項に規定する発信者への通知制度は、開示命令があったことを発信者に遅滞なく知らせることで、後続する損害賠償請求訴訟等への準備を前もって行うことを可能とすることを趣旨とするものであり、同項の規定の存在をもって発信者の意向に従って開示関係役務提供者が異議の訴えを提起する義務が生じるものではない。

(4) 異議の訴えの提起期間

開示命令の申立てについての決定に関する法律関係を早期に確定するために、終局決定の告知を受けた日から1月の提起期間(不変期間)を規定したものである。

不変期間とは、裁判所がその期間を伸縮できないものであるところ(民事訴訟法第96条第1項参照)、裁判に対する不服申立て期間は一般に不変期間とされているため(同法第285条、第313条、第332条、第342条第1項、第357条及び第393条等)、これに倣い、「不変期間」としたものである。

(5) 異議の訴えの対象となる裁判

本項に規定する異議の訴えの対象となる「決定」とは、終局決定のうち、開示命令の申立てについての裁判所の判断であり、民事訴訟における「本案判決」に相当するものを意味する。

申立てを不適法とする却下決定は、民事訴訟における本案判決に相当せず、異議の訴えの対象となるものではないことから、本項括弧書においてその旨を明確にしている。なお、申立てを不適法とする却下決定であっても終局決定には該当するため、即時抗告の対象となる(非訟事件手続法第66条第1項及び第2項)。もっとも、申立てを不適法とする却下決定は実体判断を行うものではないことから既判力が生じないため、再度の開示命令の申立てを行うことも可能であり、異議の訴えの対象としないことが申立人に不利益を課すものではない。

また、非訟事件の手続では、民事訴訟手続とは異なり、棄却(請求の当否について判断するもの)と却下(訴訟要件を欠くと判断するもの)とを区別していないため、却下決定には実体判断を行うものとそうでないものが含まれることとなる。この異議の訴えの対象となる却下決定と異議の訴えの対象とはならない却下決定(申立てを不適法として却下する決定)とは、実体判断を行ったか否かにより区別されることとなると考えられる。この実体判断を行ったか否かについては、裁判書の必要的記載事項である「理由の要旨」により判明するものである(非訟事件手続法第57条第2項第2号)。

<申立書却下制度と異議の訴えの関係>

非訟事件手続法第43条第4項から第6項までにおいて、申立書それ自体に不備がある場合(例えば、当事者が明確に記載されていないなど申立書の必要的記載事項に不備がある場合)や手数料不納付の場合について、裁判長による補正命令及びこれに申立人が応じない場合の申立書却下命令の制度が設けられており、申立書却下命令に対して

は即時抗告をすることができる(同条第6項は同法第 79 条に規定する「特別の定め」である⁴⁷⁾。

かかる申立書却下命令は、事件を終了させる点では終局決定と同様の効果を有するが、裁判所の決定ではなく裁判長の命令であり、「終局決定以外の非訟事件に関する裁判」(非訟事件手続法第 62 条第 1 項)に該当する。このため、申立書却下命令は異議の訴えの対象とはならない。

2. 異議の訴えの管轄 (第 2 項)

本項は、異議の訴えの管轄については、原則として、民事訴訟法第1編第2章第2節(管轄)の規律が適用される場所、その特則として、異議の訴えは開示命令の申立てについての決定を行った裁判所の管轄に専属することを定めるものである。

これは、開示命令事件の審理及び決定を行った裁判所に異議の訴えを属させることが訴訟経済に沿うとの考慮に基づくものである。具体的には、民事訴訟法の規律によれば被告住所地を管轄する裁判所が管轄裁判所となる場所(同法第4条)、例えば、東京都に本店を有するコンテンツプロバイダ A と大阪府に本店を有する経由プロバイダ B を相手方とする開示命令事件の申立てを却下する東京地方裁判所の決定に対して申立人が異議の訴えを提起する場合、同法の規律に従うとすると東京地方裁判所と大阪地方裁判所とに別々に訴訟手続が係属することとなるが、同一の侵害情報をめぐる不服である以上、同一裁判所において審理・判断をさせることが訴訟経済に沿うと考えられるものである。

3. 異議の訴えに係る判決の内容 (第 3 項)

(1) 判決の内容

本項は、異議の訴えについての判決においては、訴えを却下する場合を除き、開示命令の申立てについての決定を認可し、変更し、又は取り消すものとする。

具体的には、提起期間の徒過などにより却下判決がなされる場合を除くと、開示命令の申立てについての決定を妥当と判断するのであれば当該決定を認可し(認可判決)、当該決定を全部不当と判断するのであれば当該決定を取り消し(取消判決)、一部不当と判断するのであれば妥当と判断する限りで変更する(変更判決)旨の判決を行うこととなる。

(2) 用語の説明

①「認可し、変更し、又は取り消す」

「認可」とは、開示命令の申立てについての決定を妥当と判断した場合になされるものであり、「取り消す」とは、当該決定の全部を不当と判断した場合になされるものである。また、「変更」とは、当該決定の一部を不当と判断した場合になされるものであって、「取り消す」とは区別されるものである。

⁴⁷⁾ 金子修編著「逐条解説・非訟事件手続法」商事法務(2015年)171頁参照

4. 異議の訴えに係る判決の効力（第4項）

（1）判決の効力

本項は、開示命令の申立てについての決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものについて、その実効性を確保する観点から、執行力（給付決定等によって命じられた給付義務を強制執行手続によって実現する効力）を付与するものである⁴⁸。

これは、異議の訴えは形成の訴え⁴⁹であり、執行力を観念することができないが、当該訴えは、開示命令の申立てについての決定を認可、変更（一部認可）する限りでは発信者情報開示請求権の存否及びその内容を確定することを目的としており、実質的には給付訴訟と同様の機能を有する。そこで、当該決定を認可し、又は変更する判決が確定したときは、「強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する」として、当該判決に執行力が認められる旨を明らかにしたものである。

認可判決又は変更判決が確定した場合には、開示命令ではなく当該判決自身が執行力を有することになることから、判決主文において、給付の内容を明確にすることが想定される。

なお、本項において仮執行宣言を付すことができる旨の規定を設けていないのは、発信者情報の開示が発信者のプライバシーや表現の自由、通信の秘密という重大な権利利益に関する問題である上、その性質上、いったん開示されてしまうとその原状回復は困難であることから、仮執行宣言を付すことは妥当でないためである。

（2）用語の説明

①「強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する」

異議の訴えにおける認可判決又は変更判決であって、発信者情報の開示を命じる判決について、執行力を付与したものである。

5. 開示命令事件についての終局決定の効力（第5項）

（1）終局決定の効力

終局決定の効力の発生等を定める非訟事件手続法第56条第2項は、「終局決定……は、……告知することによってその効力を生ずる」⁵⁰と規定するが、その具体的効力についての規定を設けていない。

本項では、非訟事件手続法第56条第2項の「効力」を具体化するものとして、異議の訴えが法定の期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、開示命令の申立てについての決定は「確定判決と同一の効力」を有するものとする。

⁴⁸ 開示命令の申立てを認容する決定を取り消す判決については、既判力のみが生じることとなる。

⁴⁹ 一般に、執行力が観念できる類型は給付の訴えであるところ、形成の訴えにおいては、請求認容判決の場合には形成力及び既判力が生じるのに対し、請求棄却判決の場合には既判力のみが生じる。

⁵⁰ 「効力を生ずる」（非訟事件手続法第56条第2項）とは、その内容に応じた効力（形成力、執行力等）が発生することを意味する前掲注75・215頁以下）。

これは、開示命令の申立てについての決定は、実体的な権利義務を基礎とする発信者情報開示請求権(第5条第1項及び第2項)の存否及びその内容を判断するものであることから、決定の効力が確定したときに「確定判決と同一の効力」を認める趣旨である。

(2) 開示命令の申立てについての決定の効力発生時期

開示命令の申立てについての決定の効力は、当該決定を告知することによって生じる(非訟事件手続法第56条第2項及び第3項)。

これは、異議の訴えの提起期間である1月が経過するまで決定の効力が生じないこととすると、当該訴えを提起しない場合にまで当該期間の経過を待つ必要が生じることとなり適当ではないことから、終局決定は告知することによってその効力が生じるとする非訟事件手続法の規律を維持したものである。

(3) 用語の説明

①「第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたとき」

「同項に規定する期間内に提起されなかったとき」とは、異議の訴えの提起期間である1月以内に異議の訴えが提起されなかったことを意味する。

「却下されたとき」とは、異議の訴えが却下されたときを意味する。

②「当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する」

「確定判決と同一の効力」とは、既判力(確定判決が当事者及び裁判所に対して有する、権利・法律関係の存否に関する判断を不可争とする効力)のほか、発信者情報の開示を命じるものであれば執行力を含むものである⁵¹。

ここで、第4項との比較において、本項に「給付を命ずる」との文言が定められていないのは、開示命令の申立てそれ自体が給付の申立てであり、「給付を命ずる」との文言を設けなくとも、同申立てを認容する決定は給付決定であることから執行力が認められる、との考慮に基づくものである。

6. 終局決定後の取消し又は変更に関する規定(非訟事件手続法第59条第1項)の適用読替え(第6項)

本項は、発信者情報開示命令の申立てについて、裁判所は終局決定後に当該決定の取消し又は変更ができるとする非訟事件手続法の規定(同法第59条第1項)の適用に関し、「即時抗告をする」(同項第2号)とあるのを「異議の訴えを提起する」と読み替えるものである。これにより、裁判所は、異議の訴えを提起することができる決定である開示命令の申立てについての決定をした後に、これを職権で取り消し又は変更することができないこととなる。

⁵¹ 相手方が決定で定められた内容を任意に履行しない場合、申立人は、当該決定を債務名義とする強制執行手続により、開示等を求めることとなる(民事執行法第172条、同法第22条第7号)。開示命令の申立てについての決定に対する不服申立ては、異議の訴えによってのみすることができることから、「抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判」(民事執行法第22条第3号)には該当せず、「確定判決と同一の効力を有するもの(第三号に掲げる裁判を除く。)」(同条第7号)として債務名義に該当する。

かかる読替え規定を設けた理由は次のとおりである。

- ・ 開示命令の申立ては、当事者が自ら処分することができる発信者情報開示請求権という私的な実体法上の権利の存否及びその内容を問題とするものであり、公益性は低く、公益的性質を有する事項について裁判所が職権により終局決定を取り消し、又は変更すべき要請が低いこと
- ・ 申立てによってのみ終局決定がなされる類型であり、職権による変更等を認めたのでは職権による裁判を許容していない趣旨に反すること(第8条)
- ・ 不服申立て方法として異議の訴えが認められており、職権による変更等を認めたのでは異議の訴えを通じて法律関係の安定を図る趣旨が損なわれること(第14条第1項)

<提供命令事件及び消去禁止命令事件について非訟事件手続法第59条第1項の適用読替えをしていない理由>

提供命令の申立て及び消去禁止命令の申立てを認容する決定は、非訟事件手続法第62条第1項が準用する同法第59条第1項第2号に該当するため、終局決定後の裁判所による取消し又は変更はできないことから、読み替える必要がないとの理由によるものである⁵²。

7. 開示命令の申立てについての決定と不服申立て方法

開示命令の申立てについての決定に対する不服申立て方法及び不服申立て権者は、次のとおりである。

	開示命令に関する決定	
	認容	却下 (不合法却下を除く) [*]
不服申立て方法	異議の訴え (第14条第1項)	異議の訴え (第14条第1項)
不服申立て権者	当事者	当事者

※ 申立てを不合法として却下した場合には即時抗告の対象となる(非訟事件手続法第66条第1項及び第2項)。なお、実体判断を伴うものではないことから却下決定には既判力が生じず、再度申立てを行うことも可能である。

⁵² 提供命令及び消去禁止命令の申立てを認容する決定に対しては相手方が即時抗告をすることができる(第15条第5項及び第16条第3項)。なお、提供命令及び消去禁止命令は、申立てによってのみ裁判がなされることから、これら申立てを却下する決定は非訟事件手続法第62条第1項が準用する同法第59条第1項第1号に該当するものである。

第 15 条(提供命令)

(提供命令)

第十五条 ① 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、②発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下この項において「申立人」という。）の申立てにより、決定で、③ 当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項④（イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項）を⑤ 書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）により提供すること。

イ ⑥ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る⑦他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者であると認めものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ ⑧ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合 その旨

二 ⑨ この項の規定による命令（以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、⑩当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

2 前項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該の申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、⑪ 次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められる場合	に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報
当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合	に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報以外の発信者情報

3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令（⑫ 提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。）は、

その効力を失う。

一 ② 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての前条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了したとき。

二 ③ 当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかったとき。

4 提供命令の申立ては、当該提供命令があった後であっても、その全部又は一部を取り下げることができる。

5 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができる。

【趣旨】

本条は、開示命令の実効性を確保するため、裁判所が、特殊保全処分（民事保全法の適用を受けない保全処分）として、申立てにより、開示関係役務提供者に対して、(ア)当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報により特定される他の開示関係役務提供者の氏名等情報を当該申立てをした者に提供すること、及び(イ)当該開示関係役務提供者が保有する特定の発信者情報を当該他の開示関係役務提供者に提供すること等を命ずることができる提供命令について定めるとともに、提供命令事件の手續について定めるものである。

【解説】

1. 提供命令（第1項）

(1) 提供命令を設けた理由

権利侵害を受けたとする者がアイ・ピー・アドレス及びタイムスタンプ等の開示を求めて開示関係役務提供者（コンテンツプロバイダ等）に対する開示命令の申立てをした場合、それだけでは、裁判所によって当該申立てが認容されるまでの間、当該申立てをした申立人は発信者の氏名及び住所等の情報を保有する他の開示関係役務提供者（経由プロバイダ等）の名称等を知ることができない。したがって、この間、申立人は当該他の開示関係役務提供者に対する消去禁止命令の申立てができないこととなるが、一般的な経由プロバイダにおけるアクセスログの保存期間は比較的短期間であることから⁵³、申立人が経由プロバイダに対する消去禁止命令（第16条第1項）の申立てをすることができないうちに経由プロバイダのアクセスログの保存期間が経過してしまい、侵害情報に係るアクセスログが消去されてしまう懸念がある。

そこで、このような懸念に対処するために、開示関係役務提供者（コンテンツプロバイダ等。以下「提供元プロバイダ」という。）に対する開示命令が発令される前の段階において、申立てを受けた裁判所の命令により、提供元プロバイダが保有するアイ・ピー・アドレス及びタイムスタンプ等を、当該申立てをした申立人には秘密にしたまま、他の開示関係役務提供者（経由プロバイダ等。以下「提供先プロバイダ」という。）に提供することができる制度

⁵³ 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年4月31日個人情報保護委員会・総務省告示第4号）の解説」（令和4年3月）5-1-1において、課金・料金請求・苦情対応など業務の遂行上必要な場合に限り通信履歴の記録ができる旨を定め、例えば、接続認証ログについては、一般に6か月程度の保存は認められるとする一方、記録目的に必要な範囲を超えてはならず、その記録目的を達成したときは速やかに当該ログを消去しなければならない旨を定めている。

を設けることで、提供先プロバイダにおいて、あらかじめ当該提供先プロバイダが保有する発信者情報(発信者の氏名及び住所等)を特定・保全しておくことができるようにしたものである。

(2) 提供命令の効果

提供命令が発令された場合、当該提供命令は、以下の(ア)及び(イ)の効果を持つものである。

- (ア) 提供元プロバイダに対し、その保有する発信者情報(アイ・ピー・アドレス等を想定)を元に特定される提供先プロバイダの氏名等情報(氏名又は名称及び住所)を申立人に提供させること(命令内容㉞)、又は提供元プロバイダが提供先プロバイダを特定するために用いることができる発信者情報を保有していない場合等においては、当該提供元プロバイダは、その旨(当該発信者情報を保有していない旨等)を申立人に提供すること(命令内容㉟)

ここで、提供元プロバイダが命令内容㉞を履行することにより、申立人は、提供元プロバイダ(コンテンツプロバイダ等)に対する開示命令の発令を待たずに発信者の氏名等を保有する提供先プロバイダ(経由プロバイダ等)の氏名等情報を知ることができ、当該提供先プロバイダに対してその保有する発信者情報(発信者の氏名及び住所等)の開示命令(第8条第1項)及び消去禁止命令(第16条第1項)の申立てができることとなる⁵⁴。

なお、後述のとおり、裁判所が提供命令を発令する前の段階で提供元プロバイダが提供先プロバイダの氏名等情報を特定することができることが判明している場合もあり得るところ、裁判所としては、このような場合にまで命令内容㉞と㉟の両方を命ずる必要はないことから、このような場合、裁判所は、命令内容㉞のみを命ずることができることとしている。

- (イ) (ア)でその氏名等情報が申立人に提供された提供先プロバイダを相手方として開示命令の申立てをした旨を申立人が提供元プロバイダに通知した場合⁵⁵に、提供元プロバイダが、その保有する発信者情報(アイ・ピー・アドレス及びタイムスタンプ等)を提供先プロバイダに提供すること⁵⁶

⁵⁴ 提供元プロバイダは、複数の侵害情報について提供命令の発令を受けた場合には、命令内容㉞の履行に当たって、当該氏名等情報がいずれの侵害情報に係る開示関係役務提供者のものなのかを示したうえで提供することが必要となる。また、提供元プロバイダは、1つの侵害情報について、複数の関連電気通信役務提供者の氏名等情報を提供する場合には、当該氏名等情報が施行規則第5条各号のいずれに該当する通信に係る関連電気通信役務提供者なのかを示したうえで提供することが必要となる。

⁵⁵ 申立人は、提供元プロバイダに対して複数の侵害情報について提供命令の申立てを行った場合、提供元プロバイダへの通知に当たって、当該通知がいずれの侵害情報に係るものなのかを示したうえで行うことが必要となる。また、申立人は、一つの侵害情報について複数の侵害関連通信に係る氏名等情報の提供を受けた場合には、提供元プロバイダへの通知にあたって、当該通知が施行規則第5条各号のいずれに該当する通信に係る関連電気通信役務提供者に対する申立てを行った旨の通知なのかを示したうえで行うことが必要となる。

⁵⁶ 提供元プロバイダは、提供先プロバイダに対して複数の侵害情報について開示命令の申立てが行われた場合には、提供先プロバイダへの発信者情報の提供に当たって、当該発信者情報がいずれの侵害情報に係るものなのかを示した上で提供することが必要となる。また、提供元プロバイダは、1つの侵害情報について、提供先プロバイダに対して複数の侵害関連通信に係る開示命令の申立てが行われた場合

これにより、申立人は、提供元プロバイダ(コンテンツプロバイダ等)に対する開示命令が発令される前の段階で、提供先プロバイダ(経由プロバイダ等)に対する消去禁止命令の申立てをすることが可能となり、提供先プロバイダにおいてその保有する発信者情報(発信者の氏名及び住所等)が消去されることを防ぐことができることとなる。

(3) 提供命令を発するための相手方からの陳述の聴取を必要的としていない理由

本項の規定により、裁判所は、相手方の陳述の聴取を経ないで提供命令を発することができることとしている。

ここで、提供命令について、民事保全手続より手続を緩和して、相手方からの陳述の聴取を必要的としていない理由は次のとおりである。

- ・ 提供命令は、開示命令事件の手続における付随的な手続であり、開示要件についての実質的な審理は開示命令事件の手続において行われること(開示命令を発するためには相手方からの陳述聴取が必要的である)、また、提供先プロバイダは、提供命令により提供を受けた発信者情報の目的外利用の禁止義務を課されていること(第6条第3項)からすると、提供命令を発するに当たって、相手方からの陳述聴取を必要的としなくても、相手方の手続保障、ひいては発信者の利益保護に欠けるとはいえない(厳格な開示要件を満たさなければ、アイ・ピー・アドレス、発信者の氏名及び住所等が申立人に直接開示されることはない)。
- ・ 相手方は即時抗告により不服を申し立てることができるため、手続保障としてはそれで足りるといえる。

(4) 提供命令の発令の条件として立担保を不要としている理由

民事保全法第14条第1項は、「保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる」旨を規定しているのに対し、提供命令は、担保を立てさせないで発することができることとしている。

これは、民事保全法が立担保を条件として保全命令を発することができるとした趣旨は、違法・不当な保全処分の実行(被保全権利や保全の必要性がなかったのに保全命令が発令・執行された場合や、執行手続に違法があった場合)によって債務者が被るであろう損害を担保するためであるところ、提供命令の場合は、相手方に特段大きい負担を課すものではなく、具体的かつ相当な程度の損害が生じることが観念されないためである。

(5) 用語の説明

ア 柱書部分

① 「本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所」

提供命令の申立ての要件として、開示命令の申立てがあったこと(本案である開示命令事件の係属)を要する旨を定めるとともに、提供命令の申立ては開示命令事件が係属する裁判所の管轄に属する旨を定めるものである。

には、提供先プロバイダへの発信者情報の提供に当たって、当該発信者情報が施行規則第5条各号のいずれに該当する通信に係る発信者情報なのかを示したうえで提供することが必要となる。

開示命令の申立てがあったことを提供命令の申立ての要件とした理由は、特殊保全処分においては、本案に係属する裁判所以外の裁判所が別個に不統一に保全措置を講ずることは望ましくないところ、提供命令が開示命令に付随する手続として位置づけられるからである。また、運用面でも、開示命令の申立てがなければ、裁判所は、提供命令を発する「必要がある」か否かを判断できないし、開示命令を申し立てるつもりがないのに提供命令の申立てを濫発するという事態が生じることを防止する観点からも、開示命令の申立てがあったことを要件とすることが必要であったものである。

提供命令の申立てを開示命令事件に係属する裁判所の管轄に属するとした理由は、提供命令については特に迅速処理が要請されること、その要請を果たすためには、開示命令事件に係属している裁判所で扱うことが最も合理的であるからである。

②「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるとき」

提供命令が速やかに発令されないと、発信者情報が消去されて、発信者を特定することができなくなるおそれがあることを意味するものであり、このことを主張・疎明することにより、裁判所は提供命令を発令することができるものである。

この要件を満たすことが想定される例としては、経由プロバイダにおけるアクセスログの保存期間が限られており、経由プロバイダに対する開示命令の決定を待っていたのでは発信者情報が消去され、発信者を特定することができなくなるおそれがある場合が挙げられる。

同要件については、提供命令が特殊保全処分であるという性質上、民事保全法第 13 条第2項に準じ、疎明があれば足りるものである。

なお、提供命令は、一般的に経由プロバイダはアクセスログを比較的短期間しか保存していないため、コンテンツプロバイダに対する開示命令が発令されるまでの間に、経由プロバイダが保有するアクセスログ（アイ・ピー・アドレスやタイムスタンプ）が削除され、侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止する必要があるとして発令されるものであることから、本要件により、提供命令により提供元プロバイダから提供先プロバイダへと提供させることができる発信者情報は、提供先プロバイダにより媒介等された通信のアクセスログである発信者情報（施行規則第2条第5号から第 13 号まで）及び当該アクセスログを探索するにあたって参照し得る情報（施行規則第2条第 14 号）に限定されることとなる。

また、複数の侵害情報について開示命令の申立てがなされ、それぞれにつき異なる開示関係役務提供者が提供先プロバイダとして特定された場合、提供先プロバイダごとに、それぞれ当該提供先プロバイダが媒介等した侵害情報に係る発信者情報のみが提供の対象となる。さらに、特定発信者情報が開示命令の申立ての対象となっている場合、1つの侵害情報に対して複数の関連電気通信役務提供者が存在する可能性があるところ、そのような場合には、関連電気通信役務提供者ごとに、それぞれ当該関連電気通信役務提供者が媒介等した侵害関連通信に係る発信者情報のみが提供の対象となる。

③「当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し」

- 提供命令の発令に当たっては、提供命令の申立ての相手方が開示関係役務提供者であることが必要となる。開示関係役務提供者該当性については、提供命令が特殊保全処分であるという性質上、民事保全法第 13 条第2項に準じ、疎明があれば足り

るものである（当該要件は開示命令の申立てにおける要件でもあり、開示命令の申立てについての判断にあたっては証明を必要とする）。

イ 申立人に対する他の開示関係役務提供者の氏名等情報等の提供(第1号)

提供命令の発令を受けて、提供元プロバイダから申立人に提供先プロバイダの氏名等情報等を提供する旨を定めている。

④「(イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項)」(柱書)

裁判所が提供命令を発令する前の段階で提供元プロバイダが提供先プロバイダの氏名等情報を特定することができることが判明している場合においては、(2)アの命令内容⑦と⑧のうち、命令内容⑦(申立人に対して提供先プロバイダの氏名等情報を提供すること)のみを命ずることができることとしたものである。

「裁判所が提供命令を発令する前の段階で提供元プロバイダが提供先プロバイダの氏名等情報を特定することができることが判明している場合」とは、具体的には、例えば、以下のような事例が想定される。

(ア) コンテンツプロバイダに対する提供命令の発令により当該コンテンツプロバイダから経由プロバイダに対して発信者情報(アイ・ピー・アドレス及びタイムスタンプ等)の提供が行われた場合に、当該経由プロバイダが自社のサーバを確認したところ、当該アイ・ピー・アドレスに紐づく発信者の契約者情報を保有しているのはMVNOであることが判明した事例。この事例においては、当該経由プロバイダは、当該提供命令の申立人により申し立てられた当該経由プロバイダに対する開示命令の審理の中で、裁判所及び申立人に対し、「発信者の氏名及び住所は保有していないが、他の開示関係役務提供者を特定することができるアイ・ピー・アドレス等は保有している」旨の主張書面を送付することが想定され、申立人は、これを受けて、当該経由プロバイダに対する提供命令の申立てをすることとなると想定される。

(イ) 裁判所が、提供命令の審理において、その事案の事情に応じて、職権により、当該提供命令の申立ての相手方であるコンテンツプロバイダから陳述を聴取したところ(担当裁判官が事案の複雑さに鑑みてコンテンツプロバイダから陳述を聴取する必要があると考えた場合等)、当該コンテンツプロバイダが他の開示関係役務提供者を特定することができるアイ・ピー・アドレス等を保有している旨を陳述した事例

(ウ) 提供命令の申立人から職権発動の促しを受けた裁判所が、職権により、当該提供命令の申立ての相手方であるコンテンツプロバイダから陳述を聴取したところ(申立人が提供命令の発令より前にコンテンツプロバイダがアイ・ピー・アドレスを保有しているかどうかをあらかじめ確認しておきたいと考えた場合等)、当該コンテンツプロバイダが他の開示関係役務提供者を特定することができるアイ・ピー・アドレス等を保有している旨を陳述した事例

なお、「イに掲げる場合に該当すると認めるとき」という要件については、提供命令が特殊保全処分であるという性質上、民事保全法第13条第2項に準じ、疎明があれば足りるものである。

⑤「書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術

を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。)により提供すること)(柱書)

提供元プロバイダによる申立人への提供先プロバイダの氏名等情報等の提供及び提供元プロバイダによる提供先プロバイダへの発信者情報の提供については、例えば、電話により口頭で伝達することも考えられる。

しかしながら、申立人は提供先プロバイダの氏名等情報の提供を受けて当該提供先プロバイダを相手方とする開示命令の申立てをすることとなる等、申立人への提供先プロバイダの氏名等情報等の提供及び提供先プロバイダへの発信者情報の提供は、後続する諸手続の契機となるものであるところ、当該後続する手続において、裁判所の担当官等がこうした提供行為が行われたことを申立人や提供先プロバイダ等に確認する等の必要が生じることも想定されることから、こうした提供行為が行われたことを証する書面又は電子的記録を残すことができる方法により提供が行われることを確保することとしたものである。

なお、ここでいう「電磁的方法」は、施行規則第6条に規定している。具体的には、電子メールの送信による方法(同条第1項第1号)、記録媒体の交付による方法(同項第2号)及びストレージ等を利用する方法(同項第3号)が「電磁的方法」として認められる。

⑥「当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。)により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者(当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。口において同じ。)の氏名又は名称及び住所(以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。)の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報」(イ)

提供命令の発令を受けて提供元プロバイダから申立人に提供される情報として、「他の開示関係役務提供者(提供先プロバイダ)の氏名等情報」を定めるものである。

ここでいう「発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。……)により……特定をすることができる場合」とは、主として、提供元プロバイダにおいて、アイ・ピー・アドレスを元にしてそれに紐づくプロバイダを特定するために一般的に用いられる技術的な方法⁵⁷を用いることにより提供先プロバイダを特定することができる場合を指す。

また、「当該発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。)」とは、「当該発信者情報開示命令の申立てに係る全ての発信者情報」である必要はなく、「当該発信者情報開示命令の申立てに係る一部の発信者情報」を用いて他の開示関係役務提供者(提供先プロバイダ)を特定することもあり得る(例えば、ある提供元プロバイダにおいて「当該発信者情報開示命令の申立てに係る発信者情報」としてアイ・ピー・アドレスとタイムスタンプが該当する場合を想定すると、一般にアイ・ピー・アドレスのみを用いて提供先プロバイダを特定することが可能である一方で、タイムスタンプはこの特定作業において必ずしも用いる必要はないものと考えられる)。

⑦「他の開示関係役務提供者(当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。……)」

⁵⁷ 例えば、その保有するアイ・ピー・アドレスについて、「WHOIS」を用いてネットワーク情報を検索して行うことなどが考えられる。また、法人の住所の確認については、登記情報等を確認することが考えられる。

(イ)

本号に基づき提供元プロバイダが申立人に対してその氏名等情報を提供することとなる他の開示関係役務提供者(提供先プロバイダ)からは、発信者であると認める開示関係役務提供者を除外している。

この規定は、開示関係役務提供者には、いわゆるホスティング事業者(個人や企業等がウェブサイトを開設・運営できるようにするため、サーバを設置してサーバの容量貸し(ホスティングサービス)を行う事業者)も該当し得るところ⁵⁸、このような開示関係役務提供者に該当するホスティング事業者が提供命令の名宛人になった場面を想定したものである。

具体的には、ホスティング事業者から借り受けたサーバ上に発信者が開設したウェブサイトにおいて、発信者自らが匿名で他人に対する論評等を含む記事や動画を掲載し、これを受けて当該他人が自らの権利を侵害されたとして当該ホスティング事業者に対する開示命令及び提供命令を申し立てるケースが想定される。

このようなケースでは、当該ホスティング事業者にとって、当該論評等を含む記事や動画を掲載したホスティング利用者が本号にいう「他の開示関係役務提供者」に該当することとなるため、当該ホスティング事業者としては、当該ホスティング利用者の氏名等情報を特定することとなるが、これをそのまま申立人に提供した場合、本来、第5条第1項各号又は第2項各号に掲げる開示要件を満たす場合にのみ開示されるべき発信者(ホスティング利用者)の氏名及び住所が、より緩やかな提供命令の要件しか満たしていないにもかかわらず「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」として申立人に開示される結果となってしまう。

このような結果が生じるのを防ぐため、本号において、提供命令によりその氏名等情報が申立人に提供されることとなる他の開示関係役務提供者から、発信者であると認められる開示関係役務提供者(ホスティングサービスを用いて開設した自身のウェブサイト上で自ら特定電気通信を送信したホスティング利用者)を除外したものである⁵⁹。

⑧「当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合 その旨」(ロ)

提供命令の発令に当たっては、相手方からの陳述聴取を必要的としていないことから、i 提供命令の発令を受けた提供元プロバイダが提供先プロバイダの氏名等情報を特定するために用いることができる発信者情報を保有していない場合や、ii 提供命令の発令を受けた提供元プロバイダが提供先プロバイダの氏名等情報の特定をすることができない

⁵⁸ ホスティングサービスの契約者(以下「ホスティング利用者」という。)がホスティング事業者から借り受けたサーバの容量を用いてウェブサイトを開設し、当該ウェブサイトを通じて特定電気通信が送信された場合、当該ホスティング事業者は、特定電気通信役務提供者に該当することとなる。さらに、当該ウェブサイトを通じて侵害情報が流通し、それにより権利侵害が生じた場合、当該ホスティング事業者は、開示請求の名宛人たる特定電気通信役務提供者、つまり、開示関係役務提供者に該当することとなる。

⁵⁹ なお、開示関係役務提供者であるホスティング利用者が「当該侵害情報の発信者である」と認められない場合、ホスティング事業者に対する提供命令が発令され、ホスティング事業者は、提供命令に基づきホスティング利用者の氏名等情報を申立人に提供することになる。このようなケースにおいて、ホスティング事業者は通信ログの管理をしておらず、ホスティング利用者に対して提供すべき発信者情報を保有していない場合も想定される。そのような場合には、本号の命令のみを内容とする提供命令が発令されることも想定される。

場合も想定される。i 又は ii の場合においては、当該提供元プロバイダは、その旨を申立人に通知すれば足りることとしている(以下、当該通知を「不特定等の通知」という。)

ii の場合には、前述した、提供先プロバイダ(他の開示関係役務提供者)が発信者本人であると認められる場合(発信者本人がホスティングサービスにより借り受けたサーバ上に自らウェブサイトを開設し、当該ウェブサイト上で特定電気通信を送信し侵害情報を流通させた場合)も該当する。したがって、この場合においては、ホスティング事業者は、申立人に対し、他の開示関係役務提供者の氏名等情報の特定をすることができない旨の通知をすることとなる。

<提供元プロバイダが保有する発信者情報の提供先プロバイダへの提供(第2号)>

提供命令の発令を受けて、提供元プロバイダから提供先プロバイダに発信者情報を提供する旨を定めるものである。

⑨「この項の規定による命令(以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る。)により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたとき」

発信者情報は、発信者のプライバシー及び表現の自由、通信の秘密として保護されるべき情報であるから、申立人が他の開示関係役務提供者(提供先プロバイダ)に対して発信者情報の開示を求める意思表示を行っていない段階、つまり、提供先プロバイダに対する開示命令の申立てをしていない段階で、提供元プロバイダから提供先プロバイダに発信者情報が提供されてしまうのは適当ではない。

そこで、本号により、第1号に基づき提供元プロバイダから提供先プロバイダの氏名等情報の提供を受けた申立人が、裁判所に当該提供先プロバイダに対する開示命令の申立てをしたうえで、当該申立てをした旨を提供元プロバイダに通知した時点で、提供元プロバイダは提供先プロバイダにその保有する発信者情報の提供をすることとしている。

⑩「当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報」

提供命令の発令を受けて提供元プロバイダから提供先プロバイダに提供される情報として、「当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報」を定めるものである。この「発信者情報」とは、第1号イに「発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。)」とあることから、本案である開示命令の申立てにおいて開示を請求した発信者情報に限られる。

なお、提供命令は、一般的に経由プロバイダはアクセスログを比較的短期間しか保存していないため、コンテンツプロバイダに対する開示命令が発令されるまでの間に、経由プロバイダが保有するアクセスログ(アイ・ピー・アドレスやタイムスタンプ)が削除され、侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止する必要があるとして発令されるものであることから、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるとき」の要件により、提供命令により提供元プロバイダから提供先プロバイダへと提供させることができる発信者情報は、提供先プロバイダにより媒介等された通信のアクセスログである発信者情報(施行規則第2条第5号から第13号まで)及び当該アクセスログを探索するにあたって参照し得る情報(施行規則第2条第14号)に限られることとなる。契約者情報又は登録者情報として保有

される発信者情報(同条第1項から第4号まで)については、アクセスログである発信者情報と異なり、まずは保有するプロバイダに対してこれらの情報の消去禁止のみを命じ(消去禁止命令)、後続する開示命令の審理においてこれらの情報の開示の可否を判断すれば、権利救済の道を確保することができるものであるから、提供命令による提供の対象とはならない。

提供命令は、侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止する必要があるとして発令されるものであることから、複数の侵害情報について開示命令の申立てがなされ、それぞれにつき異なる開示関係役務提供者が提供先プロバイダとして特定された場合、提供先プロバイダごとに、それぞれ当該提供先プロバイダが媒介等した侵害情報に係る情報のみが提供の対象となる。また、特定発信者情報が開示命令の申立ての対象となっている場合、1つの侵害情報に対して複数の関連電気通信役務提供者が存在する可能性がある。提供命令は、侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止する必要があるとして発令されるものであることから、開示命令の申立てに係る1つの侵害情報に対して複数の関連電気通信役務提供者が存在する場合には、関連電気通信役務提供者ごとにそれぞれ当該関連電気通信役務提供者が媒介した侵害関連通信に係る情報のみが提供の対象となる。

また、本号の規定による発信者情報の提供についても、後続する手続において当該提供がされたことを確認する等の必要が生じることが想定されることから、当該提供が行われたことを証する書面又は電子的記録を残すことができる方法により当該提供が行われることを要することとしている。

2. 特定発信者情報に係る提供命令(第2項)

(1) 本項の解説

提供命令により提供先プロバイダに提供される発信者情報が専ら侵害関連通信に係る発信者情報(特定発信者情報)である場合における補充的な要件を定めるものである。

具体的には、第1項の「開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるとき」との要件に加えて、特定発信者情報の開示に係る補充的な要件(第5条第1項第3号)に該当すると認められることを定める。

この要件を設けたことにより、開示命令の申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求する場合は、当該開示の請求が当該補充的な要件を満たすと認められるときにのみ、特定発信者情報の提供を命ずる提供命令が発令されることとなるため、当該補充的な要件を満たす見込みがないのに提供命令が発令されて特定発信者情報が提供先プロバイダに提供される事態が生じることを防ぐことができる。

提供命令が特殊保全処分であるという性質上、民事保全法第13条第2項に準じ、上記の補充的な要件に該当することについて疎明があれば足りる(ただし、補充的な要件は開示命令の申立てにおける要件でもあり、開示命令の申立てについての判断にあたっては証明を必要とする。)

(2) 用語の説明

①「次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

る」

第1項の規定を讀替え適用する形で、発信者情報の一類型である特定発信者情報に係る提供命令を裁判所が発することができる旨を規定するものである。

併せて、この讀替規定において、当該開示命令の申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合であっても、当該開示の請求が第5条第1項第3号に該当すると認められないときは、裁判所は、提供元プロバイダに対し、特定発信者情報ではなく特定発信者情報以外の発信者情報を提供先プロバイダに提供することを命ずることができる旨を定めている。

3. 提供命令の失効（第3項）

（1）本項の解説

本項は、提供命令の効力の終了原因について定めるものである。

第1号（開示命令事件が終了したとき）は、提供命令の効力の終了原因として、本案である開示命令事件が終了したこと（異議の訴えが提起されたときは、その訴訟が終了したこと）を定めている。

これは、提供命令は、開示命令の申立てについての決定等がされるまでの暫定的な保全処分であるから、開示命令が発令された場合は、提供命令の効力を維持する必要はないし、開示命令の申立てが却下された場合や開示命令の申立てが取り下げられた場合は、提供命令の効力を維持すべき理由はないからである。

第2号は、提供命令（第1項第2号に規定する提供をすることを命ずる部分）の効力の終了原因として、提供先プロバイダの氏名等情報の提供を受けた申立人が、当該提供を受けた日から2月以内に、当該提供命令の相手方に対して、第1項第2号に規定する通知（提供先プロバイダに開示命令の申立てをした旨の通知）をしなかったことを定めるものである。

これは、提供命令を受けた提供元プロバイダは、申立人から提供先プロバイダに対する開示命令の申立てをした旨の通知を受けたときという、停止条件付の発信者情報の提供義務を負う（第1項第2号）ところ、申立人が当該開示命令の申立てをしたかどうか分からないまま、引き続き提供命令に拘束されるとすれば、その相手方として不安定な地位に置かれ続けることとなる。そこで、提供先プロバイダの氏名等情報の提供を受けた日から2月の猶予期間を申立人に与えて、その期間内に申立人が当該提供先プロバイダに対する開示命令の申立てをした旨の通知をしないときは、提供命令は失効するとして、当該提供元プロバイダをその提供義務から解放するものである。

（2）用語の説明

①「提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る」（柱書括弧書）

「当該一部の者に係る部分」とは、提供命令の名宛人である提供元プロバイダから2以上の提供先プロバイダの氏名等情報の提供を受けた申立人が、これらの提供先プロバイダ

のうち一部の者について、当該一部の者を相手方として開示命令の申立てをした旨の通知をしないときの、当該一部の者に係る部分をいう。

例えば、提供命令に基づき、提供命令の相手方であるコンテンツプロバイダから、経由プロバイダ A 及び経由プロバイダ B の氏名等情報の提供を受けた申立人が、提供を受けた日から2月以内に、経由プロバイダ A に対する開示命令の申立てをし、かつ、その旨をコンテンツプロバイダに通知(第1項第2号)したが、経由プロバイダ B に対しては開示命令の申立てをしなかったというような場合は、提供命令のうち経由プロバイダ B に係る部分について効力を失うこととなる。したがって、この場合、コンテンツプロバイダは、経由プロバイダ B に対して発信者情報を提供する義務(第1項第2号)からは解放されることとなる(経由プロバイダ A に対して発信者情報を提供する義務は引き続き負うこととなる。)

②「当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての前条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了したとき」(第1号)

「事件が終了」するのは、典型的には、開示命令の申立てについての決定(終局決定)が確定したときをいう。終局決定の確定とは、当該決定について通常の不届申立ての手段が尽きた状態をいい、具体的には、異議の訴えがその提起期間中に提起されなかったとき、又は却下されたときをいう(第14条第5項)。そのほか、申立ての取下げ(第13条第1項)や和解(非訟事件手続法第65条)があったとき等も含まれる。

さらに、開示命令の申立てについての決定に対して異議の訴え(第14条第1項)が提起されたときは、当該決定の確定は遮断され、開示命令事件は異議の訴えに係る事件に移行するところ、異議の訴えについての判決がなされるまでは、実質的には本案が継続しているというべきであることから、異議の訴えが提起されたときはその訴訟が終了する(典型的には、異議の訴えについての判決(同条第3項)の確定)までを提供命令の効力の終期とするものである。

提供命令の効力の終期と対応する開示命令事件(訴訟)の主な終了原因

効力の終期	事件(訴訟)の主な終了原因
開示命令事件が終了するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・開示命令の申立てについての決定の確定 ・開示命令の申立ての取下げ(第13条) ・開示命令事件における和解(非訟事件手続法第65条)
異議の訴えが提起された場合には、その訴訟が終了するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・異議の訴えについての判決の確定 ・訴えの取下げ(民事訴訟法第261条) ・請求の放棄又は認諾(同法第266条) ・裁判上の和解(同法第265条)

③「当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかったとき」(第2号)

「第一項第二号に規定する通知」とは、提供先プロバイダに対する開示命令の申立てをした旨の申立人から提供元プロバイダへの通知を意味するところ、同通知は、到達主義(民法97条第1項類推適用)により、その相手方に到達したときに「通知」があったものと解される。

4. 申立ての取下げ（第4項）

本項は、提供命令の申立てについて、提供命令が発令された後でも、裁判所の許可や相手方の同意を要せずに、取り下げることができる旨を定めるものである。

提供命令は、開示命令の申立てについての決定等がされるまでの暫定的な処分である以上、提供命令が発令された後でも、事情変更により保全の必要性が失われるに至った場合（例えば、相手方が任意に発信者情報を開示した場合や、申立人において提供先プロバイダに対する開示命令の申立てをしないこととした場合等）には速やかに原状に戻すのが相当であると考えられるため、裁判所の許可や相手方の同意等の制限は不要としている。また、提供命令の確定後であっても、速やかに原状に戻すのが相当であると考えられる点は同様であることから、提供命令の確定後も、相手方の同意等を得ることなく取下げることができることとしている。

5. 提供命令に対する不服申立て（第5項）

（1）概要

保全処分である提供命令は、開示命令事件に付随する裁判であり、「終局決定以外の非訟事件に関する裁判」（非訟事件手続法第62条第1項）に該当する（提供命令が開示命令事件に付随する裁判であることについては、216頁を参照のこと）。そこで、本項は、同法第79条に規定する「特別の定め」として、提供命令を受けた開示関係役務提供者は、提供命令に対し、即時抗告をすることができる旨を定めたものである。

これは、提供命令の名宛人となった提供元プロバイダは、その保有する侵害情報に係る発信者情報を元に特定される提供先プロバイダの氏名等情報を申立人に提供し、かつ、当該提供先プロバイダに対し、その保有する発信者情報を提供すること等を義務付けられるため、相手方の手続保障の観点から、提供命令に対しては、即時抗告をすることができることとしたものである。

（2）即時抗告権者

- 提供命令に対して即時抗告を行うことができるのは、提供命令を受けた開示関係役務提供者⁶⁰※である。

他方で、提供命令の申立てが却下された場合における申立人は、当該却下決定に対して即時抗告を行うことができない。これは、提供命令の申立てについての決定には既判力が生じないことから、申立人は、再度提供命令の申立てをすることができることを考慮したものである。

（3）即時抗告期間

提供命令の申立てについては、本案である開示命令の申立てに比して、より簡易迅速処理の要請が高いことから、提供命令に対する即時抗告の期間は、1週間の不変期間とされている（非訟事件手続法第81条）。

⁶⁰ 非訟事件手続法第82条は同法第66条第1項を準用しておらず、即時抗告の申立権者についての規律がないため、本項において、申立権者は提供命令を受けた開示関係役務提供者であることを定めたものである。

(4) 不服申立て方法のまとめ

提供命令の申立てについての決定に対する不服申立て方法及び不服申立て権者は、次のとおりである。

	提供命令に関する決定	
	認容	却下
不服申立て方法	即時抗告 ^{※1} (第15条第5項)	なし ^{※2}
不服申立て権者	相手方	—

※1 非訟事件手続法第79条に規定する「特別の定め」として即時抗告を規定。

※2 却下決定は既判力を生じないため、申立人は再度提供命令の申立てを行うことができる(当該却下決定は付随的事項についての裁判であり、終局決定以外の裁判であるところ、当該決定に対する「特別の定め」(非訟事件手続法第79条)は設けていない)。

6. 提供命令の申立てについての決定の告知方法

提供命令は、その告知が即時抗告期間の始期となることから、決定書の送達により告知するのが相当とも考えられるが、一律に送達によることとした場合には、告知に時間を要し、簡易迅速な処理の要請に反する場合もあると考えられる。また、開示命令の申立てについての決定(終局決定)の告知も、決定書の送達によらないとしていることから、提供命令について決定書の送達によることとするのはバランスを失する。

そこで、非訟事件手続法の原則どおり、提供命令の申立てについての決定の告知は相当と認める方法によることとし、具体的事案に応じた裁判所の裁量に委ねることとしている(非訟事件手続法第62条第1項による同法第56条第1項の準用)。

第 16 条(消去禁止命令)

(消去禁止命令)

- 第十六条 ① 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、②発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、③当該発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、④当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。）を消去してはならない旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定による命令（以下この条において「消去禁止命令」という。）の申立ては、当該消去禁止命令があった後であっても、その全部又は一部を取り下げることができる。
- 3 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができる。

【趣旨】

- 本条は、開示命令の実効性を確保するため、裁判所が、特殊保全処分(民事保全法の適用を受けない保全処分)として、申立てにより、開示関係役務提供者に対して、その保有する発信者情報の消去の禁止を命ずることができる(消去禁止命令)ことを定めるとともに、消去禁止命令の申立ての取下げ及び消去禁止命令に対する不服申立て方法について定めるものである。

【解説】

1. 消去禁止命令（第 1 項）

(1) 消去禁止仮処分とは別に本法律において消去禁止命令を設けた理由

本法律に基づく開示命令の申立てのほか、発信者情報開示請求権に基づく開示請求訴訟を提起することも想定されることから、民事保全法に基づく消去禁止仮処分を利用して、プロバイダ等に対し、発信者情報の消去禁止を求めることも可能である。

そのうえで、通信の秘密である発信者情報は本来速やかに消去されるものであるため、それを禁止する手続についても高い迅速性が求められることからすると、民事保全手続は、発令するためには原則として口頭弁論又は債務者審尋期日を経なければならないとされているため(民事保全法第 23 条第4項)、アクセスログの消去禁止を図る手段として、別途、その審理において相手方からの陳述の聴取を必要的としていない等の点で消去禁止仮処分よりも簡易な手続による消去禁止命令を設けたものである。

(2) 消去禁止命令の効果

消去禁止命令が発令された場合、当該命令は、当該命令を受けた開示関係役務提供者に対し、その保有する発信者情報(本案である開示命令の申立てにおいて開示を請求した発信者情報に限る)の消去を禁止する効果を持つものである。

(3) 消去禁止命令を発するための相手方からの陳述の聴取を必要的としていない理由

本項の規定により、裁判所は、相手方の陳述の聴取を経ないで消去禁止命令を発することができることとしている。

ここで、消去禁止命令について、民事保全手続より手続を緩和して、相手方からの陳述の聴取を必要的なものとしていない理由は次のとおりである。

- ・ 消去禁止命令は、開示命令事件の手続における付随的な手続であり、開示要件についての実質的な審理は開示命令事件手続において行われるため(開示命令を発するためには相手方からの陳述聴取が必要的である)、消去禁止命令を発するに当たって、相手方からの陳述聴取を必要的としなくても、相手方の手続保障に欠けるとはいえない。また、相手方は即時抗告により不服を申し立てることができるため、手続保障としてはそれで足りるといえる。

なお、運用上は、裁判所の職権による事実の調査(非訟事件手続法第 49 条第1項)として、相手方が申立てに係る発信者情報を保有しているか否かを聴取してから消去禁止命令を発令することも可能である。

(4) 消去禁止命令の発令の条件として立担保を不要としている理由

民事保全法第 14 条第1項は、「保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる」旨を規定しているのに対し、消去禁止命令は、担保を立てさせないで発することができることとしている。

これは、民事保全法が立担保を条件として保全命令を発することができるとした趣旨は、違法・不当な保全処分の実行(被保全権利や保全の必要性がなかったのに保全命令が発令・執行された場合や、執行手続に違法があった場合)によって債務者が被るであろう損害を担保するためであるところ、消去禁止命令の場合は、発信者情報の消去禁止を命ずることにより、相手方は保有する情報を消去しないよう所要の措置を行うにすぎず、具体的かつ相当な程度の損害が生じることが観念されないためである。

(5) 用語の説明

①「本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所」

消去禁止命令を申立ての要件として、開示命令の申立てがあったこと(本案である開示命令事件の係属)を要する旨を定めるとともに、消去禁止命令の申立ては開示命令事件が係属する裁判所の管轄に属する旨を定めるものである。

開示命令の申立てがあったことを消去禁止命令の申立ての要件とした理由は、特殊保全処分においては、本案が係属する裁判所以外の裁判所が別個に不統一に保全措置を講ずることは望ましくないところ、消去禁止命令が開示命令に付随する手続として位置づけられるからである。また、運用面でも、開示命令の申立てがなければ、裁判所は、消去禁止命令を発する「必要がある」か否かを判断できないし、開示命令を申し立てるつもりがないのに消去禁止命令の申立てを濫発するという事態が生じることを防止する観点からも、開示命令の申立てがあったことを要件とすることが必要であったものである。

消去禁止命令の申立てを開示命令事件が係属する裁判所の管轄に属するとした理由は、消去禁止命令は暫定的な決定であることから、特に迅速処理が要請されるところ、その要

請を果たすためには、開示命令事件の係属している裁判所で扱うことが最も合理的であるからである。

②「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるとき」

消去禁止命令が速やかに発令されないと、発信者情報が消去されて、発信者を特定することができなくなるおそれがあることを意味するものであり、このことを主張・疎明することにより、裁判所は消去禁止命令を発令することができるものである。

この要件を満たすことが想定される例としては、経由プロバイダにおけるアクセスログの保存期間が限られており、経由プロバイダに対する開示命令の決定を待っていたのでは発信者情報が消去され、発信者を特定することができなくなるおそれがある場合が挙げられる。

なお、同要件については、消去禁止命令が特殊保全処分であるという性質上、民事保全法第13条第2項に準じ、疎明があれば足りるものである。

③「当該発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間」

消去禁止命令が発令された場合、発令を受けた相手方は、本案である開示命令の申立てについての決定の確定、申立ての取下げ等により開示命令事件が終了するまでの間（仮に異議の訴えがあった場合には当該訴えに対する判決の確定、訴えの取下げ等により訴訟が終了するまでの間）、当該開示命令の申立てに係る発信者情報を消去することが禁止される。

消去禁止命令の効力の終期と対応する開示命令事件（訴訟）の主な終了原因

効力の終期	事件（訴訟）の主な終了原因
開示命令事件が終了するまで	・開示命令の申立てについての決定の確定 ・開示命令の申立ての取下げ（第13条） ・開示命令事件における和解（非訟事件手続法第65条）
異議の訴えが提起された場合には、その訴訟が終了するまで	・異議の訴えについての判決の確定 ・訴えの取下げ（民事訴訟法第261条） ・請求の放棄又は認諾（民事訴訟法第266条） ・裁判上の和解（民事訴訟法第265条）

④「当該開示関係役務提供者が保有する」

「当該開示関係役務提供者が保有する」とは、消去禁止命令が、開示命令が決定されるまでの間にプロバイダの保有する発信者情報が消去される事態を避けるための特殊保全処分であることからすれば、第5条第1項及び第2項と同様、「当該開示関係役務提供者が当該発信者情報について開示することのできる権限を有する」ことをいうと解することが適当である。

「保有する」とあるように、開示関係役務提供者が発信者情報を保有していることを消去禁止命令の発令要件とするものである。また、「当該開示関係役務提供者が」とあるように、消去禁止命令の申立ての相手方が開示関係役務提供者であることを要する。

これらの要件については、消去禁止命令が特殊保全処分であるという性質上、民事保全法第13条第2項に準じ、疎明があれば足りるものである（当該要件は開示命令の申立て

における要件でもあり、開示命令の申立てについての判断にあたっては証明を必要とする)。

2. 申立ての取下げ (第2項)

本項は、消去禁止命令の申立てについて、消去禁止命令が発令された後でも、裁判所の許可や相手方の同意を要せずに、取り下げることができる旨を定めるものである。

消去禁止命令は、開示命令の申立てについての決定等がされるまでの暫定的な処分である以上、消去禁止命令が発令された後でも、事情変更により保全の必要性が失われるに至った場合(例えば、相手方が任意に消去禁止措置をとった場合等)には速やかに原状に戻すのが相当であると考えられるため、裁判所の許可や相手方の同意等の制限は不要としている。また、消去禁止命令の確定後であっても、速やかに原状に戻すのが相当であると考えられる点は同様であることから、消去禁止命令の確定後でも、相手方の同意等を得ることなく取下げることができることとしている。

3. 消去禁止命令に対する不服申立て (第3項)

(1) 概要

保全処分である消去禁止命令は、開示命令事件に付随する裁判であり、「終局決定以外の非訟事件に関する裁判」(非訟事件手続法第62条第1項)に該当する(消去禁止命令が開示命令事件に付随する裁判であることについては、105頁を参照のこと)。そこで、本項は、同法第79条に規定する「特別の定め」として、消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができる旨を定めたものである。

これは、消去禁止命令の相手方となった開示関係役務提供者は、発信者情報の消去禁止措置を講じること(サーバに記録されている情報について保管措置を講じること)を義務付けられるため、相手方の手続保障の観点から、消去禁止命令に対しては、即時抗告をすることができることとしたものである。

(2) 即時抗告権者

消去禁止命令に対して即時抗告を行うことができるのは、消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者である。

他方で、消去禁止命令の申立てが却下された場合における申立人は、当該却下決定に対して即時抗告を行うことができない。これは、消去禁止命令の申立てについての決定には既判力が生じないことから、申立人は、再度消去禁止命令の申立てをすることができることを考慮したものである。

(3) 即時抗告期間

消去禁止命令の申立てについては、本案である開示命令の申立てに比して、より簡易迅速処理の要請が高いことから、消去禁止命令に対する即時抗告の期間は、1週間の不変期間とされている(非訟事件手続法第81条)。

(4) 不服申立て方法等のまとめ

消去禁止命令の申立てについての決定に対する不服申立て方法及び不服申立て権者は、次のとおりである。

	消去禁止に関する決定
--	------------

	認容	却下
不服申立て 方法	即時抗告 ^{※1} (16条第3項)	なし ^{※2}
不服申立て 権者	相手方	—

※1 非訟事件手続法第79条に規定する「特別の定め」として即時抗告を規定。

※2 却下決定は既判力を生じないため、申立人は再度消去禁止命令の申立てを行うことができる(当該却下決定は付随的事項についての裁判であり、終局決定以外の裁判であるところ、当該決定に対する「特別の定め」(非訟事件手続法第79条)は設けていない)。

4. 消去禁止命令の申立てについての決定の告知方法

消去禁止命令は、その告知が即時抗告期間の始期となることから、決定書の送達により告知するのが相当とも考えられるが、一律に送達によることとした場合には、告知に時間を要し、簡易迅速な処理の要請に反する場合もあると考えられる。また、開示命令の申立てについての決定(終局決定)の告知も、決定書の送達によらないものとしていることから、消去禁止命令について決定書の送達によることとするのはバランスを失する。

そこで、非訟事件手続法の原則どおり、消去禁止命令の申立てについての決定の告知は相当と認める方法によることとし、具体的事案に応じた裁判所の裁量に委ねることとしている(非訟事件手続法第62条第1項による同法第56条第1項の準用)。

第 17 条(非訟事件手続法の適用除外)

(非訟事件手続法の適用除外)

第十七条 ①発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第二十七條及び第四十條の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、開示命令事件に関する裁判手続に非訟事件手続法第2編の規定が適用されることを前提に、当該手続に関し、手続代理人の資格に関する規定(非訟事件手続法第22条)のうち手続代理人の資格の特則(許可代理)に関する規定(同条第1項ただし書)、手続費用の国庫立替え(同法第27条)及び検察官の関与に関する規定(同法第40条)について、その適用をそれぞれ除外するものである(詳細な適用関係については、後掲の補論を参照のこと)。

【解説】

1. 適用を除外される規定

(1) 手続代理人の資格の特則に関する規定(非訟事件手続法第22条第1項ただし書)

非訟事件手続法第22条第1項ただし書は、「第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる」として、手続代理人の資格に関する特則(許可代理)を定める。これは、非訟事件の中には、紛争性がなく、その事案も比較的軽微なものもあることから、弁護士でない者が手続代理人として手続行為をすることを認めても差支えがない場合があることを考慮したものである⁶¹。

本条では、以下の理由により、手続代理人の資格の特則に関する規定(非訟事件手続法第22条第1項ただし書)の適用を除外している。

(ア) 開示命令事件に関する裁判手続で争われる事案は、開示の要否をめぐって紛争性のある場合も予想されること

(イ) 開示命令、提供命令及び消去禁止命令が被害者の権利救済のための制度である一方で、発信者情報が発信者のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密にかかわる情報であることから、当事者の利益保護を確実にし、手続進行の円滑化を図るとともに、事件屋の跋扈を防止するためには弁護士代理の原則を貫徹すべきであること

これにより、開示命令事件に関する裁判手続における手続代理人の資格については、非訟事件手続法第22条第1項本文の規定のとおり、法令により裁判上の行為をすることができる代理人及び弁護士に限定される。

(2) 手続費用の立替えに関する規定(非訟事件手続法第27条)

非訟事件手続法第27条は、「事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他の非訟事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる」として、手続費用を国庫において立て替えることができる旨を定める。これは、民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第12条第1項は、同法第11条第1項が定める費用を要する行為について、原則として当事者等に手続費用の概算額を予納させるものとして

⁶¹ 金子修編著「逐条解説非訟事件手続法」(商事法務、2015年)86頁以下

いるところ、非訟事件の後見的又は公益的性質からすると、事案によっては当事者が予納しなければ当該手続を行わなくてもよいというわけにはいかず、一時的に国庫が費用を負担してでも、裁判所が当該非訟事件について判断するために必要と認める資料を迅速に得る必要がある場合も考えられることから、民事訴訟費用等に関する法律第 12 条第1項に規定する「別段の定め」として、国庫立替えを認めたものである⁶²。

もつとも、開示命令事件に関する裁判手続においては、当事者が処分することのできる発信者情報開示請求権という私的な実体法上の権利の存否及びその内容が問題となっており、その争訟性、私益性の高さ(他方で、公益性は低いものといえる)からすると、利害の対立する当事者に費用を負担させるのが合理的である。

そこで、本条では、手続費用の国庫立替えに関する規定(非訟事件手続法第 27 条)の適用を除外したものである。

(3) 検察官の関与に関する規定(非訟事件手続法第 40 条)

非訟事件手続法第 40 条は、「検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる」等として、非訟事件の手続への検察官の関与について定める。これは、非訟事件が一般的には公益性を有する事件であることに鑑み、公益の代表者である検察官(検察庁法(昭和 22 年法律第 61 号)第4条参照)が、非訟事件の手続に関与できるようにしたものである⁶³。

もつとも、開示命令事件に関する裁判手続は、発信者特定後に想定される民事上の争いである損害賠償請求訴訟等の前段階の手続であり、その性質上、検察官が公益の代表者として意見を述べる等して関与する場面を想定することができないことから、本条では、検察官の関与に関する規定(非訟事件手続法第 40 条)の適用を除外したものである。

2. 用語の説明

① 「発信者情報開示命令事件に関する」

「発信者情報開示命令事件に関する」とは、開示命令事件に加えて、開示命令事件に付随する手続である提供命令事件及び消去禁止命令事件をも含む趣旨である。

○非訟事件手続法

(手続代理人の資格)

第二十二條 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。

2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(手続費用の立替え)

第二十七條 事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他の非訟事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。

(検察官の関与)

第四十條 検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる。

2 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。

⁶² 金子修編著「逐条解説非訟事件手続法」(商事法務、2015年)100頁

⁶³ 金子修編著「逐条解説非訟事件手続法」(商事法務、2015年)158頁

第 18 条(最高裁判所規則)

(最高裁判所規則)

第十八条 この法律に定めるもののほか、①発信者情報開示命令事件に関する②裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

【趣旨】

本条は、開示命令事件に関する裁判手続の細目について最高裁判所規則で定める旨を規定するものである。

【解説】

1 概要

本条では、当事者等の権利義務に影響を及ぼす事項や手続の大綱に関する事項については法律で定め、手続の細目的事項については委任に基づき最高裁判所規則で定めることとしている。

開示命令事件に関する最高裁判所規則として、開示命令事件手続規則が策定され、具体的には、管轄裁判所が定まらない場合の裁判籍所在地の指定(同規則第1条)、提供命令に基づき他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた場合の申立書の記載事項(同規則第2条)、発信者情報開示命令の申立書の写しの提出(同規則第3条)、提供命令及び消去禁止命令の申立ての方式、申立書の記載事項等(同規則第4条)、提出書類の直送(同規則第5条)、発信者情報開示命令の申立ての変更の取扱い(同規則第6条)、非訟事件手続規則の適用除外(同規則第7条)、申立ての取下げがあった場合の取扱い(同規則第8条)について定められている。

2 用語の説明

① 「発信者情報開示命令事件に関する」

「発信者情報開示命令事件に関する」とは、第17条と同様に、開示命令事件に加えて、開示命令事件に付随する事項である提供命令事件及び消去禁止命令事件をも含む趣旨である。

② 「裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める」

「裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める」とは、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所が定めることができることとしたものである。

令和3年改正法附則

第1条 施行期日

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【趣旨】

本条は、令和3年改正法の施行期日を規定するものである。

【解説】

令和3年改正法の施行に必要な総務省令及び最高裁判所規則並びに新設する開示命令事件に関する裁判手続において用いられる各種文書の様式等の検討・制定作業等が相当量発生することに加え、影響を受ける者の範囲が事業者等多岐にわたるため相当の準備期間・周知期間を必要とすることから、「公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとしたものである。

第2条 経過措置

(発信者の意見の聴取に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（次条において「新法」という。）第六条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

【趣旨】

本条は、令和3年改正法の施行に伴う経過措置について定めるものである。

【解説】

旧法下においては、開示関係役務提供者が発信者情報の開示請求を受けた場合に発信者から意見聴取をしなければならないとされていた(旧法第4条第2項)。令和3年改正法による改正により、発信者からの聴取事項として、「開示するかどうか(改正後は「開示の請求に応じるかどうか」(新法第6条第1項))」に加えて「開示に応じるべきでない場合には、その理由」が追加されたため、令和3年改正法の施行日前に開示請求が行われた場合であって、施行日時点において開示の判断がなされていないときの適用関係を明確化したものである。

ここで、令和3年改正法の施行日時点で開示に関する判断がなされていない場合において、令和3年改正法施行前に既に旧法に基づく発信者の意見聴取を完了している場合にまで再度意見聴取を要することとするのは、開示関係役務提供者に追加的な負担を強いることとなるため、施行日前に発信者の意見聴取を完了している場合は、第6条第1項の規定による発信者の意見聴取がされたものとみなすこととしている。

なお、「令和3年改正法施行前に既に旧法に基づく発信者の意見聴取を完了している場合」に該当するためには、開示関係役務提供者において、令和3年改正法の施行日時点で単に発信者に対して意見聴取のための照会文書等を送付済であるのみでは足りず、当該意見聴取に対する当該発信者からの回答が到達済であることを要する。したがって、発信者に対して意見聴取のための照会文書等を送付済であるが、まだ当該発信者からの回答が到達していない時点で改正法が施行された場合は、開示関係役務提供者は、改めて第6条第1項の規定による発信者の意見聴取をしなければならないこととなる。

第3条 検討

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、令和3年改正法の施行後の本法律に関する検討について規定するものである。

【解説】

本法律が適切に運用され、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決に資するものとなっているか、一定期間経過後に見直す旨を規定するものである。

令和3年改正法の施行後、新設された開示命令事件に関する裁判手続の利用が普及し、個人や代理人弁護士、プロバイダ等といった関係者において令和3年改正法が規定する諸制度に対する理解が進み、その利用実績が十分に蓄積されるまでに5年前後を要すると予想されることから、「5年を経過した場合において」と規定している。

(補論) プロバイダ責任制限法と非訟事件手続法の規定の適用関係について

1. 開示命令事件における非訟事件手続法の適用関係

非訟事件手続法第3条は、「非訟事件の手続については、次編から第五編まで及び他の法令に定めるもののほか、この編(筆者注第二編)の定めるところによる」旨を規定している。

この規定は、同法第3編(民事非訟事件)、第4編(公示催告事件)及び第5編(過料事件)並びに非訟事件の手続について定める他の法令が、同法第2編の規定に対する特則的規定又は補足的規定になること、すなわち、非訟事件の手続は、第2編の規定を基本にしつつ、事件類型ごとに個別にその特則的規定や補足的規定を設け、第2編とそのような個別の規定が一体となって当該事件類型の手続を構成することを前提とするものである。

開示命令事件は、「非訟事件」(非訟事件手続法第3条)に該当するところ、これを処理するための手続として、同法第2編が適用されることを前提に、本法律第8条から第18条までにおいて、その特則的規定や補足的規定を定めるものである。

ここで、開示命令事件に関する裁判手続について、非訟事件手続法第2編の規定が適用されるものと、本法律において特則的規定や補足的規定を定めるものは、具体的には、後掲3.の適用関係表に記載のとおり整理される。

2. 提供命令事件及び消去禁止命令事件における非訟事件手続法の適用関係

非訟事件手続法において「非訟事件」とは、主として非訟事件の申立てがあり、又は職権で手続が開始された非訟事件について用いられており、「非訟事件の申立て」(同法第2編第3章第1節)とは、裁判所に対して一定の内容の終局決定を求める行為をいう⁶⁴。提供命令事件及び消去禁止命令事件は、開示命令事件の手続における付随的な手続であり、その申立ては、終局決定を求めるものではないから、上記「非訟事件の申立て」ではなく、同法第2編第3章第1節の規定は、直接適用されない⁶⁵。これらの命令は、「終局決定以外の非訟事件に関する裁判」(同法第62条)にあたる⁶⁶。

終局決定に関する規律以外については、同法において、非訟事件の手続に関する規律は、付随事件について別個の規律に服させる必要がないと考えられている⁶⁷。そこで、これらの規律については、特別の定めがない限り、提供命令事件及び消去禁止命令事件についても適用されるものとして整理している。

3. 本法律と非訟事件手続法との適用関係

※ 各欄中の「○」は「非訟事件手続法第2編の規定」の欄に記載の規律が適用されること、「×」は適用されないこと、「△」は準用又は類推適用されることを、それぞれ意味する。

⁶⁴ 金子修編著「一問一答非訟事件手続法」(商事法務、2012年)16頁)。

⁶⁵ ただし、非訟事件手続法第44条については、類推適用されると解される。

⁶⁶ したがって、例えば、非訟事件手続法の終局決定に関する規定は、同法第62条第1項に規定する限りで、また、終局決定に関する不服申立ての規定は、同法第82条に規定される限りで準用されるものであり、直接適用されない。

⁶⁷ 例えば、「非訟事件の手続は、公開しない」(非訟事件手続法第30条)、「非訟事件の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する」(同法第45条第1項)などは、手続に関する一般的規律であり、終局決定以外の事件にも適用される。

非訟事件手続法	非訟事件手続法第2編の規定	プロバイダ責任制限法 (以下、「法」は新法を指す。)	
		開示命令事件	提供命令事件及び 消去禁止命令事件
第4条	裁判所は、非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に非訟事件の手続を進行しなければならない。	○	○
国際裁判管轄	定めなし。	法9に規定あり。	開示命令事件の国際裁判管轄に従う。
第5条	非訟事件は、管轄が人の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときはその居所地を管轄する裁判所の管轄に属し、日本国内に居所がないとき又は住所が知れないときはその最後の住所地を管轄する裁判所の管轄に属する。 2 非訟事件は、管轄が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないとき、又は住所が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の管轄に属する。 3 非訟事件は、管轄が外国の社団又は財団の住所地により定まる場合においては、日本における主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する裁判所の管轄に属し、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の管轄に属する。	法10に規定あり。	開示命令事件の裁判管轄に従う（法15I、16I）。
第6条	この法律の他の規定又は他の法令の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、非訟事件は、先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した裁判所が管轄する。ただし、その裁判所は、非訟事件の手続が遅滞することを避けるため必要があると認めるときその他相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。	○	開示命令事件の裁判管轄に従う（法15I、16I）。
第7条	管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。 2 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。 3 前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができない。 4 第一項又は第二項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。	○	開示命令事件の裁判管轄に従う（法15I、16I）。
第8条	この法律の他の規定又は他の法令の規定により非訟事件の管轄が定まらないときは、その非訟事件は、裁判を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。	法10IIに規定あり。	開示命令事件の裁判管轄に従う（法15I、16I）。
合意管轄	定めなし。	法10IVに規定あり。	開示命令事件の管轄に従う（法15I、16I）。
第9条	裁判所の管轄は、非訟事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で非訟事件の手続を開始した時を標準として定める。	○	× ただし、「又は裁判所が職権で非訟事件の手続を開始した時」は○であるが、申立てにより手続が開始されるため、適用される場面がない。

<p>第10条</p>	<p>民事訴訟法（平成八年法律第九号）第十六条（第二項ただし書を除く。）、第十八条、第二十一条及び第二十二条の規定は、非訟事件の移送等について準用する。</p> <p>2 非訟事件の移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p>	<p>○ ただし、民事訴訟法16Ⅱと18の準用部分は、簡易裁判所の管轄に関する規定のため、適用される場面がない。</p>	<p>開示命令事件の裁判管轄に従う（法15Ⅰ、16Ⅰ）。</p>
<p>第11条</p>	<p>裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。</p> <p>一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者（終局決定（申立てを却下する終局決定を除く。）がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。以下同じ。）であるとき、又は事件についてこれらの者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。</p> <p>二 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。</p> <p>三 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。</p> <p>四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき、又は審問を受けることとなったとき。</p> <p>五 裁判官が事件について当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき</p> <p>六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。</p> <p>2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>第12条</p>	<p>裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。</p> <p>2 当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>第13条</p>	<p>合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。</p> <p>2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体とする。</p> <p>3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。</p> <p>4 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。</p> <p>5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。</p> <p>一 非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなきとき。</p> <p>二 前条第二項の規定に違反するとき。</p> <p>三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。</p> <p>6 前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、忌避された受命裁判官等（受命裁判官、受託裁判官又は非訟事件を取り扱う地方裁判所の一人の裁判官若しくは簡易裁判所の裁判官をいう。次条第三項ただし書において同じ。）がすることができる。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

	7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかわらず、非訟事件の手続は停止しない。		
	8 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができない。		
	9 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。		
第14条	裁判所書記官の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。	○	△ 類推適用
	2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった非訟事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは、この限りでない。		
	3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等（受命裁判官又は受託裁判官にあっては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。）がすることができる。		
第15条	非訟事件の手続における専門委員の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条、第十三条第八項及び第九項並びに前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「前項において準用する前条第五項各号」とあるのは、「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。	○	○
第16条	当事者能力、非訟事件の手続における手続上の行為（以下「手続行為」という。）をすることができる能力（以下この項及び第七十四条第一項において「手続行為能力」という。）、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授權については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。	○	○
	2 被保佐人、被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が他の者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。		△ 類推適用
	3 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の授權がなければならない。		
	一 非訟事件の申立ての取下げ又は和解		
	二 終局決定に対する抗告若しくは異議又は第七十七条第二項の申立ての取下げ		
第17条	裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、非訟事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。	○	○
	2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。		
	3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。		
	4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならない。		
	5 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。		
第18条	法定代理権の消滅は、本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。	○	○

第 19 条	法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。	○	○	
第 20 条	当事者となる資格を有する者は、当事者として非訟事件の手續に参加することができる。	○	○	
	2 前項の規定による参加（次項において「当事者参加」という。）の申出は、参加の趣旨及び理由を記載した書面で行なければならない。			
	3 当事者参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。			
第 21 条	裁判を受ける者となるべき者は、非訟事件の手續に参加することができる。	○	○	
	2 裁判を受ける者となるべき者以外の者であつて、裁判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、裁判所の許可を得て、非訟事件の手續に参加することができる。			
	3 前条第二項の規定は、第一項の規定による参加の申出及び前項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。			
	4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。			
	5 第一項又は第二項の規定により非訟事件の手續に参加した者（以下「利害関係参加人」という。）は、当事者がすることができる手続行為（非訟事件の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。）をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定又は他の法令の規定によりすることができる場合に限る。			
第 22 条	法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。	○	○	
	ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。			
	2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。			
第 23 条	手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができる。	○	○	
	2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。			
	一 非訟事件の申立ての取下げ又は和解			△ 類推適用
	二 終局決定に対する抗告若しくは異議又は第七十七条第二項の申立て			
	三 前号の抗告、異議又は申立ての取下げ			
	四 代理人の選任			
	3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。			○
4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。				
第 24 条	第十八条並びに民事訴訟法第三十四条（第三項を除く。）及び第五十六条から第五十八条まで（同条第三項を除く。）の規定は、手続代理人及びその代理権について準用する。	○	○	
第 25 条	非訟事件の手續における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。	○	○	
第 26 条	非訟事件の手續の費用（以下「手続費用」という。）は、特別の定めがある場合を除き、各自の負担とする。	○	○	

	<p>2 裁判所は、事情により、この法律の他の規定（次項を除く。）又は他の法令の規定によれば当事者、利害関係参加人その他の関係人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であって次に掲げるものに負担させることができる。</p> <p>一 当事者又は利害関係参加人</p> <p>二 前号に掲げる者以外の裁判を受ける者となるべき者</p> <p>三 前号に掲げる者に準ずる者であって、その裁判により直接に利益を受けるもの</p> <p>3 前二項又は他の法令の規定によれば法務大臣又は検察官が負担すべき手続費用は、国庫の負担とする。</p>		
第 27 条	<p>事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他の非訟事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。</p>	<p>× 法 17 により適用除外</p>	<p>× 法 17 により適用除外</p>
第 28 条	<p>民事訴訟法第六十七条から第七十四条までの規定（裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについての決定に対する即時抗告に関する部分を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十条第一項若しくは第二十一条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「非訟事件手続法第二十八条第一項において準用する」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
第 29 条	<p>非訟事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。ただし、救助を求める者が不当な目的で非訟事件の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなきときは、この限りでない。</p> <p>2 民事訴訟法第八十二条第二項及び第八十三条から第八十六条まで（同法第八十三条第一項第三号を除く。）の規定は、手続上の救助について準用する。この場合において、同法第八十四条中「第八十二条第一項本文」とあるのは、「非訟事件手続法第二十九条第一項本文」と読み替えるものとする。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
第 30 条	<p>非訟事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
第 31 条	<p>裁判所書記官は、非訟事件の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
第 32 条	<p>当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（第百十二条において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定は、非訟事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。</p>	<p>法 12 に規定あり。</p>	<p>法 12 の類推適用</p>

	<p>3 裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあった場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、これを許可しなければならない。</p> <p>4 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。</p> <p>5 裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は非訟事件に関する事項の証明書については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。裁判を受ける者が当該裁判があった後に請求する場合も、同様とする。</p> <p>6 非訟事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。</p> <p>7 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p>		
	<p>8 前項の規定による即時抗告が非訟事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。</p> <p>9 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p>		
第 33 条	<p>裁判所は、的確かつ円滑な審理の実現のため、又は和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門的な知見に基づく意見を聴くために専門委員を非訟事件の手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の意見は、裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができる非訟事件の手続の期日において口頭で述べさせなければならない。</p> <p>2 裁判所は、当事者の意見を聴いて、前項の規定による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。</p> <p>3 裁判所は、必要があると認めるときは、専門委員を非訟事件の手続の期日に立ち合わせるすることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に対し直接に問いを発することを許すことができる。</p> <p>4 裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員に第一項の意見を述べさせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に対し直接に問いを発することを許すことができる。</p> <p>5 民事訴訟法第九十二条の五の規定は、第一項の規定により非訟事件の手続に関与させる専門委員の指定及び任免等について準用する。この場合において、同条第二項中「第九十二条の二」とあるのは、「非訟事件手続法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 受命裁判官又は受託裁判官が第一項の手続を行う場合には、同項から第四項までの規定及び前項において準用する民事訴訟法第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、証拠調べの期日における手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる裁判、その裁判の取消し及び専門委員の指定は、非訟事件が係属している裁判所がする。</p>	○	○
第 34 条	<p>非訟事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。</p> <p>2 非訟事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。</p>	○	○

	3 非訟事件の手續の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができる。		
	4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手續の期日及び期間について準用する。		
第 35 条	裁判所は、非訟事件の手續を併合し、又は分離することができる。	○	○
	2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。		
	3 裁判所は、当事者を異にする非訟事件について手續の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。		△ 類推適用
第 36 条	当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって非訟事件の手續を続行することができない場合には、法令により手續を続行する資格のある者は、その手續を受け継がなければならない。	○	○
	2 法令により手續を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。		
	3 第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手續を続行する資格のある者に非訟事件の手續を受け継がせることができる。		
第 37 条	非訟事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によってその手續を続行することができない場合において、法令により手續を続行する資格のある者がいないときは、当該非訟事件の申立てをすることができる者は、その手續を受け継ぐことができる。	○	△ 類推適用
	2 前項の規定による受継の申立ては、同項の事由が生じた日から一月以内にしなければならない。		
第 38 条	送達及び非訟事件の手續の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第三百十条から第三百十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。	○	○
第 39 条	裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。	○	○
	2 前項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。		
第 40 条	検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手續の期日に立ち会うことができる。	× 法 17 により適用除外	× 法 17 により適用除外
	2 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手續の期日を通知するものとする。		
第 41 条	裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより非訟事件の裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。	○	×
第 42 条	非訟事件の手續における申立てその他の申述（次項において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。	○	○
	2 前項において準用する民事訴訟法第三百十二条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、同条第五項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。		
第 43 条	非訟事件の申立ては、申立書（以下この条及び第五十七条第一項において「非訟事件の申立書」という。）を裁判所に提出してしなければならない。	○ なお、申立書の写しを送付すること	×

	<p>2 非訟事件の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 当事者及び法定代理人</p> <p>二 申立ての趣旨及び原因</p> <p>3 申立人は、二以上の事項について裁判を求める場合において、これらの事項についての非訟事件の手續が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の申立てにより求めることができる。</p> <p>4 非訟事件の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。</p> <p>5 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、非訟事件の申立書を却下しなければならない。</p> <p>6 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。</p>	<p>ができない場合について、非訟事件手續法第 43 条第 4 項から第 6 項までが準用（法 11 II）</p>	
申立書の送付等の特則	定めなし。	法 11 I に規定あり。	定めなし。
第 44 条	<p>申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができる。</p> <p>2 申立ての趣旨又は原因の変更は、非訟事件の手續の期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。</p> <p>3 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。</p> <p>4 申立ての趣旨又は原因の変更により非訟事件の手續が著しく遅滞することとなるときは、裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。</p>	○	△ 類推適用
第 45 条	<p>非訟事件の手續の期日においては、裁判長が手續を指揮する。</p> <p>2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。</p> <p>3 当事者が非訟事件の手續の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、裁判所は、その異議について裁判をする。</p>	○	○
陳述の聴取	定めなし。	法 11 III に規定あり。	定めなし。
第 46 条	<p>裁判所は、受命裁判官に非訟事件の手續の期日における手續を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第五十一条第三項の規定又は第五十三条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限る。</p> <p>2 前項の場合においては、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。</p>	○	○
第 47 条	<p>裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、非訟事件の手續の期日における手續（証拠調べを除く。）を行うことができる。</p> <p>2 非訟事件の手續の期日に出頭しないで前項の手續に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。</p>	○	○
第 48 条	非訟事件の手續の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第百五十四条の規定を、非訟事件の手續関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、利害関係参加人、代理人及び補佐人に対する措置については同法第百五十五条の規定を準用する。	○	○
第 49 条	裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない。	○	○

	2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び裁判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。		
第50条	疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならない。	○	○
第51条	裁判所は、他の地方裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を囑託することができる。 2 前項の規定による囑託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の囑託をすることができる。 3 裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。 4 前三項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。	○	○
第52条	裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による非訟事件の手續の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。	○	○
第53条	非訟事件の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第一百七十九条、第百八十二条、第百八十七条から第百八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第四項の規定を除く。）を準用する。 2 前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。 3 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁判所は、二十万円以下の過料に処する。 一 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十三条第一項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に従わないとき、又は正当な理由なく第一項において準用する同法第二百三十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提示の命令に従わないとき。 二 書証を妨げる目的で第一項において準用する民事訴訟法第二百二十条（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定により提出の義務がある文書（同法第二百三十一条に規定する文書に準ずる物件を含む。）を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。 4 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。 一 正当な理由なく第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないとき。 二 対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。 三 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による決定に正当な理由なく従わないとき、又は当該決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。 5 裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、非訟事件の手續の期日に出頭することを命ずることができる。	○	○

	6 民事訴訟法第九十二条から第九十四条までの規定は前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について、同法第二百九条第一項及び第二項の規定は出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。		
	7 この条に規定するもののほか、証拠調べにおける過料についての裁判に関しては、第五編の規定（第百十九条の規定並びに第百二十条及び第百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）を準用する。		
第54条	裁判所は、非訟事件の手続においては、決定で、裁判をする。	○	○
第55条	裁判所は、非訟事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。	○	△ 非訟事件手続法第62条第1項において準用
	2 裁判所は、非訟事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局決定をすることができる。手続の併合を命じた数個の非訟事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。		
第56条	終局決定は、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。	○	△ 非訟事件手続法第62条第1項において準用
	2 終局決定（申立てを却下する決定を除く。）は、裁判を受ける者（裁判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずる。	○	
	3 申立てを却下する終局決定は、申立人に告知することによってその効力を生ずる。		
	4 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。	×	
	5 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。		
裁判の具体的効力の定め	定めなし。	法14Vに規定あり。	定めなし。
第57条	終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、非訟事件の申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書の作成に代えることができる。	○	×
	2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		△ 非訟事件手続法第62条第1項において準用
	一 主文		
	二 理由の要旨		
	三 当事者及び法定代理人		
	四 裁判所		
第58条	終局決定に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。	○	△ 非訟事件手続法第62条第1項において準用
	2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。		
	3 更正決定に対しては、更正後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。		
	4 第一項の申立てを不合法として却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。		
	5 終局決定に対し適法な即時抗告があったときは、前二項の即時抗告は、することができない。		
第59条	裁判所は、終局決定をした後、その決定を不当と認めるときは、次に掲げる決定を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができる。	○ ただし、法14VIにおいて適用読替え。	△ 非訟事件手続法第62条第1項において準用
	一 申立てによってのみ裁判をすべき場合において申立てを却下した決定		
	二 即時抗告をすることができる決定		
	2 終局決定が確定した日から五年を経過したときは、裁判所は、前項の規定による取消し又は変更をすることができな	○	

	い。ただし、事情の変更によりその決定を不当と認めるに至ったときは、この限りでない。		
	3 裁判所は、第一項の規定により終局決定の取消し又は変更をする場合には、その決定における当事者及びその他の裁判を受ける者の陳述を聴かなければならない。		×
	4 第一項の規定による取消し又は変更の終局決定に対しては、取消し後又は変更後の決定が原決定であった場合に即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。		△ 非訟事件手続法第62条第1項において準用
第60条	民事訴訟法第二百四十七条、第二百五十六条第一項及び第二百五十八条（第二項後段を除く。）の規定は、終局決定について準用する。この場合において、同法第二百五十六条第一項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が告知を受ける者に最初に告知された日から」と読み替えるものとする。	○	△ 非訟事件手続法第62条第1項において準用
第61条	裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。	○	×
	2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。		
第62条	終局決定以外の非訟事件に関する裁判については、特別の定めがある場合を除き、第五十五条から第六十条まで（第五十七条第一項及び第五十九条第三項を除く。）の規定を準用する。	○	○
	2 非訟事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができる。		
	3 終局決定以外の非訟事件に関する裁判は、判事補が単独ですることができる。		
第63条	非訟事件の申立人は、終局決定が確定するまで、申立ての全部又は一部を取り下げることができる。この場合において、終局決定がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。	法13Iに規定あり。	法15IV、16IIに規定あり。
	2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項ただし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「非訟事件の手続の期日」と読み替えるものとする。	○	△ 類推適用
第64条	非訟事件の申立人が、連続して二回、呼出しを受けた非訟事件の手続の期日に出頭せず、又は呼出しを受けた非訟事件の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、裁判所は、申立ての取下げがあったものとみなすことができる。	○	△ 類推適用
第65条	非訟事件における和解については、民事訴訟法第八十九条、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第二百六十四条及び第二百六十五条第三項中「口頭弁論等」とあるのは、「非訟事件の手続」と読み替えるものとする。	○	△ 類推適用
	2 和解を調書に記載したときは、その記載は、確定した終局決定と同一の効力を有する。		
異議の訴え	定めなし。	法14に規定あり。	定めなし。不服申立て方法は即時抗告（法15V、16IIIに規定あり。）
第66条	終局決定により権利又は法律上保護される利益を害された者は、その決定に対し、即時抗告をすることができる。	×	×
	2 申立てを却下した終局決定に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができる。		
	3 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができない。		△

			非訟事件手続法第82条において準用
第67条	終局決定に対する即時抗告は、二週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用
	2 即時抗告の期間は、即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者である場合にあっては、裁判の告知を受けた日から進行する。		
	3 前項の期間は、即時抗告をする者が裁判の告知を受ける者でない場合にあっては、申立人（職権で開始した事件においては、裁判を受ける者）が裁判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。		
第68条	即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用
	2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		
	一 当事者及び法定代理人		
	二 原決定の表示及びその決定に対して即時抗告をする旨		
	3 即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならない。		
	4 前項の規定による終局決定に対しては、即時抗告をすることができる。		
	5 前項の即時抗告は、一週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。		
6 第四十三条第四項から第六項までの規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。			
第69条	終局決定に対する即時抗告があったときは、抗告裁判所は、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。ただし、その即時抗告が不適法であるとき、又は即時抗告に理由がないことが明らかなきときは、この限りでない。	×	×
	2 裁判長は、前項の規定により抗告状の写しを送付するための費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。		
	3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。		
第70条	抗告裁判所は、原審における当事者及びその他の裁判を受ける者（抗告人を除く。）の陳述を聴かなければ、原裁判所の終局決定を取り消すことができない。	×	×
第71条	原裁判所は、終局決定に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その決定を更正しなければならない。	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用
第72条	終局決定に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用
	2 前項ただし書の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。		
	3 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。		
第73条	終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前章の規定（第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の規定を除く。）を準用する。この場合において、第五十九条第一項第二号中「即時	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用

	<p>抗告」とあるのは、「第一審裁判所の終局決定であるとした場合に即時抗告」と読み替えるものとする。</p> <p>2 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三百九条までの規定は、終局決定に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十一条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条」とあるのは「非訟事件手続法第六十三条第二項及び第六十四条」と、同法第三百三条第五項中「第八十九条」とあるのは「非訟事件手続法第二百一一条」と読み替えるものとする。</p>		
第74条	<p>抗告裁判所の終局決定（その決定が第一審裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限る。）に対しては、次に掲げる事由を理由とするときに限り、更に即時抗告をすることができる。ただし、第五号に掲げる事由については、手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な権限を有するに至った本人、法定代理人又は手続代理人による追認があったときは、この限りでない。</p> <p>一 終局決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。</p> <p>二 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。</p> <p>三 法律により終局決定に関与することができない裁判官が終局決定に関与したこと。</p> <p>四 専属管轄に関する規定に違反したこと。</p> <p>五 法定代理権、手続代理人の代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。</p> <p>六 終局決定にこの法律又は他の法令で記載すべきものと定められた理由若しくはその要旨を付せず、又は理由若しくはその要旨に食い違いがあること。</p> <p>七 終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があること。</p> <p>2 前項の即時抗告（以下この条及び第七十七条第一項において「再抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をする。</p> <p>3 民事訴訟法第三百十四条第二項、第三百十五条、第三百十六条（第一項第一号を除く。）、第三百二十一条第一項、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十五条第一項前段、第三項後段及び第四項並びに第三百二十六条の規定は、再抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百十四条第二項中「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項」とあるのは「非訟事件手続法第六十八条第六項」と、同法第三百十六条第二項中「対しては」とあるのは「対しては、一週間の不変期間内に」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「非訟事件手続法第七十四条第二項の規定及び同条第三項において準用する第三百二十一条第一項」と、同法第三百二十五条第一項前段中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「非訟事件手続法第七十四条第一項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。</p>	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用
第75条	<p>地方裁判所及び簡易裁判所の終局決定で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の終局決定に対しては、その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができる。</p>	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用。ただし、簡易裁判所に関する部

	2 前項の抗告（以下この項及び次条において「特別抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をする。		分は適用される場面がない。
第 76 条	<p>前款の規定（第六十六条、第六十七条第一項、第六十九条第三項、第七十一条及び第七十四条の規定を除く。）は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。</p> <p>2 民事訴訟法第三百十四条第二項、第三百十五条、第三百十六条（第一項第一号を除く。）、第三百二十一条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六条並びに第三百三十六条第二項の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第三百十四条第二項中「前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項」とあるのは「非訟事件手続法第七十六条第一項において準用する同法第六十八条第六項」と、同法第三百十六条第二項中「対しては」とあるのは「対しては、一週間の不変期間内に」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「非訟事件手続法第七十五条第二項の規定及び同法第七十六条第二項において準用する第三百二十一条第一項」と、同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「非訟事件手続法第七十五条第一項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。</p>	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用。ただし、簡易裁判所に関する部分は適用される場面がない。
第 77 条	<p>高等裁判所の終局決定（再抗告及び次項の申立てについての決定を除く。）に対しては、第七十五条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が地方裁判所の決定であった場合に即時抗告をすることができるものであるときに限る。</p> <p>2 前項の高等裁判所は、同項の終局決定について、最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。</p> <p>3 前項の申立てにおいては、第七十五条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。</p> <p>4 第二項の規定による許可があった場合には、第一項の抗告（以下この条及び次条第一項において「許可抗告」という。）があったものとみなす。</p> <p>5 許可抗告が係属する抗告裁判所は、第二項の規定による許可の申立書又は同項の申立てに係る理由書に記載された許可抗告の理由についてのみ調査をする。</p> <p>6 許可抗告が係属する抗告裁判所は、終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原決定を破棄することができる。</p>	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用
第 78 条	第一款の規定（第六十六条、第六十七条第一項、第六十八条第四項及び第五項、第六十九条第三項、第七十一条並びに第七十四条の規定を除く。）は、許可抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、これらの規定中「抗告状」とあるのは「第七十七条第二項の規定による許可の申立書」と、第六十七条第二項及び第三項、第六十八条第一項、第二項第二号及び第三項、第六十九条第一項並びに第七十二条第一項本文中「即時抗告」とあり、及び第六十八条第六項中「即時抗告の提起」とあるのは「第七十七条第二項の申立て」と、第七十二条第一項ただし書並びに第七十三条第一項前段及び第二項中「即時抗告」とあるのは「許可抗告」と読み替えるものとする。	×	△ 非訟事件手続法第82条において準用

	<p>2 民事訴訟法第三百十五條及び第三百三十六條第二項の規定は前條第二項の申立てについて、同法第三百十八條第三項の規定は前條第二項の規定による許可をする場合について、同法第三百十八條第四項後段、第三百二十一條第一項、第三百二十二條、第三百二十五條第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項並びに第三百二十六條の規定は前條第二項の規定による許可があった場合について準用する。この場合において、同法第三百十八條第四項後段中「第三百二十條」とあるのは「非訟事件手続法第七十七條第五項」と、同法第三百二十二條中「前二條」とあるのは「非訟事件手続法第七十七條第五項の規定及び同法第七十八條第二項において準用する第三百二十一條第一項」と、同法第三百二十五條第一項前段及び第二項中「第三百十二條第一項又は第二項」とあるのは「非訟事件手続法第七十七條第二項」と、同條第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同條第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。</p>		
第 79 条	<p>終局決定以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。</p>	×	○ 提供命令の申立て、消去禁止命令の申立てに対する裁判について、「特別の定め」としての法14V、法15III
第 80 条	<p>受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、非訟事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が非訟事件が係属している裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限る。</p> <p>2 前項の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>3 最高裁判所又は高等裁判所に非訟事件が係属している場合における第一項の規定の適用については、同項ただし書中「非訟事件が係属している裁判所」とあるのは、「地方裁判所」とする。</p>	×	○
第 81 条	<p>終局決定以外の裁判に対する即時抗告は、一週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。</p>	×	○
第 82 条	<p>前節の規定（第六十六條第一項及び第二項、第六十七條第一項並びに第六十九條及び第七十條（これらの規定を第七十六條第一項及び第七十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。</p>	×	○
第 83 条	<p>確定した終局決定その他の裁判（事件を完結するものに限る。第五項において同じ。）に対しては、再審の申立てをすることができる。</p> <p>2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における非訟事件の手続に関する規定を準用する。</p> <p>3 民事訴訟法第四編の規定（同法第三百四十一條及び第三百四十九條の規定を除く。）は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八條第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六條第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。</p> <p>5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八條第二項の規定により終局決定その他の裁判に対する再審の申立て</p>	○	×

	を棄却する決定に対しては、当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。		
第 84 条	裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。	○	×
	2 前項の規定による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。		
	3 第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。		

※（異議の訴えの対象とはならない）開示命令の申立てを不適法として却下する旨の決定に対する不服申立ては、非訟事件手続法第 66 条から第 78 条までの規定が適用されるものである。

(参考) 渉外的法律関係における本法律の適用及び裁判管轄

(1) 総論

本法律は、私人間の権利義務関係を調整する法規であるから、プロバイダ等の所在地が海外であったり、発信者の住所地が海外であったりする等の渉外的要素を含む事案(渉外的法律関係)において、本法律の適用があるか否かや、我が国の裁判所に管轄権が認められるか否かは、準拠法及び国際裁判管轄の規律に従って決せられるべき問題である⁶⁸。

この点、我が国の場合、①準拠法の決定については、主として法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号。以下「通則法」という。)第4条以下がこれを規定している。

他方、②国際裁判管轄については、民事訴訟法(平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。)第3条の2以下がこれを規定している⁶⁹ため、これらの規定に従って解決されることとなる。そこでは、事件の性質に関係なく、(ア)人に対する訴えであれば、その住所が日本国内にあるとき、住所が日本国内にない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所が日本国内にない場合又は居所が知れない場合には最後の住所が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に管轄権が認められ(同法第3条の2第1項)、(イ)法人その他の社団又は財団に対する訴えであれば、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に管轄権が認められる(同条第3項)こととされる。

したがって、プロバイダ等を被告として提訴する場合、被告の住所地等との関係では、プロバイダ等が個人の場合には、日本国内に住所、居所又は最後の住所が存在するとき、プロバイダ等が法人の場合には、日本国内に主たる事務所若しくは営業所又は代表者その他の主たる業務担当者の住所が存在するときに、我が国の裁判所に管轄権が認められることとなる。

(2) プロバイダ等が情報を放置した場合の責任の制限(第3条第1項関係)

被害者が違法な情報を放置したプロバイダ等を提訴する場合、一般的には、不法行為責任の問題となると考えられる。そこで、不法行為に関する訴えの準拠法及び国際裁判管轄について検討する。

① 準拠法

不法行為によって生ずる債権の成立及び効力については、原則として結果発生地の法を準拠法とし(通則法第17条)、名誉又は信用を毀損する不法行為によって生じる債権の成立及び効力については、被害者の常居所地法を準拠法とする(同法第19条)。また、これらの規定により外国法が準拠法となる場合には、準拠法である外国法と日本法を累積的に適用し、いずれの法律によっても不法行為が成立する場合にのみ不法行為の成立が認められる(同法第22条)。

この点、第3条第1項は、不法行為責任の成立を同項所定の場合に制限するものである。そこで、不法行為に基づく損害賠償請求について、日本法の適用が認められるときには、原則として、同項の適用があるものと考えられる。

⁶⁸ 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については第10条において国際裁判管轄の規律が設けられている。当該規律の解説は第10条の該当箇所に譲ることとし、ここでは同事件に関する裁判手続を除いた国際裁判管轄について言及するものとする。

⁶⁹ 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律(平成23年法律第36号)により、従来、判例及び条理により判断されていた国際裁判管轄につき、民訴法に明記された(平成24年4月1日施行)。

② 国際裁判管轄

不法行為に関する訴えの国際裁判管轄については、(1)②の民訴法第3条の2の規定が適用されるほか、同法第3条の3第8号の規定も適用される。同規定によれば、不法行為があった地が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に管轄権が認められる。不法行為地とは、不法行為の客観的要件の発生した地を指し、加害行為が行われた地(加害行為地)、結果が発生した地(結果発生地)のいずれもが不法行為地であり、これらが異なるときは、いずれも不法行為地となる。

したがって、不法行為地との関係では、プロバイダ等が作為義務を怠った国が加害行為地であるから、当該違法な情報を削除する操作を日本国内から行い得たときには我が国の裁判所に管轄権が認められると解されるが、通常は当該加害行為地とプロバイダ等の住所地等とが一致する場合が多いと考えられる。他方、違法な情報が放置されたことによる被害が生じた国が結果発生地となるから、違法な情報が放置されたことによる被害が日本国内で生じたと認められる場合には、我が国の裁判所に管轄権が認められることとなる。

(3) プロバイダ等が情報を削除した場合の責任の制限(第3条第2項関係)

発信者が自己の情報を削除したプロバイダ等を提訴する場合、当該プロバイダ等と契約関係にある場合には、通常、契約責任の問題となり、当該プロバイダ等と契約関係がない場合には不法行為責任の問題となると考えられる。そこで、それぞれの場合の準拠法及び国際裁判管轄について検討する。

A 契約責任が問題となる場合

① 準拠法

契約の準拠法については、当事者が当該契約の当時に選択した地の法が準拠法となり(当事者自治の原則。通則法第7条)、当事者が準拠法を選択していない場合には、原則として最密接関係地法が準拠法となる(同法第8条)。

したがって、契約上の責任追及をする場合については、プロバイダ等との契約で日本法を準拠法とする旨合意されている場合、又は契約に規定がなく、最密接関係地が日本と認められる場合に、日本法の適用があると考えられる。ただし、当該契約がいわゆる「消費者契約」(消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。))と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人)との間で締結される契約)に該当する場合には、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該強行規定も適用される(同法第11条第1項)。また、消費者及び事業者との間で準拠法を選択しなかったときは、準拠法は消費者の常居所地法となる(同条第2項)。

② 国際裁判管轄

ア 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、(1)②の民訴法第3条の2の規定が適用されるほか、同法第3条の3第1号の規定も適用される。同規定によれば、(ア)契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は(イ)契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に管轄権が認められる。また、プロバイダ等との契約が消費者契約に該当する場合には、消費者から事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に管轄権が認められる(同法第3条の4第1項)。

したがって、発信者が自己の情報を削除したプロバイダ等を提訴する場合、プロバイ

ダ等と発信者との契約において当該債務の履行地が日本国内にあると合意された場合、契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にある場合、又はプロバイダ等と発信者との契約が消費者契約に該当し、消費者である発信者が事業者に対して訴えを提起する場合で、訴えの提起時若しくは契約締結時における発信者の住所が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に管轄権が認められることとなる。

イ また、プロバイダ等との間で、日本の裁判所において訴えを提起することができる旨書面で合意した場合は、当該合意が有効である以上、我が国の裁判所に管轄権が認められる(同法第3条の7第1項及び第2項)。ただし、当該合意が将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とするものである場合は、効力が制限されるため、注意を要する(同条第5項)。

B 不法行為責任が問題となる場合

① 準拠法

第3条第2項は、不法行為に基づく損害賠償請求についても、一定の場合に免責を認めるものである。そこで、不法行為に基づく損害賠償請求について、(2)①の考え方に従って通則法により日本法の適用が認められるときには、原則として、同項の適用があるものと考えられる。

② 国際裁判管轄

発信者が自己の情報を削除したプロバイダ等を提訴する場合、民訴法第3条の2の規定が適用されるほか、プロバイダ等が削除行為を行った国が加害行為地であるから、当該情報を削除する操作を日本国内から行ったときには我が国の裁判所に管轄権が認められると解される。通常は当該加害行為地とプロバイダ等の住所地等とが一致するケースが多いと考えられる。他方、当該情報が削除されたことによる被害が生じた国が結果発生地となるから、当該情報が削除されたことによる被害が日本国内で生じたと認められる場合は、我が国の裁判所に管轄権が認められる。

(4) 発信者情報開示請求権(第5条関係)

① 準拠法

発信者情報開示請求権は、情報の流通による権利侵害の発生を原因として一定の者の間に法律上当然に発生することが認められる性質の債権であると考えられ⁷⁰、(2)①の考え方に従って日本法の適用が認められるときには、発信者情報開示請求権に関する第5条第1項の適用があるものと解される。

② 国際裁判管轄

発信者情報開示請求に関する訴えは、我が国の民訴法上は財産権上の訴えにも不法行為に関する訴えにも該当しないものと解されるため、(1)②の民訴法第3条の2の規定のほか、訴えの種類・性質等に照らして直ちに管轄原因が付加されることはない。しかしながら、(ア)プロバイダ等が日本国内に事務所又は営業所を置いており、発信者情報開示請求に係る業務がその事務所又は営業所における業務に該当する場合、(イ)プロバイダ等が日本国内において継続的な事業を行っている場合には、我が国の裁判所に管轄権が認められる(同法第3条の3第4号及び第5号)⁷¹。

⁷⁰ 令和3年改正により創設された特定発信者情報開示請求権も、同様の性質の債権であると考えられる。

⁷¹ なお、民訴法第3条の3第4号及び第5号については、発信者情報開示請求に関する事例のみならず、送信防止措置に関する事例においても、その要件を満たすのであれば、適用されるものと解される。

第3 プロバイダ責任制限法施行規則の逐条解説

本則

第1条 用語

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

【趣旨】

- 本条は、本施行規則において使用する用語は本法律において使用する用語の例による旨を定めるものである。

【解説】

- 本条により、本施行規則において用いられる「特定電気通信」、「発信者」及び「発信者情報」等の用語は、本法律において定義された語義と同一の語義を意味するものであることを明確化している。

第2条 発信者情報

(発信者情報)

第二条 法第二条第六号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。

- 一 ①発信者②その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称
- 二 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の①住所
- 三 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の②電話番号
- 四 発信者①その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の②電子メールアドレス（③電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
- 五 ①侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス（②電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。以下この条において同じ。）及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号（③インターネットに接続された電気通信設備（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この条において同じ。）において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。第九号において同じ。）
- 六 侵害情報の送信に係る移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条において同じ。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（④移動端末設備からのインターネット接続サービス（②利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（同法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうち、その一端がブラウザを搭載した移動端末設備と接続されるもの及び③当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。次号において同じ。）の④利用者をインターネットにおいて識別するために、⑤当該サービスを提供する電気通信事業者（同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。次号において同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、⑥電気通信（同条第一号に規定する電気通信をいう。第五条において同じ。）により送信されるものをいう。以下この条において同じ。）
- 七 侵害情報の送信に係る①SIM識別番号（②移動端末設備からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）（移動端末設備に取り付けられ、又は組み込まれて用いられるものに限る。）を識別するために割り当てられる番号をいう。以下この条において同じ。）
- 八 ①第五号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、②第六号の移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設

備又は③前号のSIM識別番号に係る移動端末設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

九 ①専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号

十 専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号

十一 専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号

十二 専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号（①特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号に規定する電子メールのうち、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令第二号に規定する通信方式を用いるものの②利用者を識別するための番号その他の符号として用いられたものをいう。次号において同じ。）

十三 ①第九号の専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、②第十号の専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備、③第十一号の専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号に係る移動端末設備又は④前号の専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号に係る移動端末設備から開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻

十四 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号（①開示関係役務提供者と当該開示関係役務提供者と電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供に関する協定又は契約を締結している他の開示関係役務提供者との間で、②インターネット接続サービスの利用者又は当該利用者が使用する電気通信回線を識別するために用いられる文字、番号、記号その他の符号をいう。）

【趣旨】

本条は、本法律第2条第6号の規定に基づき、開示の対象となる「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるもの」（発信者情報）を規定するものである。

まず、第1号から第8号まで及び第14号において「特定発信者情報以外の発信者情報」（本法律第5条第1項柱書）を限定列挙しており、具体的には、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称（第1号）、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所（第2号）、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号（第3号）、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（第4号）、侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号（第5号）、侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（第6号）、侵害情報の送信に係るSIM識別番号（第7号）、第5号から第7号までに係る開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（第8号）並びに発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号（第14号）が定められている。

さらに、第9号から第13号までにおいて「特定発信者情報」（法第5条第1項柱書）を限定列挙しており、具体的には、専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号（第9号）、専ら侵害関連通信に係る移動端末

設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号(第10号)、専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号(第11号)、専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号(第12号)及び第9号から第12号までに係る開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が送信された年月日及び時刻(いわゆるタイムスタンプ)(第13号)が定められている。

発信者情報のうち発信者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、発信者を直接特定する情報である。他方、それ以外の情報は、発信者を特定するための手掛かりとなる情報である。

開示関係役務提供者が、発信者の氏名又は名称及び住所を保有している場合には、それが開示されれば請求者の目的が十分達成されると考えられるものであり、発信者を特定するための手掛かりとなる情報をあわせて開示することは、被害者に開示を受けるべき正当な理由がある例外的なときを除き、一般的には必要性が認められないものと考えられる。

なお、本条は、本法律及び次条と同様に、これらの発信者情報の送信や保存を開示関係役務提供者に義務付けるものではない。

【解説】

1. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称(第1号)

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称」を定めるものである。

〔用語の説明〕

① 「発信者」

「発信者」は、本法律第2条第4号で定義されている。すなわち、特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。

② 「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者」

「侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る」は、第1号から第4号まで及び第14号において用いられている。「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者」としては、発信者が自己の所属する企業、大学の通信端末を用いて侵害情報を発信し、又は侵害関連通信を行った場合における当該企業、大学や、発信者が自宅の通信端末を用いて侵害情報を発信し、又は侵害関連通信を行った場合における当該通信端末の通信契約を締結した当該発信者の家族等が想定される。

2. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所(第2号)

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所」を定めるものである。

〔用語の説明〕

① 「住所」

「住所」とは、一般に、各人の生活の本拠のことをいう。

なお、本法律又は本施行規則は、「住所」が、真に発信者やその他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の生活の本拠であるか等、本施行規則に掲げる情報の真偽の確認を開示関係役務提供者に義務付けるものではない。

3. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号（第3号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号」を定めるものである。

〔用語の説明〕

① 「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者」

用語の趣旨については第1号の解説を参照。

なお、旧省令においては「発信者の電話番号」（旧省令第3号）と規定していたところであるが、「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号」についても、当該電話番号に連絡する等により発信者の特定に資すると考えられるため、本号による開示の対象としている。

② 「電話番号」

本号における電話番号は、開示関係役務提供者が契約者情報又は登録者情報として保有する電話番号を開示対象として定めるものである。

プロバイダ等がアカウント認証時の認証コードの送信等をショートメッセージサービス⁷²（以下「SMS」という。）によって行う場合に、契約者情報又は登録者情報として登録された電話番号を SMS 通信におけるメールアドレスとして用いることがある。このように、契約者情報としてプロバイダが保有している電話番号がアカウント認証時に SMS 通信におけるメールアドレスとして用いられた場合、SMS 通信に係る通信記録に含まれる電話番号については「専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号」（第12号）として開示の対象となり、契約者情報又は登録者情報として保有している電話番号については本号の電話番号として開示の対象となる。

4. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（第4号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス」を定めるものである。

⁷² ショートメッセージサービスとは、携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号により送受信するものである。

〔用語の説明〕

① 「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者」

用語の趣旨については第1号の解説を参照。

なお、旧省令においては「発信者の電子メールアドレス」(旧省令第4号)と規定していたところであるが、「その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス」についても、当該電子メールアドレスに連絡する等により発信者の特定に資すると考えられるため、本号による開示の対象としている。

② 「電子メールアドレス」

本号では、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレスを開示の対象としている。

③ 「電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールのうち、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令(平成二十一年総務省令第八十五号)第一号に規定する通信方法を用いるものをいう。第六条第一項第一号において同じ。)の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう」

「電子メール」は、第4号、第12号及び第6条において用いられている。特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。)における「電子メール」の定義を引用する形で、「電子メールアドレス」を規定している。

具体的には、本号においては、電子メールアドレスを、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令(平成21年総務省令第85号。以下「特定電子メール法通信方式省令」という。)第1号に規定するシンプルメールトランスファープロトコル⁷³を用いる電子メールの利用者を識別するための符号」として規定している。これにより、「SMS(特定電子メール法通信方式省令第2号に規定する通信方式)において電子メールアドレスとして用いられる電話番号」は、本号には該当しないこととなり、第12号の「専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号」に該当するものとして開示対象となる。

また、「識別する」とは、第4号から第7号まで、第12号及び第14号において用いられている。いずれも、あるものとそれ以外のものを見分けることを意味し、機械によるものであると人によるものであるとを問わない。

5. 侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号(第5号)

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス⁷⁴」及び「当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号」を定めるものである。

⁷³ シンプルメールトランスファープロトコル(Simple Mail Transfer Protocol : SMTP)とは、インターネットにおける電子メールで用いられる通信方式であり、事実上の標準となっているものである。

⁷⁴ Internet Protocol Address の略であり、電気通信事業法第164条第2項第3号において定義されている。これまで広く用いられていたのは、IPv4のアドレスであるが、割当て可能なアドレスが枯渇したため、現在は、IPv6のアドレスも用いられるようになっている。

不特定の者が利用できる SNS や電子掲示板の場合、その運営者や管理者は、発信者の氏名、住所等を保有していないが、アイ・ピー・アドレスであれば記録していることがある。アイ・ピー・アドレスは、インターネットで通信を行う場合に必要不可欠なものであり、情報の送信に用いられた電気通信設備を正確に識別することができること、それにより発信者の特定が可能な場合があること、それ自体が秘匿性の高い情報とまではいえないこと等から、開示の対象とされたものである。

アイ・ピー・アドレスには、それ自体の開示を受けることにより発信者を特定することができるものと、そのアイ・ピー・アドレス等を用いて、さらに他の開示関係役務提供者に開示請求することにより、発信者を特定することができるものがある⁷⁵。すなわち、発信者がネットワーク情報⁷⁶にアイ・ピー・アドレスの割当てを受けた者として情報を登録している場合等には、当該情報により、被害者自身でアイ・ピー・アドレスから発信者を特定することができる。それに対して、発信者が、ネットワーク情報に自己の情報を登録していない場合等には、発信者による投稿等が行われた SNS の運営者等から開示を受けたアイ・ピー・アドレス等を手掛かりに、発信者が SNS に情報を記録等する通信を媒介した経由プロバイダ等に対して、さらに発信者情報の開示を請求することにより発信者を特定することとなる⁷⁷。

また、経由プロバイダが発信者を特定するために、アイ・ピー・アドレスのほかに、タイムスタンプが必要な場合と必要な場合がある。すなわち、経由プロバイダが、その利用者に、あるアイ・ピー・アドレスを固定的に割り当てている場合(そのようにして割り当てられたアイ・ピー・アドレスを「固定アイ・ピー・アドレス」という。)には、経由プロバイダは、タイムスタンプを確認することなく、当該固定アイ・ピー・アドレスの割り当てられた契約者を特定することが可能である。それに対して、経由プロバイダが、インターネットへの接続の都度、利用者にアイ・ピー・アドレスを割り当てている場合(通常、接続の都度異なるアイ・ピー・アドレスが割り当てられる。そのようにして割り当てられたアイ・ピー・アドレスを「動的アイ・ピー・アドレス」という。)等では、経由プロバイダは、当該動的アイ・ピー・アドレスの割り当てられた契約者を特定するために、アイ・ピー・アドレスとタイムスタンプを併せて確認することが必要となる。

さらに、経由プロバイダが発信者を特定するために、アイ・ピー・アドレスに加えてポート番号が必要な場合もある。経由プロバイダが、複数の利用者に同一のアイ・ピー・アドレスを共有させるためにポート番号を用いて個々の利用者を識別する仕組みをとっている場合には、特定の通信を行った契約者を特定するために、アイ・ピー・アドレスとポート番号を併せて確認することが必要となる。

⁷⁵ いずれであっても、アイ・ピー・アドレスの開示を受けたとしても、結果として発信者を特定できない場合もある。

⁷⁶ 我が国に割り当てられたアイ・ピー・アドレスであれば、(一社)日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)への申請手続等により JPNIC データベースに登録され、公開・開示される情報を指す。

⁷⁷ その場合には、通常、①まず、SNS の運営者等から侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス等の開示を受けたうえで、②当該アイ・ピー・アドレスを契約者に割り当てたプロバイダを JPNIC データベース等で確認し、③当該プロバイダから発信者の氏名や住所等の開示を受けることで、発信者を特定することとなる。

〔用語の説明〕

① 「侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス」

「侵害情報」は、本法律第2条第5号で規定されている。すなわち、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報をいう。

「侵害情報の送信に係る」とは、第5号から第7号までにおいて用いられている。「侵害情報の送信に係る」情報に該当するには、いずれも各号に掲げる情報が、単に侵害情報と何らかの関係があることのみならず、侵害投稿通信を構成していることを意味するものである。

なお、本号に関しては、規定上の文言を従前の「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス」(旧省令第5号)から変更している。

これは、令和3年改正法により「侵害関連通信」(本法律第5条第3項。侵害情報の発信者が侵害投稿通信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの)及び「特定発信者情報」(本法律第5条第1項。発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの)との概念が新たに定められ、本施行規則において特定発信者情報に該当する情報として「専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号」(第9号)を定めたことに伴い、同号で規定するアイ・ピー・アドレスと本号で規定するアイ・ピー・アドレスとの性質上の違いを明確化するために、旧省令第5号の「侵害情報に係る」との文言から変更したものである。

「アイ・ピー・アドレス」には、特定電気通信設備に対して侵害情報を送信した電気通信設備に割り当てられたアイ・ピー・アドレス(いわゆる「接続元アイ・ピー・アドレス」)及び侵害情報の送信の相手方となった特定電気通信設備に割り当てられたアイ・ピー・アドレス(いわゆる「接続先アイ・ピー・アドレス」)のいずれもが含まれ、本号に規定する発信者情報に該当するものとして開示の対象となる。発信者の特定に当たっては、通常、接続元アイ・ピー・アドレスが用いられるが、経由プロバイダが発信者を特定するために、接続元アイ・ピー・アドレスに加えて接続先アイ・ピー・アドレスが必要な場合もある。現在でも、経由プロバイダが、複数の利用者に同一のアイ・ピー・アドレスを共有させるために接続先アイ・ピー・アドレスを用いて個々の利用者を識別する場合があるが、こうした場合には特定の通信を行った契約者を特定するために、接続元アイ・ピー・アドレスと接続先アイ・ピー・アドレスをあわせて確認することとなる。

② 「電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレス」

電気通信事業法第164条第2項第3号において、アイ・ピー・アドレスは、「インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう」と定義されている。これを受けた電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第59条の2第3項では、アイ・ピー・アドレスに該当する電気通信番号として、「数字及びドットの記号の組合せであつて、三十二ビットの値を表すもの」又は「数字

(数字に代わって用いられる文字を含む。)及びコロンの記号の組合せであつて、百二十八ビットの値を表すもの」の2つを定めている。

③ 「インターネットに接続された電気通信設備」

「接続された」とは、何かにつながられたことを意味し、「インターネットに接続された電気通信設備」とは、インターネットにつながれ通信を行うことが可能な電気通信設備をいう。具体的には、インターネットに接続されたコンピュータ(パソコンや携帯電話端末等も含まれる。)が該当する。

6. 侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号(第6号)

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号」を定めるものである。

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、携帯電話事業者がその利用者に割り当てているものであり、利用者による電子掲示板への書込みやインターネット上の有料情報サービスの利用等の際に送信されることがあり、これにより、電子掲示板の管理者等は移動端末設備からのインターネット接続サービスの利用者から個人情報等を直接取得したり、ID・パスワードを入力させたりすること等なく、その利用者を識別することが可能となっている。

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、通常、発信者による書込み等が行われた電子掲示板の管理者等から開示を受けた当該情報等を手掛かりに、書込み等を行った通信を媒介した携帯電話事業者に対して、さらに発信者情報の開示を請求することにより発信者を特定することができるものである。

また、携帯電話事業者によっては、移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号があれば、タイムスタンプを確認することなく、発信者を特定することができる場合がある。

〔用語の説明〕

① 「移動端末設備からのインターネット接続サービス」

「移動端末設備からのインターネット接続サービス」とは、ブラウザを搭載した移動端末設備(携帯電話端末やタブレット端末等)と無線により接続されるいわゆる基地局と、ブラウザを搭載した移動端末設備のブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務である。

なお、旧省令においては、「携帯電話端末等(携帯電話端末又はPHS端末)からのインターネット接続サービス」(旧省令第6号)と規定していたところであるが、近年では、携帯電話事業者が提供するインターネット接続サービスの回線容量の増大等に伴い、携帯電話端末等のみならず、タブレット端末等から当該サービスを利用するケースも一般化しているところである。ここで、タブレット端末等から行われたSNS等への投稿等と携帯電話端末等から行われた投稿等を比較した場合に、前者よりも後者の方がより正確に発信者を特定することができる等の特段の事情もないことから、本号においては、「携帯電話端末等」ではなく「移動端末設備からのインターネット接続サービス」と定義することにより、タブレット端末等からのインターネット接続サービスの利用に係る利用者識別符号(本号)及びSIM識別番号(第7号)についても、その開示を請求することができることとしている。

② 「利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備……のうちその一端がブラウザを搭載した移動端末設備と接続されるもの」

「移動端末設備からのインターネット接続サービス」におけるブラウザを搭載した移動端末設備と無線により接続されるいわゆる基地局のことである。

③ 「当該ブラウザ」

「移動端末設備からのインターネット接続サービス」におけるブラウザ(インターネット上のウェブページを閲覧等するためのソフトウェアをいう。)を搭載した移動端末設備のブラウザのことである。

④ 「利用者をインターネットにおいて識別するために」

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、移動端末設備からのインターネット接続サービスの利用者をインターネットにおいて識別するためのものである。

なお、移動端末設備の製造番号⁷⁸は移動端末設備自体を識別するための番号であることから、MAC アドレス⁷⁹はネットワーク機器自体を識別するための番号であることから、いずれも「利用者をインターネットにおいて識別するため」のものではなく、本号に該当しない。

⑤ 「当該サービスを提供する電気通信事業者……により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号」

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、携帯電話事業者により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号である。

携帯電話事業者以外の者が割り当てた符号等は、移動端末設備からのインターネット接続サービスを利用した発信者を正確に特定し得るものではなく、本号にも含まれない。例えば、クレジットカード会社が割り当てるクレジットカード番号や、製造メーカーが割り当てる携帯電話端末の製造番号や MAC アドレス等は、「当該サービスを提供する電気通信事業者により割り当てられる」ものではなく、本号に該当しない。

⑥ 「電気通信……により送信されるもの」

移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号は、電気通信により送信されるものである。

電気通信により送信されない情報については、本号には含まれない。例えば、携帯電話事業者がその内部において利用者を管理するために割り当てる符号等は、「電気通信により送信されるもの」ではなく、本号に該当しない。

7. 侵害情報の送信に係る SIM 識別番号 (第7号)

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「侵害情報の送信に係る^{シム}SIM識別番号」を定めるものである。

⁷⁸ IMEI (International Mobile Equipment Identity) や、MEID (Mobile Equipment Identifier) をいう。

⁷⁹ Media Access Control Address の略。物理アドレスともいう。

SIM 識別番号は、SIM カード⁸⁰又は移動端末設備に組み込まれたチップ型の SIM(以下「SIM カード等」という。)を識別するための番号⁸¹であり、一部の携帯電話事業者のものについては、利用者による電子掲示板への書込み等の際に、移動端末設備からのインターネット接続サービスにより送信することが可能であることから、インターネットにおいて利用者の識別に用いられることがある。

SIM カード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものは、発信者による書込み等が行われた電子掲示板の管理者等から開示を受けた当該情報等を手掛かりに、書込み等を行った通信を媒介した携帯電話事業者や PHS 事業者に対して、さらに発信者情報の開示を請求することにより発信者を特定することができるものである。

また、MVNO が発信者を特定するために、SIM 識別番号のほかに、タイムスタンプが不要な場合と必要な場合がある。すなわち、MNO から開示を受けた SIM 識別番号が識別する SIM カード等やそのような SIM カード等が取り付けられ、又は組み込まれた移動端末設備が他人に譲渡されたことがない場合には、携帯電話事業者は、タイムスタンプを確認することなく、当該 SIM 識別番号と紐づく契約者を特定することが可能である。それに対して、MNO 等から開示を受けた SIM 識別番号が識別する SIM カード等やそのような SIM カード等が取り付けられ、又は組み込まれた移動端末設備が他人に譲渡されたことがある場合等には、当該 SIM 識別番号と紐づく契約者が譲渡等の前後により異なるため、MVNO 等は、当該 SIM 識別番号と紐づく契約者を特定するために、SIM 識別番号とタイムスタンプを併せて確認することが必要となる。

〔用語の説明〕

① 「SIM 識別番号」

SIM カード等には、それぞれ固有の番号が割り当てられており、その番号が電磁的に記録されている。そのような番号を「SIM 識別番号」という。

「侵害情報の送信に係る」ものとする限定を付していることから、プロバイダ等が、開示請求の対象となった SIM 識別番号に係る移動端末設備から当該開示請求に係る侵害情報の送信が行われたことについて、当該 SIM 識別番号と当該送信に係る IP アドレス及びタイムスタンプ等とを紐付けること等により確認できた場合に、当該 SIM 識別番号が開示されることとなる。

② 「移動端末設備からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)(移動端末設備に取り付けられ、又は組み込まれて用いられるものに限る。)」

「移動端末設備からのインターネット接続サービス」は、第6号で規定されている。すなわち、移動端末設備(携帯電話端末やタブレット端末等)と無線により接続されるいわゆる基

⁸⁰ Subscriber Identity Module Card の略。

⁸¹ ICCID(Integrated Circuit Card Identifier) のことである。

地局と、ブラウザを搭載した移動端末設備のブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務である。

「移動端末設備からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)(移動端末設備に取り付けられ、又は組み込まれて用いられるものに限る。))とは、いわゆる SIM カード及び携帯電話端末に組み込まれたチップ型の SIM のことである⁸²。これらには、携帯電話端末からのインターネット接続サービスの契約者を特定するための情報(IMSIS⁸³)が電磁的に記録されている。

なお、旧省令においては「携帯電話端末等に取り付けて用いるものに限る」(第6号)との限定を付していたが、近年、物理的に取り付けられた SIM カードではなく、あらかじめ移動端末設備に組み込まれたチップ型の SIM を用いる形態(いわゆる eSIM⁸⁴)の移動端末設備が増加しつつあることを踏まえ、本号においては「取り付けられ、又は組み込まれて用いられるもの」と改めている。

以上により、本号にいう「電磁的記録媒体」とは、SIM カードを用いる形態の移動端末設備においては当該移動端末設備に取り付けて用いられる SIM カードが、eSIM を用いる形態の移動端末設備においては当該移動端末設備に組み込まれたチップ型の SIM が、それぞれ該当することとなる。

8. 侵害情報が送信された年月日及び時刻(第8号)

本号は、開示の対象となる発信者情報として、いわゆるタイムスタンプを定めるものである。

前述のとおり、アイ・ピー・アドレスには、動的アイ・ピー・アドレスの場合等、それだけでは発信者を特定することができず、タイムスタンプとあわせてさらに経由プロバイダ等⁸²に開示請求を行うことで、発信者の特定に資するものがある。このため、発信者情報として、第5号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備から「開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻」を規定しているものである。

また、SIM 識別番号については、SIM カード等や、SIM カード等が取り付けられ、又は組み込まれた移動端末設備が他人に譲渡されたことがある場合等には、それだけでは発信者を特定することができず、タイムスタンプとあわせてさらに携帯電話事業者に開示請求を行うことで、発信者の特定に資するものがある。このため、発信者情報として、前号の

⁸² W-CDMA に利用するものを USIM 又は UIM といい、CDMA2000 に利用するものを RUIM というが、特にそれらを区別することなく SIM カードとして、それらをいずれも含むものである。

⁸³ International Mobile Subscriber Identity の略。IMSI は、携帯電話事業者のデータベースにおいて契約者情報と紐づけられているため、契約者を特定することが可能となっている。なお、本号は SIM 識別番号を開示の対象として定めており、IMSI 自体はこれに該当しない。

⁸⁴ Embedded SIM の略。携帯電話端末に組み込まれたチップ型の SIM の中に保存されている IMSI をネットワーク経由で書き換える仕組みであり、1つの SIM の中に複数の IMSI を保存することも可能である。eSIM を用いる形態の携帯電話端末は、SIM カードを物理的に取り替えることなく、ソフトウェアの制御により、場所や用途に応じて異なる事業者が提供する携帯電話回線を使い分けるといった、より利便性が高い使い方が可能となる。

SIM 識別番号に係る移動端末設備から「開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻」を規定しているものである。

さらに、第6号の移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号についても、発信者情報として、「開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻」を規定しているものである。

〔用語の説明〕

① 「第五号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備」

第5号に規定するアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻を規定している。

② 「第六号の移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別番号に係る移動端末設備」

第5号に規定する移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別番号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻を規定している。

③ 「前号の SIM 識別番号に係る移動端末設備」

第7号に規定する SIM 識別番号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻を規定している。

9. 専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号（第9号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、「専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス」及び「当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号」を定めるものである。

〔用語の説明〕

① 「専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス」

「専ら侵害関連通信に係る」は、第9号から第12号までにおいて用いられている。いずれも各号に掲げる情報が、侵害関連通信を構成する情報であり、専ら侵害関連通信に係るもの以外の発信者情報（契約者情報又は登録者情報として保有される発信者情報（第2条第1号から第4号まで、及び第14号に掲げる情報）及び侵害投稿通信のアクセスログである発信者情報（第2条第5号から第8号までに掲げる情報））に該当しないものであることを意味するものである。

「アイ・ピー・アドレス」には、侵害関連通信を行った電気通信設備に割り当てられたアイ・ピー・アドレス（いわゆる「接続元アイ・ピー・アドレス」）及び侵害関連通信の相手方となった電気通信設備に割り当てられたアイ・ピー・アドレス（いわゆる「接続先アイ・ピー・アドレス」）のいずれもが含まれ、本号に規定する発信者情報に該当するものとして開示の対象となる。

10. 専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用

者識別符号（第 10 号）

本号は、開示の対象となる特定発信者情報として、「専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号」を定めるものである。

11. 専ら侵害関連通信に係る SIM 識別番号（11 号）

本号は、開示の対象となる特定発信者情報として、「専ら侵害関連通信に係る SIM 識別番号」を定めるものである。

12. 専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号（第 12 号）

○ 本号は、開示の対象となる特定発信者情報として、「専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号」を定めるものである。

「専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号」は、SMS 認証のための SMS 通信に用いられた電話番号を指している。すなわち、SMS 認証に当たっては、一般的に、i ユーザから SNS の運営者等に対してアカウント認証のリクエストの通信が行われた後、ii SNS の運営者等からユーザに対して SMS による認証コード又は認証用の URL の送信等が行われ、iii ユーザが当該認証コードを SNS 等におけるログイン画面に入力し、又は当該認証用の URL にアクセスすること等により認証を行う方法が用いられているところ、SNS の運営者等からユーザに対する認証コード又は認証用の URL の送信の際にメールアドレスとして用いられた電話番号が「専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号」に該当する。

上記のような SMS 認証の仕組みにおいて、ユーザから SNS の運営者等に対する通信であって侵害関連通信に該当するものを媒介した経由プロバイダと、SNS の運営者等からユーザに対する SMS による認証コード又は認証用 URL の送信を媒介した経由プロバイダとが一致する場合には、当該経由プロバイダにおいて本号に掲げる情報を発信者の特定に用いることが可能であると考えられ、発信者の特定に資するものであるといえることから、発信者情報として規定しているものである。

なお、プロバイダ等がアカウント認証時の認証コードの送信又は認証用 URL の送信等を SMS によって行う場合に、契約者情報又は登録者情報として登録された電話番号を用いたときの本号及び第 3 号の適用関係については第 3 号の解説を参照。

〔用語の説明〕

① 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号に規定する電子メールのうち、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令第 2 号に規定する通信方式を用いるもの」

特定電子メール法第 2 条第 1 号に規定する電子メールのうち、特定電子メール法通信方式省令第 2 号第 2 号に規定する通信方式 (SMS) を用いるものを意味する。

② 「利用者を識別するための番号その他の符号として用いられたもの」

特定発信者情報とは、発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいい(第 5 条第 1 項柱書)、それ以外の発信者情報(契約者情報又は登録者情報として保有される発信者情報及び侵害投稿通信に係る発信者情報)には該当しないものであり、かつ、現に行われた侵害関連通信に用いられた情報である必要があるため、「利用者を識別するための符号として用いられた」とされている。

13. 侵害関連通信が行われた年月日及び時刻（第 13 号）

本号は、開示の対象となる特定発信者情報として、いわゆるタイムスタンプを定めるものである。

第8号と同様に、動的アイ・ピー・アドレスの場合等、それだけでは発信者を特定することができず、タイムスタンプとあわせてさらに経由プロバイダ等を開示請求を行うことで発信者の特定に資するものがあることから、特定発信者情報として、第9号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備から「開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻」を規定しているものである。

また、SIM 識別番号についても、第8号と同様に、SIM カード等や、SIM カード等が取り付けられ、又は組み込まれた移動端末設備が他人に譲渡されたことがある場合等には、それだけでは発信者を特定することができず、タイムスタンプとあわせてさらに携帯電話事業者を開示請求を行うことで、発信者の特定に資するものがあることから、特定発信者情報として、SIM 識別番号に係る移動端末設備から「開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻」を規定しているものである。

さらに、移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号及び SMS 電話番号についても、特定発信者情報として、「開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻」を規定しているものである。

〔用語の説明〕

① 「第九号の専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備」

第9号に規定するアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻を規定している。

② 「第十号の専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備」

第 10 号に規定する移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が送信された年月日及び時刻を規定している。

③ 「第十一号の専ら侵害関連通信に係る SIM 識別番号に係る移動端末設備」

第 11 号に規定する SIM 識別番号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が送信された年月日及び時刻を規定している。

④ 「前号の専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号に係る移動端末設備」

第 12 号に規定する SMS 電話番号に係る移動端末設備であり、それから開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が送信された年月日及び時刻を規定している。

12. 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符

号（第 14 号）

本号は、開示の対象となる発信者情報として、経由プロバイダ間で契約者の特定に用いられる符号(利用管理符号)を定めるものである。

MVNO が利用者と通信役務の提供に係る契約を締結しており、MNO が MVNO に対して卸役務の提供を行っているような場合など、複数の経由プロバイダが通信に関与している場合がある。このような場合、開示請求者は、MNO 等から MVNO 等の名称の開示を受けた後に、MVNO 等に対して発信者の氏名、住所等の開示請求を行うことが想定されるが、MNO 等との間で契約者の識別に用いられる情報が MVNO 等における発信者の特定に資することがあることから、そのような情報を発信者情報として規定するものである。

〔用語の説明〕

- ① 「開示関係役務提供者と当該開示関係役務提供者と電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。)の提供に関する協定又は契約を締結している他の開示関係役務提供者」

「電気通信設備の接続」とは、電気通信設備相互間を電氣的に接続することをいう。

「電気通信設備の共用」とは、アンテナやトランスポンダ(電波中継機)等の電気通信設備を共同使用又は共有により使用することをいう。

「卸電気通信役務」とは、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務であり、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」を指す。

- ② 「インターネット接続サービスの利用者又は当該利用者が使用する電気通信回線を識別するために用いられる文字、番号、記号その他の符号」

「インターネット接続サービス」は、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務を意味する。

プロバイダにおいて、ICCID や CUI⁸⁵、回線番号等の顧客管理番号を用いて顧客情報の管理を行う場合があり、これらの情報を自社内での顧客情報の管理だけでなく、卸役務等の提供先であるプロバイダとの間で利用者を特定するための情報として用いられることがある。このように、ICCID や CUI、回線番号等の顧客管理番号等の情報が卸役務の提供に係る契約又は接続若しくは共用に係る協定を締結する他のプロバイダとの間で、インターネット接続サービスの利用者又は当該利用者が使用する電気通信回線を特定するために用いられる場合には、本号に掲げる情報に該当することとなる。

⁸⁵ Chargeable User Identity の略。有料ユーザ識別のための ID として利用されるもの。

第3条 特定発信者情報

(特定発信者情報)

第三条 法第五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の総務省令で定める発信者情報は、①前条第九号から第十三号までに掲げる情報とする。

【趣旨】

本条は、本法律第5条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第2号に掲げる要件に加えて第3号に掲げる補充的な要件を満たす場合に、特定電気通信役務提供者に対して開示を請求することができる「発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの」（特定発信者情報）を規定するものである。

具体的には、専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第2条第9号）、専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（同条第10号）、専ら侵害関連通信に係るSIM 識別番号（同条第11号）、専ら侵害関連通信に係るSMS 電話番号（同条第12号）並びに第9号から第12号までに係る開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（同条第13号）を特定発信者情報として限定列挙している。

なお、本条は、本法律及び第2条と同様に、これらの特定発信者情報の送信や保存を開示関係役務提供者に義務付けるものではない。

【解説】

〔用語の説明〕

① 「前条第九号から第十三号までに掲げる情報」

本法律第5条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を満たす場合には、特定発信者情報として、専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（第2条第9号）、専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（同条第10号）、専ら侵害関連通信に係るSIM 識別番号（同条第11号）、専ら侵害関連通信に係るSMS 電話番号（同条第12号）並びに第9号から第12号までに係る開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（同条第13号）の開示を請求することができることとしている。

(参考)

発信者情報の種類(施行規則第2条)

※下線が改正に伴い追加されたもの

発信者情報(法第2条第6号・施行規則第2条)

A 特定発信者情報以外の発信者情報(法第5条第1項柱書)

- (1) 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称
- (2) 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所
- (3) 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号
- (4) 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者のSMTPメールアドレス
- (5) 侵害情報の送信に係るIPアドレス及び組み合わせられたポート番号
- (6) 侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号
- (7) 侵害情報の送信に係るSIM識別番号
- (8) (5)～(7)に対応するタイムスタンプ

B 特定発信者情報(＝専ら侵害関連通信に係る発信者情報)(法第5条第1項柱書)

- (9) 専ら侵害関連通信に係るIPアドレス及び組み合わせられたポート番号
- (10) 専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号
- (11) 専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号
- (12) 専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号
- (13) (9)～(12)に対応するタイムスタンプ
- (14) 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号

第4条 法第五条第一項第三号口の総務省令で定める特定発信者情報以外の発信者情報

(法第五条第一項第三号口の総務省令で定める特定発信者情報以外の発信者情報)

第四条 法第五条第一項第三号口の総務省令で定める特定発信者情報以外の発信者情報は、①特定電気通信役務提供者が第二条第二号に掲げる情報を保有していない場合における同条第一号に掲げる情報、特定電気通信役務提供者が同号に掲げる情報を保有していない場合における同条第二号に掲げる情報、②同条第三号に掲げる情報、同条第四号に掲げる情報又は同条第八号に掲げる情報とする。

【趣旨】

本条は、本法律第五条第一項第三号口において、開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が特定発信者情報以外の発信者情報を保有している場合であっても、当該特定発信者情報以外の発信者情報が同号口の総務省令で定めるもののみであるときは特定発信者情報の開示を請求できるとされているところ、その特定発信者情報以外の発信者情報を定めるものである。

【解説】

下表のとおり、開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が保有している特定発信者情報以外の発信者情報が、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所(第2条第2号)」を保有していない場合における「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称(同条第1号)」、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称」を保有していない場合における「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所」、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号(同条第3号)」、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス(同条第4号)」又は「侵害情報が送信された年月日及び時刻(いわゆるタイムスタンプ)(同条第8号)」のみであるときは、特定発信者情報の開示を請求できるとしている。

施行規則 第2条の号番号	法5条1項の特定電気通信役務提供者が保有していても同項3号口の要件を満たす特定発信者情報以外の発信者情報
第1号	発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称 ※施行規則第2条第2号の情報(住所)を保有している場合は含まない。
第2号	発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所 ※施行規則第2条第1号の情報(氏名又は名称)を保有している場合は含まない。
第3号	発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号
第4号	発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス
第8号	第五号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、第六号の移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備又は前号のSIM識別番号に係る移動端末設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

○

〔用語の説明〕

① 「特定電気通信役務提供者が第二条第二号に掲げる情報を保有していない場合における同条第一号に掲げる情報、特定電気通信役務提供者が同号に掲げる情報を保

有していない場合における同条第二号に掲げる情報」

開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称(同条第1号)」又は「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所(第2条第2号)」のうちいずれか一方のみを保有している場合に、特定発信者情報の開示を請求できることとしている。

② 「同条第三号に掲げる情報、同条第四号に掲げる情報又は同条第八号に掲げる情報」

開示請求の相手方である特定電気通信役務提供者が「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号」、「発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス」又は「侵害情報が送信された年月日及び時刻(いわゆるタイムスタンプ)」を保有している場合にも、特定発信者情報の開示を請求できることとしている。

第5条 侵害関連通信

(侵害関連通信)

第五条 法第五条第三項の総務省令で定める識別符号その他の符号の電気通信による送信は、①次に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、それぞれ同項に規定する侵害情報の送信と相当の関連性を有するものとする。

- 一 ①②侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務の利用に先立って当該特定電気通信役務の利用に係る契約（③特定電気通信を行うことの許諾をその内容に含むものに限る。）②を申し込むために④当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約の申込みのための手順に従って行った、又は⑤当該発信者が当該契約をしようとする者であることの確認を受けるために⑥当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って①行った識別符号その他の符号の電気通信による送信（⑦当該侵害情報の送信より前に行ったものに限る。）
- 二 ①侵害情報の発信者が前号の契約に係る特定電気通信役務を利用し得る状態にするために②当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態にするための手順に従って行った、又は③当該発信者が当該契約をした者であることの確認を受けるために④当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送信
- 三 ①侵害情報の発信者が前号の特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するために②当該特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送信
- 四 ①第一号の契約をした侵害情報の発信者が当該契約を終了させるために②当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約を終了させるための手順に従って行った識別符号その他の符号の電気通信による送信（③当該侵害情報の送信より後に行ったものに限る。）

【趣旨】

本条は、本法律第5条第3項の規定に基づき、「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの」（侵害関連通信）を規定するものである。

具体的には、(ア)特定電気通信役務提供者による特定電気通信役務(SNS等)の利用に先だって当該特定電気通信役務の利用に係る契約を申し込むために行ったアカウント作成通信又は発信者が当該契約をしようとする者であることの確認を受けるために行った認証通信(以下「アカウント作成等通信」という。)(第1号)、(イ)(ア)の申込みにより特定電気通信役務の利用に係る契約を締結し当該役務の利用の許諾を受けた者が当該特定電気通信役務を利用し得る状態にするためのログイン通信又は特定電気通信役務を利用しようとする者が上記の契約を締結した者であることの確認を受けるために行った認証通信(以下「ログイン等通信」という。)(第2号)、(ウ)(ア)の特定電気通信役務を利用し得る状態となっていた者が当該特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するために行ったログアウト通信、(エ)(ア)の契約をした者が当該契約を終了させるために行ったアカウン

ト削除通信(第4号)、という4つの類型を限定列挙した上で、それぞれについて侵害情報の送信と相当の関連性を有するものを侵害関連通信として規定している。

【解説】

1. 侵害関連通信の共通事項(柱書)

侵害関連通信について、本条各号に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信のうち、それぞれ侵害情報の送信と相当の関連性を有するものと定めている。

〔用語の説明〕

① 「次に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、それぞれ同項に規定する侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」

「識別符号その他の符号」とは、柱書及び第1号から第4号までにおいて用いられる。SNS等において利用者のアカウントごとに設定されるユーザーID・パスワードのほか、サービスを利用中である利用者を識別するためにアクセス先のウェブサイトやアプリケーションによって発行されるいわゆるセッションID、アクセストークン等も含まれる。

「それぞれ同項に規定する侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」とは、本法律第5条第3項が侵害関連通信を「当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの」とし、被害者の権利回復の利益と発信者のプライバシー及び表現の自由、通信の秘密との均衡を図る観点から、開示することができる特定発信者情報の範囲について量的な制限を加えたことを踏まえて、本条各号に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信それぞれについて、侵害関連通信に該当するものを発信者を特定するために必要最小限度の範囲に限定するために、侵害情報の送信と相当の関連性を有することを侵害関連通信の要件とするものである。

このため、「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当する通信は、原則として、本条各号に掲げる通信ごとにそれぞれ1つとなることが想定される。具体的にどのような通信が「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当するかは、例えば、特定電気通信役務提供者における通信記録の保存状況や他の通信との比較における相対的な時間的近接性⁸⁶等を考慮して判断される。すなわち、特定電気通信役務提供者が発信者情報開示請求を受けたときにその記録を保有している通信のうち、本条各号に該当する通信それぞれについて侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信が「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当すると考えられる。もっとも、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信から発信者を特定することが困難であることが明らかであり、侵害関連通信の範囲を当該通信のみに限定することは、特定発信者情報の開示請求権を創設した趣旨に照らし適切ではないと考えられる場合がある⁸⁷。そこで、そのような場合

⁸⁶ 他の通信との比較において相対的に侵害情報の送信に近接しているかどうかを考慮されるため、当該通信と侵害情報の送信との時間的な間隔が一定期間以上のものであることだけをもって一律に「相当の関連性」が否定されるものではない。

⁸⁷ このような場合に該当すると考えられるものとして、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信が経由プロバイダのみを経由して接続した通信ではないことにより、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の契約者情報を保有する経由プロバイダを特定することができない場合が考えられる。具体的には、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信が「ボットによるアクセス」である場合やソーシャルログインの場合などがあるとの指摘があり、東京地判令和3・6・24 令和2年(ワ)31118号公刊物未搭載の事例等が参考になる。例外的に侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信以外の

には、例外的に、侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信以外の通信も「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当する通信になり得る。

2. アカウント作成等通信（第1号）

本号は、利用者が SNS 等のアカウントを作成時や会員登録時に、当該 SNS 等の利用に係る契約を申込みのために送信するアカウント作成等の通信を、侵害関連通信として定めるものである。

〔用語の説明〕

① 「侵害情報の発信者が…行った識別符号その他の符号の電気通信による送信」

「侵害情報の発信者が…行った識別符号その他の符号の電気通信による送信」は、第1号から第4号において用いられている。

発信者とログイン時等の通信を行った者とが、同一の者である場合に限り開示できるとするものである。同一のアカウントのログイン時等の通信と権利侵害投稿通信は基本的に同一の者から行われたものと捉えることができると考えられることから、当該アカウントが複数の者に共有されている場合やアカウントの乗っ取りが発生した場合などの例外的な場合を除き、侵害情報の送信が行われたアカウントと同一のアカウントへのログイン時等の通信は、当該要件に該当するものと考えられる。

SNS 等のアカウントを用いて他のサービス等にログインすること（いわゆるソーシャルログイン）ができるように SNS 等の運営者が他社に認証機能を提供している場合がある。また、SNS 等の運営者が他社の認証機能の提供を受け、他社のサービスのアカウントを用いて SNS 等にソーシャルログインができる場合もある。このようなソーシャルログインに関しても、ユーザーと侵害情報の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者との間の通信であるといえ、「侵害情報の発信者が…行った識別符号その他の符号の電気通信による送信」に該当するものについては、本号又は次号に規定する通信に該当し得る⁸⁸。

② 「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務の利用に先立って当該特定電気通信役務の利用に係る契約…を申し込む」

SNS 等において投稿等を行うためには、投稿等に先立ってアカウントの作成や会員登録が必要となるのが一般的である。そのようなアカウントの作成や会員登録を行うためには、まず、ユーザーID・パスワード等の所定の事項をフォームに入力・送信した上で、当該 SNS 等を利用することについて運営者との間で当該 SNS 等の利用に係る契約を締結することが必要となるのが一般的であるところ、「当該特定電気通信役務の利用に係る契約…を申し込む」とは、そのような契約の申込みを行うことである。

通信が対象となり得る場面については、今後の技術の進歩や事例の蓄積等により変わり得るものと考えられる。

⁸⁸ ソーシャルログインが行われる場合、認証機能を提供する事業者と侵害情報に係る特定電気通信役務を提供する事業者との間でアクセストークンの提供等の通信が行われることが一般的であるところ、特定電気通信役務提供者と認証機能の提供者との間の通信であるといえ、「侵害情報の発信者が…行った識別符号その他の符号の電気通信による送信」に該当しないものについては、侵害関連通信に該当しないこととなる。

③ 「特定電気通信を行うことの許諾をその内容に含むものに限る」

特定電気通信役務のうち、他者が送信した投稿等を閲覧等するのみではなく、投稿等を行うことができることを契約内容とするものに限ることを規定している。

投稿等を行うためには当該契約に付随する別途の合意を行う必要がある場合等には、閲覧等のみを内容とする契約を申し込むための通信ではなく、当該投稿等を行うことを内容とする別途の合意の申し込みのための通信が本号の侵害関連通信に該当することになる。

④ 「当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約の申込みのための手順に従って行った」

SNS 等において投稿を行うことができるアカウントを作成したり、会員登録を行ったりするためには、ユーザーID・パスワード等の所定の事項をフォームに入力・送信することにより当該 SNS 等の利用に係る契約の申込みをする、といったアカウント作成や会員登録のための手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。したがって、問合せフォームを通じて行ったアカウントの作成方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信は、本号に規定するアカウント作成等通信には該当しない。

⑤ 「当該発信者が当該契約をしようとする者であることの確認を受ける」

SNS 等の利用に係る契約を締結するに当たって登録しようとする電話番号が他人の電話番号ではないことの確認のために SMS 認証を受けること等により、アカウントを作成すること等により SNS 等を利用しようとする者が SNS 等の利用に係る契約をしようとする者かどうかについての確認を受けることである。

⑥ 「当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って」

SNS 等の利用に係る契約をしようとする者かどうかの確認に関しては、SNS 等の登録者情報として登録しようとする電話番号が他人の電話番号ではないことを確認するために認証コードを送信して SMS 認証をする、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。問合せフォームを通じて行った認証方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信である認証通信には該当しない。

⑦ 「当該侵害情報の送信より前に行ったものに限る」

侵害関連通信とは「侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った」通信であるところ(本法律第 5 条第3項)、侵害情報の送信より後に行われたアカウント作成等通信は侵害関連通信への該当性が一般に認められないことから、アカウント作成等通信の要件として、侵害情報の送信より前に行われたものであることを定めている。

3. ログイン等通信（第2号）

本号は、侵害関連通信として、利用者が SNS 等を利用し得る状態にするためにアカウントにログインする際に送信するログイン通信及び当該利用が SNS 等の利用に係る契約を締

結した者であることについての確認を受けるために送信する認証通信を定めるものである。また、ログイン状態を継続するためのアクセストークンを送信するための通信も含まれる。これらの通信については、侵害情報の送信との先後を問わず、本号に掲げる通信に該当することとなる。

〔用語の説明〕

① 「侵害情報の発信者が前号の契約に係る特定電気通信役務を利用し得る状態にする」

SNS 等を利用するために、ユーザーID・パスワードを入力する等してアカウントにログインすること又はセッション ID 等を用いてログイン済のセッションを再開することである。

SNS 等のアカウントを用いて他のサービス等にログインすること(いわゆるソーシャルログイン)ができるように SNS 等の運営者が他社に認証機能を提供しており、他のサービスへのログインにあたり当該認証機能を提供した際の通信記録を SNS 等の運営者が保有している場合がある。SNS 等の運営者に対する発信者情報開示請求においては、他のサービスへのログインにあたり当該認証機能を提供した時の通信については、他のサービスへのログインのための通信であり、「前号の契約に係る特定電気通信役務を利用し得る状態にする」ための通信ではないことから、本号の通信には該当しないこととなる。

② 「当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態にするための手順に従って行った」

SNS 等を利用するためには、ユーザーID・パスワードを入力する等してアカウントにログインする又はセッション ID を用いてログイン済のセッションを再開する、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。したがって、問合せフォームを通じて行った SNS 等の利用方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信であるログイン通信には該当しない。

③ 「当該発信者が当該契約をした者であることの確認を受ける」

SNS 等の利用に係る契約を締結するに当たって登録した電話番号が他人の電話番号ではないことの確認のために SMS 認証を受けること等により、当該アカウントにより SNS 等を利用しようとする者が SNS 等の利用に係る契約をした者かどうかについての確認を受けることである。

④ 「当該特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該確認のための手順に従って行った」

SNS 等の利用に係る契約をした者かどうかの確認に関しては、SNS 等の登録者情報として登録された電話番号が他人の電話番号ではないことを確認するために認証コードを送信して SMS 認証をする、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。問合せフォームを通じて行った認証方法についての問合せ等、当該手順に基づかずに別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信である認証通信には該当しない。

4. ログアウト通信（第3号）

本号は、侵害関連通信として、利用者が SNS 等を利用し得る状態を終了するためにアカウントからログアウトしようとする際に送信する通信（ログアウト通信）を定めるものである。ログアウト通信については、侵害情報の送信との先後を問わず、本号に掲げる通信に該当することとなる。

〔用語の説明〕

① 「侵害情報の発信者が前号の特定電気通信役務を利用し得る状態を終了する」

「利用し得る状態を終了する」とは、SNS 等のアカウントにログインすることにより当該 SNS 等を利用し得る状態になるところ、そのような状態を終了するためにアカウントからログアウト等することである。

② 「当該特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該特定電気通信役務を利用し得る状態を終了するための手順に従って行った」

SNS 等を利用し得る状態を終了するためには、ログアウトボタンを押下してログアウトする、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の符号の送信が該当することとしている。問合せフォームを通じて行ったログアウト方法についての問合せ等、当該手順に基づかず別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信であるログアウト通信には該当しない。

5. アカウント削除通信（第4号）

本号は、侵害関連通信として、利用者が SNS 等のアカウントを削除する際に送信する通信（アカウント削除通信）を定めるものである。

〔用語の説明〕

① 「第一号の契約をした侵害情報の発信者が当該契約を終了させる」

「当該契約を終了させる」とは、SNS 等の利用を将来にわたって終了するために、当該 SNS 等の運営者に当該 SNS 等の利用に係る契約の解約の申込みをすることである。

② 「当該契約の相手方である特定電気通信役務提供者によってあらかじめ定められた当該契約を終了させるための手順に従って行った」

SNS 等において投稿等を行うことができるアカウントを削除するためには、SNS 等のウェブサイト又はアプリケーションにおいて設けられているアカウント削除ボタンを押下することにより当該 SNS 等の利用に係る契約を終了させる、といった手順が定められているのが一般的であるところ、その手順に従って行った識別符号その他の送信が該当することとしている。問合せフォームを通じて行ったアカウントの削除方法についての問合せ等、当該手順に基づかず別途行った通信については、本号に規定する侵害関連通信であるアカウント削除通信には該当しない。

③ 「当該侵害情報の送信より後に行ったものに限る。」

侵害関連通信とは「侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った」通信であるため（本法律第5条第3項）、侵害情報の送信より前に行われたアカウント削除通信は侵害関連通信への該当性が一般に認められないことか

ら、アカウント削除通信に該当するための要件として、侵害情報の送信より後に行われたものであることを定めている。

第6条 提供の方法

(提供の方法)

第六条 法第十五条第一項第一号の総務省令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 ①電子メールを送信する方法
 - 二 ②磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法
 - 三 ③法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機に備えられたファイルに記録された同項に定める事項を、電気通信回線を通じて申立人のみの閲覧に供し、及び当該事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該申立人に通知し、又は当該申立人が当該事項を閲覧していたことを確認する方法であつて、④当該申立人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- 2 法第十五条第一項第二号が適用される場合における前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者が自ら設置した」とあるのは「法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の開示関係役務提供者又は同項第二号の他の開示関係役務提供者が自ら設置した」と、「申立人のみ」とあるのは「同号の他の開示関係役務提供者のみ」と、「当該申立人」とあるのは「当該他の開示関係役務提供者」とする。

【趣旨】

本条は、本法律第 15 条第1項第1号の規定に基づく提供命令があった場合における情報の提供又は通知の方法のうち、電磁的方法を定めるものである。

【解説】

電磁的方法として、①電子メールを送信する方法(第1号)、②磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法(第2号)、③開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機に備えられたファイルに記録しそれを電気通信回線を通じて申立人のみの閲覧に供し、及び当該事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該申立人に通知し、又は当該申立人が当該事項を閲覧していたことを確認する方法を定めている。

提供命令があった場合において電磁的方法による情報の提供又は通知が行われることが想定される場面は、以下のとおり。

- ・ 提供命令を受けた開示関係役務提供者からその申立人に対する本法律第 15 条第1項第1号イ又はロに規定する情報の提供(本法律第 15 条第1項第1号)
- ・ 提供命令の申立人が提供命令によりその氏名等情報の提供を受けた他の開示関係役務提供者を相手方として開示命令の申立てをした旨の当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対する通知(本法律第 15 条第1項第2号)
- ・ 提供命令を受けた開示関係役務提供者から当該提供命令に係る他の開示関係役務提供者に対する当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報の提供(本法律第 15 条第1項第2号)

これらの場面において、提供命令を受けた開示関係役務提供者又は申立人は、書面又は電磁的方法によるか、電磁的方法による場合には本条第 1 項各号に掲げるいずれの方法によるかを選択することとなる。

1 開示関係役務提供者と申立人との間の情報の提供又は通知（第 1 項）

〔用語の説明〕

① 「電子メールを送信する方法」

「電子メール」は、第2条第4号において用いられている。具体的には、特定電子メール法通信方式省令第1号に規定するシンプルメールトランスファープロトコルを用いる電子メールを意味するものである。

② 「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法」

磁気ディスク、シー・ディー・ロム等の記録媒体に本法律第 15 条第 1 項に定める事項を記録したうえで、当該記録媒体を提供先の申立人に対して交付する方法を定めたものである。

記録媒体の交付の方法について特段の制限はなく、郵送等による交付を行うことが考えられる。

③ 「法第十五条第一項(各号列記以外の部分に限る。)の開示関係役務提供者が自ら設置した電子計算機に備えられたファイルに記録された同項に定める事項を電気通信回線を通じて申立人のみの閲覧に供し、及び当該事項を当該ファイルに記録する旨若しくは記録した旨を当該申立人に通知し、又は当該申立人が当該事項を閲覧していたことを確認する方法」

自ら設置したサーバに提供命令に基づき提供すべき事項を記録したうえで、当該事項を申立人のみの閲覧に供させる方法を規定している。

自ら設置した電子計算機に備えられたファイルに記録する場合に限られることから、第三者が設置した電子計算機に備えられたファイルに記録する方法は、本号に定める方法に該当しないこととなる。また、本号に定める方法に該当するためには、提供命令を受けた開示関係役務提供者及び申立人以外の者が当該事項を閲覧することができないことが必要となる。

本法律 15 条第 1 項に定める事項を記録しただけでは、相手方がそのことを速やかに認識できない場合もあることから、所定の事項をサーバに記録する場合又は記録した場合には、その旨を提供先に対して通知し、又は当該事項を閲覧したことを確認することができる方法によらなければならない。

④ 「当該申立人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの」

申立人がファイルをダウンロードし印刷することなどにより、本法律第 15 条第 1 項に定められた事項を書面にすることができることを意味する。

申立人における非訟事件の対応及び記録の管理に資するようするため、記録を出力することにより書面を作成することができるものに限ることとしている。

2 開示関係役務提供者間の情報の提供（第2項）

本条第2項においては、提供命令の名宛人となった開示関係役務提供者が本法律第15条第1項第2号の命令により発信者情報を他の開示関係役務提供者に提供する場合の、前項第3号に定める方法について、必要な読替えを行っている。

本法律第15条第1項第2号の命令による発信者情報の提供を行う場合、提供元のプロバイダが設置した電子計算機だけでなく、提供先のプロバイダが設置した電子計算機を用いる場合であっても、本号に定める方法として認められることとしている。

本項が適用される場合、提供元プロバイダ及び提供先プロバイダ以外の者がファイルに記録された事項を閲覧できないことが必要となる。

第7条 法第十五条第一項第一号口の総務省令で定める発信者情報

(法第十五条第一項第一号口の総務省令で定める発信者情報)

第七条 法第十五条第一項第一号口の総務省令で定める発信者情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報とする。

一 法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める情報

イ ①法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第一項第三号に該当すると認められる場合 第二条第九号から第十二号までに掲げる情報

ロ ②法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第一項第三号に該当すると認められない場合 第二条第五号から第七号までに掲げる情報

二 ①法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者である場合（前号に該当する場合を除く。） 第二条第五号から第七号まで及び第十四号に掲げる情報

三 ①法第十五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第二項に規定する関連電気通信役務提供者である場合 第二条第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる情報

【趣旨】

本法律第15条第1項第1号ロにおいて、提供命令の発令を受けた開示関係役務提供者（提供元プロバイダ）が本法律第15条第1項第1号イに規定する他の開示関係役務提供者（提供先プロバイダ）を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるもの（以下「提供先特定用発信者情報」という。）を保有していない場合又は提供元プロバイダがその保有する提供先特定用発信者情報により提供先プロバイダを特定することができない場合は、当該提供元プロバイダはその旨を申立人に通知すること（以下、提供先特定用発信者情報を保有していない場合の通知を「不保有の通知」という。）を要する（他方で、この場合、他の開示関係役務提供者を特定し、その氏名等情報を申立人に提供することは要しない。）と規定されている。本条は、本法律第15条第1項第1号ロの規定に基づき、提供先特定用発信者情報を定めるものである。

【解説】

○ 本条で定める提供先特定用発信者情報は、下表のとおりである。

号番号	該当する場合	不保有の通知をすることを要する 提供先特定用発信者情報
第1号 イ	本法律第15条第2項の規定により同条第1項の規定を読み替えて適用する場合であつて、同条第2項に規定する特定発信者情報の開示の請求について本法律第5条第1項第3号に該当すると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> 専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号(第2条第9号) 専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号(第2条第10号)

		<ul style="list-style-type: none"> ・専ら侵害関連通信に係る SIM 識別番号符号(第2条第11号) ・専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号(第2条第12号)
第1号	本法律第15条第2項の規定により同条第1項の規定を読み替えて適用する場合であって、同項に規定する特定発信者情報の開示の請求について本法律第5条第1項第3号に該当すると認められない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号(第2条第5号) ・侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別番号(第2条第6号) ・侵害情報の送信に係る移動端末設備からのSIM識別番号(第2条第7号)
第2号	本法律第15条第1項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が本法律第5条第1項に規定する特定電気通信役務提供者であって、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求していない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号(第2条第5号) ・侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別番号(第2条第6号) ・侵害情報の送信に係る移動端末設備からのSIM識別番号(第2条第7号) ・侵害情報の発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理番号(第2条第14号)
第3号	本法律第15条第1項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が本法律第5条第2項に規定する関連電気通信役務提供者である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号(第2条第9号) ・専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別番号(第2条第10号) ・専ら侵害関連通信に係る SIM 識別番号(第2条第11号) ・専ら侵害関連通信に係る SMS 電話番号(第2条第12号) ・侵害情報の発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理番号(第2条第14号)

1. 法第15条第1項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する開示命令の申立ての相手方が法第5条第1項に規定する特定電気通信役務提供者であって、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合(第1号)

本法律第15条第2項においては、開示命令の申立ての相手方が同条第1項に規定する特定電気通信役務提供者であり、かつ、当該開示命令の申立てにおいて特定発信者情報を含む開示の請求をしている場合は、同条第1項を読み替えて適用することとされているところ、本号は、当該読替え適用がされる場合の提供先特定用発信者情報を規定するものである。なお、本号における特定電気通信役務提供者としては、コンテンツプロバイダが想定される。

〔用語の説明〕

① 「法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第

一項第三号に該当すると認められる場合」(イ)

本号柱書に規定する場合に該当することを前提として、さらに、本法律第 15 条第2項の表中の上段の右欄に規定する場合に該当する場合、すなわち、特定電気通信役務提供者(コンテンツプロバイダ)に対して、特定発信者情報を含む発信者情報の開示命令の申立てをしており、かつ、本法律第 5 条第 1 項第 3 号の補充的な要件を満たす場合のことである。この場合において、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第2条第9号から第 12 号までに掲げる特定発信者情報を定めている。

② 「法第十五条第二項に規定する特定発信者情報の開示の請求について法第五条第一項第三号に該当すると認められない場合」(ロ)

本号柱書に規定する場合に該当することを前提として、さらに、本法律第 15 条第2項の表中の上段の左欄に規定する場合に該当する場合、すなわち、特定電気通信役務提供者(コンテンツプロバイダ)に対して、特定発信者情報を含む発信者情報の開示の申立てをしており、かつ、本法律第 5 条第 1 項第 3 号の補充的な要件を満たさない場合のことである。この場合において、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第2条第5号から第7号までに掲げる特定発信者情報以外の発信者情報を定めている。

2. 法第 15 条第 1 項 (各号列記以外の部分に限る。) に規定する開示命令の申立ての相手方が法第 5 条第 1 項に規定する特定電気通信役務提供者である場合 (前号に該当する場合を除く。)(第 2 号)

本号は、本法律第 15 条第1項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する開示命令の申立ての相手方が本法律第5条第1項に規定する特定電気通信役務提供者であって、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報以外の発信者情報のみの開示を請求している場合のことである。この場合において、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第2条第5号から第7号まで及び第 14 号に掲げる特定発信者情報以外の発信者情報を定めている。なお、本号における特定電気通信役務提供者としては、コンテンツプロバイダ及び権利侵害投稿を媒介した経由プロバイダが想定される。

〔用語の説明〕

① 「法第十五条第一項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者である場合(前号に該当する場合を除く。)」

「法第十五条第一項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者である場合」とは、開示命令の申立ての相手方について、本法律第5条第1項に規定する特定電気通信役務提供者であることを要するものであり、本条第 1 号と同じ要件である。他方で、「(前号に該当する場合を除く。)」としていることにより、本号が適用されるのは、当該開示命令の申立てにおいて特定発信者情報を含む開示の請求をしていない場合となるため、本法律第 15 条第2項の規定による同条第1項の規定の読替え適用はなされず、本法律第 15 条第1項がそのまま適用されることとなる。

この場合においては、特定発信者情報以外の発信者情報のみが開示請求の対象となっていることから、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第2条第5号から第7号までに掲げる特定発信者情報以外の発信者情報を定めている。

また、経由プロバイダが卸役務等を提供しており、当該卸先等が契約者の氏名等の情報を保有している場合などには、卸元等の経由プロバイダと卸先等の経由プロバイダとの間で利用管理符号を用いて利用者を特定する可能性があることから、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の利用管理符号(第2条第14号)についても、提供命令を受けた当該特定電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として定めている。

3. 法第15条第1項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する開示命令の申立ての相手方が法第5条第2項に規定する関連電気通信役務提供者である場合(第3号)

本号は、本法律第15条第1項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する開示命令の申立ての相手方が本法律第5条第2項に規定する関連電気通信役務提供者である場合に、提供命令を受けた当該関連電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として、第2条第9号から第12号まで及び第14号に掲げる特定発信者情報を定めている。

〔用語の説明〕

①「法第十五条第一項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が法第五条第二項に規定する関連電気通信役務提供者である場合」

開示命令の申立ての相手方について、本法律第5条第2項に規定する関連電気通信役務提供者であることを要するものである。

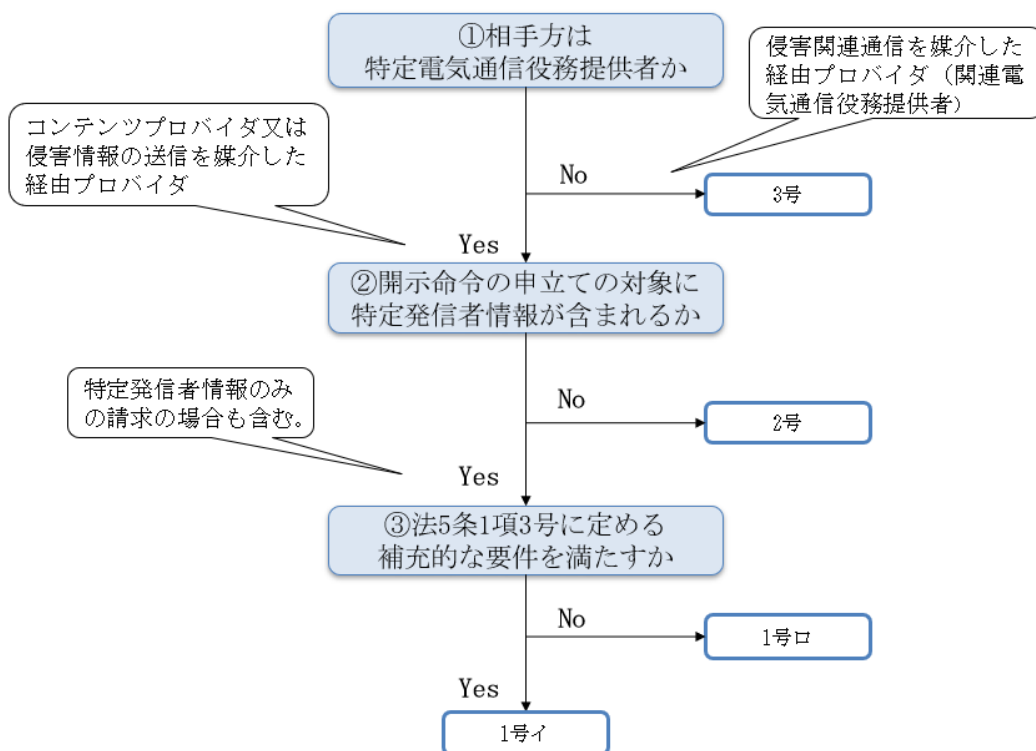
前述のとおり、本法律第15条第2項において、開示命令の申立ての相手方が本法律第5条第1項に規定する特定電気通信役務提供者であり、かつ、当該開示命令の申立てにおいて特定発信者情報を含む開示の請求をしている場合は、同条第1項を読み替えて適用することとされているところ、本号に規定する場合に該当する場合は「開示命令の申立ての相手方が法第五条第二項に規定する関連電気通信役務提供者である場合」であることから、当該読替え適用はなされず、本法律第15条第1項がそのまま適用されることとなる。

この場合において、関連電気通信役務提供者に対して開示を請求することができるのは「侵害関連通信に係る発信者情報」(本法律第5条第2項柱書)であるから、提供命令を受けた当該関連電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報としては、「専ら侵害関連通信に係る発信者情報」である第2条第5号から第7号までに掲げる特定発信者情報を定めている。

また、関連電気通信役務提供者が卸役務等を提供しており、当該卸先等が契約者の氏名等の情報を保有している場合などには、卸元等の関連電気通信役務提供者と卸先等の関連電気通信役務提供者との間で利用管理符号を用いて利用者を特定する可能性があることから、発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の利用管理符号

(第 2 条第 14 号)についても、提供命令を受けた関連電気通信役務提供者がその申立人に対して不保有の通知をすることを要する提供先特定用発信者情報として定めている。

施行規則第7条各号の適用関係



附則

第一条 この省令は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

第二条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年総務省令第五十七号）は、廃止する。

【趣旨】

本条は、本施行規則の施行期日及び旧省令の廃止について規定するものである。

【解説】

1. 施行期日（第1条）

本施行規則は、令和3年改正法の施行に伴い、その改正内容を踏まえて法の細則を定めるものであるから、令和3年改正法の施行の日（令和4年10月1日）を施行期日としている。

2. 旧省令の廃止（第2条）

令和3年改正法により、旧省令の全7号から全7条へと省令の規定数も大幅に増加したこと、及び旧省令は発信者情報を規定することに特化した省令であったが、令和3年改正法によって侵害関連通信及び特定発信者情報に係る省令事項並びに提供命令に係る省令事項が加わり、内容面も大きく変更されたことを勘案して、旧省令を廃止した上で、本施行規則を制定したものである。